

令和7年度 大学機関別認証評価  
自己点検・評価書  
[日本高等教育評価機構]

令和7(2025)年6月  
高知リハビリテーション専門職大学



## 目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等	1
II. 沿革	2
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	5
基準 1. 使命・目的	5
基準 2. 内部質保証	9
基準 3. 学生	18
基準 4. 教育課程	36
基準 5. 教員・職員	49
基準 6. 経営・管理と財務	60
IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価	73
基準 A. 地域連携・地域貢献	73
VI. 法令等の遵守状況一覧	78
VII. エビデンス集一覧	93
エビデンス集（データ編）一覧	93
エビデンス集（資料編）一覧	93



## I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

### 1. 建学の精神・大学の基本理念

建学の精神は、明治 32(1899)年、現在の高知市桜井町に開設された「江陽学舎」を源流とする学校法人 高知学園 126 年の歴史の中で形作られた精神を踏襲している。すなわち、「至誠をもって事にあたり、人や社会に信頼される人物の育成」を教育の基本としている。高知学園のシンボルである「世界の鐘」の音に込められた「世界の平和と友愛」の精神の醸成にも努めている。この高知学園の建学の理念に基づき、「リハビリテーションに関する高度で専門的な知識と技能を修得した、至誠心に富み、信頼される理学療法士、作業療法士、言語聴覚士を育成する」ことを大学の理念としている。

### 2. 使命・目的

「教育基本法及び学校教育法に基づき、実践的かつ創造的な教育研究により、保健医療福祉分野における高度な知識と技術、高い倫理感と豊かな人間性を備えた有能な人材を養成し、地域社会の発展と国民の健康に貢献すること」を目的としている。

学部・学科の教育目的は、「高度化かつ複雑化する社会のニーズを見据え、理論に裏付けされた実践的な知識と技術を養い、生命を扱う専門職としての資質に欠くことのできない人間力と倫理観を涵養し、多様な分野で多職種と自在に連携、協働しながら自らの専門性を発揮し、将来を切り開いていくことができる理学療法士、作業療法士、言語聴覚士を育成する」ために、専門職大学を設置したものである。

### 3. 大学の個性・特色

本学は、学校教育法第 83 条 2 第 1 項に規定される専門職大学の目的である「深く専門の学芸を教授研究し、専門性が求められる職業を担うための実践的かつ応用的な能力を展開させること」を踏まえ、高い倫理性と豊かな人間性を有し、人間を統合的に理解する能力、科学的な学問体系から得られた理論にも裏付けられた優れた知識と技能等を強みに、企業等の現場における実務の主力を担うとともに、社会の変化に対応しつつ、継続的にスキルアップを図りながら、問題解決に向け科学的思考能力と主体的学修能力を備えたりハビリテーション専門職を育成している。中でも、各臨床実習の教育的効果を高め、より実践的な技術を身につけるために、臨床場面を想定した技能を学修する実習科目を配置する等、学生が主体的に学修に取り組めるような教育方法を積極的に取り入れている。

また、職業教育として、知識や技術を備えた者が、実際の社会でその力を発揮し、社会に貢献できる実践能力を有する人材を養成するため、本学の教育を次の 3 点にまとめている。

#### 1) 人間教育

理学療法士・作業療法士・言語聴覚士は多くの専門職と共にチームを構成し、医療機関だけでなく地域社会における様々な場面に関わる。保健医療職としての使命感や将来への目的意識、コミュニケーション能力、実行力や協調性等の基礎的能力を育成する本学では、学生の個別性を尊重し、その特性をのぼし、人間的に成長するための支援をするとともに、豊かな人間性の形成と科学的思考力、問題解決能力、主体的学修力を高めるための教育を

行う。特に職種間の連携にあたりその共通理解となる基礎医学と幅広い教養を身につける教育にも力を入れていく。

## 2) 実践的知識・実践的技術の修得

現場から求められる人材として実践的に活動できるようになるために必要な知識・技術は膨大であり、本学の教育ですべてを修得できるものではない。本学の教育では、それらを備えた専門職になることを目指し、卒業時にはベースとなる部分を確実に備え、実践的かつ高度なものを自ら獲得できる力を備えるようになることを目指す。学生は、4年間の学修課程で「理論－演習－実践－統合」のプロセスを経て、理論と実践の関連を基盤とした実践活動を学修する。また、将来にわたり理学療法・作業療法・言語聴覚療法の専門性を主体的に探究していく能力も育成する。そのために学生が主体的に学修に取り組めるように教育方法を工夫し、実践活動では本学の近隣地域を教育のフィールドに取り組むことを行う。

## 3) 地域貢献

本学は所在地である土佐市のみならず、高知県全体を含め地域の特性も踏まえ、健康寿命の延伸や介護予防等の地域住民の健康増進、高齢者や障害者自立支援、障害発生予防、障害児療育や特別支援教育、障害者の就労支援や生活活動支援等の取り組みの中核的役割を担える人材を育成する。また、これらの能力を地域社会で実践することで、専門職業人として貢献していくための応用力、実践力の育成を図ることが特徴である。

本学は上記の地域貢献に係る連携体制として、所在地である高知県土佐市との間で連携事業に関する協定書を、土佐市社会福祉協議会との間で、地域支援に関する協定書を締結するとともに、本学内に「スポーツ・サポート・センター」「ジョブ・サポート・センター」「コミュニケーション・サポート・センター」の3つのセンターを設置し、土佐市に限らず教育研究・地域貢献・地域連携を実施している。そして、これらのセンター活動の基盤となる科目と、地域連携に繋がる実習科目を配置することで、「実践の知」が修得できるようにしている。

## II. 沿革

### 1. 本学の沿革

昭和 43 年 04 月	高知リハビリテーション学院（3年制）開学
昭和 50 年 03 月	高知リハビリテーション学院修業年限を4年制に変更
昭和 55 年 12 月	高知リハビリテーション学院専修学校に認定（高知県知事）
昭和 62 年 04 月	高知リハビリテーション学院佛教大学通信教育部と教育提携
平成 05 年 04 月	高知リハビリテーション学院作業療法学科開設
平成 09 年 04 月	高知リハビリテーション学院言語療法学科開設
平成 10 年 10 月	高知リハビリテーション学院 校舎(本館) 移転・新築(土佐市)
平成 12 年 04 月	高知リハビリテーション学院人間総合科学大学と教育提携

## 高知リハビリテーション専門職大学

平成 14 年 04 月	高知リハビリテーション学院入学定員を 30 名から 40 名に変更承認
平成 17 年 04 月	高知リハビリテーション学院理学療法学科の入学定員を 40 名から 70 名に変更承認
平成 17 年 12 月	高知リハビリテーション学院高度専門士の称号付与が認められる
平成 26 年 04 月	高知リハビリテーション学院 校舎(別館) 新築
平成 29 年 02 月	高知リハビリテーション学院職業実践専門課程認定 (文部科学省)
平成 29 年 04 月	高知リハビリテーション学院一般社団法人リハビリテーション教育評価機構認定
平成 30 年 10 月	高知リハビリテーション専門職大学(リハビリテーション学部リハビリテーション学科) 設置認可
平成 31 年 04 月	高知リハビリテーション専門職大学開学

上記に示すように、学校法人高知学園が、これまでのリハビリテーション専門職養成実績を踏まえ、既設の専門学校「高知リハビリテーション学院」を発展的に改編し、新たに専門職大学を設置したものである。

## 2. 本学の現況

- ・ **大学名** 高知リハビリテーション専門職大学
- ・ **所在地** 〒781-1102 高知県土佐市高岡町乙 1139-3
- ・ **学部構成** リハビリテーション学部 リハビリテーション学科
  - 理学療法学専攻 (入学定員 70 名)
  - 作業療法学専攻 (入学定員 40 名)
  - 言語聴覚学専攻 (入学定員 40 名)
- ・ **学生数** (令和 7(2025)年 5 月 1 日現在)

	1 年次	2 年次	3 年次	4 年次	計
理学療法学専攻	49	52	59	74	234
作業療法学専攻	29	14	18	22	83
言語聴覚学専攻	21	22	19	16	78
学科 計	99	88	96	112	395

高知リハビリテーション専門職大学

・教員数 (令和7年(2025)5月1日現在)

	教授	准教授	講師	助教	専攻計
理学療法学専攻	9	1	3	1	14
作業療法学専攻	4	2	2	1	9
言語聴覚学専攻	2	3	1	2	8
学科 計	15	6	6	4	31

・職員数 (令和7(2025)年5月1日現在)

	専任職員	非常勤職員	臨時職員	計
人数	12	5	10	27

※専任職員は、法人本部職員を含む。

### Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

#### 基準 1. 使命・目的

##### 1-1. 使命・目的及び教育研究上の目的の反映

###### ①学内外への周知

###### ②中期的な計画への反映

###### ③三つのポリシーへの反映

###### ④教育研究組織の構成との整合性

###### ⑤変化への対応

###### (1) 1-1 の自己判定

「基準項目 1-1 を満たしている。」

###### (2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

###### 1-1-①学内外への周知

本学の理念は、学校法人高知学園の建学の精神に基づき、「リハビリテーションに関する高度で専門的な知識と技能を修得した、至誠心に富み、信頼される理学療法士、作業療法士、言語聴覚士を育成する」ことである。そして大学の目的は、「教育基本法及び学校教育法に基づき、実践的かつ創造的な教育研究により、保健医療福祉分野における高度な知識と技術、高い倫理感と豊かな人間性を備えた有能な人材を養成し、地域社会の発展と国民の健康に貢献すること」であり、「高知リハビリテーション専門職大学学則」【1-1-a】（以下、学則という）第 1 条に明記している。

また、学部の教育目的は、「高度化かつ複雑化する社会のニーズを見据え、理論に裏付けされた実践的な知識と技術を養い、生命を扱う専門職としての資質に欠くことのできない人間力と倫理観を涵養し、多様な分野で多職種と自在に連携、協働しながら自らの専門性を発揮し、将来を切り開いていくことができる理学療法士、作業療法士、言語聴覚士を育成すること」であり、学則【1-1-a】第 5 条第 2 項に明記している。

大学の使命・理念及び目的については、学生便覧【1-1-b】に明示し学生及び教職員に周知するとともに、学内ではオリエンテーション時に説明を行っている。学生便覧は大学ポータルサイトにて、随時確認できるようにしている。一方、学外への周知については大学案内【1-1-c】、大学ホームページ【1-1-1】に掲載し社会に公表している。

###### 1-1-②中期的な計画への反映

本学では、令和 2(2020)年度からの 5 年間で「高知リハビリテーション専門職大学 第 1 期中期目標・中期計画（令和 2(2020)年度～令和 6(2024)年度）」（以下、「第 1 期中期目標・中期計画」という）【1-1-d】として、理念・目的及び教育目的、養成する人材像の実現に向けて、具体的な方策を策定している。

「第 1 期中期目標・中期計画」は、建学の理念、大学の目的、学部学科の教育目標を踏まえ、専門職大学設置計画に基づき、Ⅰ. 建学の理念・教育目標の具現化、Ⅱ. 学生確保、Ⅲ. 教育の充実、Ⅳ. 研究推進、Ⅴ. 大学運営、Ⅵ. 内部質保証、Ⅶ. 地域連携・地域貢献の推進、Ⅷ. 国際化の推進、の 8 項目について、具体的な目標を定め実行計画としてい

る。主な内容として、専門職大学としてのブランディングの強化、学修支援・学生支援の改善・向上、社会実装の推進、教職員の能力開発の強化、内部質保証体制の確立、大学が持つ知の地域への還元、収容定員充足に向けた学生募集活動等に加え、令和 2(2020)年度より始まった新型コロナウイルス感染症拡大に伴う対策を含んでいる。これらの中でも、収容定員の充足、社会実装の推進等の地域連携・地域貢献活動、国際化については重点強化策として位置付けている。

「高知リハビリテーション専門職大学 第 2 期中期目標・中期計画（令和 7(2025)年度～令和 11(2029)年度）」（以下、「第 2 期中期目標・中期計画」という）【1-1-e】の策定では、「第 1 期中期目標・中期計画」の自己点検・評価を、該当する各部署・各委員会にて実施した。内部質保証委員会にて結果を確認し、その結果を踏まえた本学の課題、社会情勢、分野別認証評価における参考意見や改善すべき点をもとに、「第 2 期中期目標・中期計画」ワーキング・グループにて検討を行った。項目についても見直しを行い、Ⅰ. 学生、Ⅱ. 教育課程、Ⅲ. 教員・職員、Ⅳ. 内部質保証、Ⅴ. 地域連携・地域貢献、Ⅵ. 経営・管理と財務の 6 項目としている。策定案については、運営会議において審議を行い、決定している。

理念・目的及び教育目的及びリハビリテーション分野の専門職大学の役割を果たし、仕事に役立つ知識・理論と、実践的なスキルを身につけ、他分野をも学び、新しい知識を用い社会に貢献する「新しい人財」を育成するために、計画に基づいて大学運営を行うこととしている。

### 1-1-③三つのポリシーへの反映

本学では、大学の使命・目的及び教育目標を踏まえて、三つのポリシーを策定している。

【1-1-f】大学のディプロマ・ポリシーとして、①専門知識・技術の活用力、②コミュニケーション能力、③生命の尊厳と人格を尊重した実践力、④問題発見・解決力、⑤自律的で意欲的な態度の 5 つを策定している。これらの各項目については、専攻ごとにもディプロマ・ポリシーを策定するとともに、養成する人材像を次のように設定している（表 1-1）。

表 1-1 各専攻の養成する人材像

理学療法学専攻	保健医療福祉領域における理学療法士としての高度な専門的知識と技術に加えて、急速な高齢化の進展や疾病構造の変化に伴う子どもから高齢者までの幅広い年代における健康課題に対する解決力と経営等に関する基礎知識を身につけ、多職種と連携・協働しながら地域社会に貢献できる人材を養成する。
作業療法学専攻	保健医療福祉領域における作業療法士としての高度な専門的知識と技術に加えて、少子高齢社会における障害のある者及び高齢者や犯罪をした者等の地域における生活課題に対する解決力や、自立生活支援のための新たなサービスや機器開発等の着想ができる創造力を身につけ、関連する多職種間と連携・協働を行い、地域社会に貢献できる人材を養成する。
言語聴覚学専攻	保健医療福祉領域における言語聴覚士としての高度で専門的な知識と技術に加え、様々なコミュニケーションツールを身につけ、情報化

	社会の中で人と人をつなぐ能力を養い、多職種と連携しながら地域社会に貢献できる人材を養成する。
--	--

大学のカリキュラム・ポリシーは、上記のディプロマ・ポリシー及び養成する人材像の実現を達成するためのものとして策定し、専攻ごとにもカリキュラム・ポリシーを策定している。そして、カリキュラムは、学部学科の教育目的を踏まえた内容で編成し、取得する資格に沿った職業教育を実施している。大学のアドミッション・ポリシーは、建学の理念や教育目的に共感する学生を求めるものとし、①知識・教養、②思考力・判断力、③協働性、④探求心、⑤関心・意欲の5つを策定している。これらの各項目については、専攻ごとにもアドミッション・ポリシーとして策定している。【1-1-f】

#### 1-1-④教育研究組織の構成との整合性

建学の精神に基づいた本学の理念・目的及び教育目的を達成するために、教育研究組織としてリハビリテーション学部リハビリテーション学科の1学部1学科を設置し、理学療法学専攻、作業療法学専攻、言語聴覚学専攻の3つの専攻で構成している。【1-1-g】 教学に関する事項を審議する組織として、専任の教授、准教授をもって構成する「教授会」を置き、さらに専攻ごとの教育目的を達成するために必要な事項を審議する組織として、専攻ごとに「専攻会議」を設けて、本学の教育研究活動の充実に努めている。【1-1-h】

そして、地域社会の発展と国民の健康に貢献する目的のもと、健康寿命の延伸や介護予防等の地域住民の健康増進、高齢者や障害者自立支援、障害発生予防、障害児療育や特別支援教育、障害者の就労支援や生活活動支援等の取り組みの中核的役割を担える人材を育成するため、「スポーツ・サポート・センター」「ジョブ・サポート・センター」「コミュニケーション・サポート・センター」の3つのサポートセンターを設立し、土佐市に限らず教育研究・地域貢献・地域連携を実施している。【1-1-i】

#### 1-1-⑤変化への対応

本学は専門職大学であり、「教養教育」と「学術重視の専門教育」に「職業重視の専門教育」と「隣接他分野の教育」を加えた教育を実施しており、専門職に必要な知識・理論と実践的なスキルを身に付け、他分野をも学び、新しい知識を用いて、社会に貢献する「新しい人材」を育成しているリハビリテーション専門職の育成を行うにあたり、急速に進む少子高齢化など社会情勢の変化や地域社会からの要請に応えることができるよう、教授会、教務委員会、学生委員会、地域連携推進委員会等において検討を行い、運営会議ならびに内部質保証委員会において審議し、必要に応じて理念・目的及び教育研究上の目的を検証・改正を行う体制を整えている。【1-1-2】【1-1-3】

大学のウェブサイトで使命・目的、教育研究上の目的などを示す部分の URL

【1-1-1】 <https://kpur.ac.jp/about/profile/philosophy/>

使命・目的及び教育研究上の目的を検証する会議体の規則

【1-1-2】 運営会議規程

【1-1-3】 内部質保証委員会規程

自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料

【1-1-a】高知リハビリテーション専門職大学学則 第1条、第5条第2項

【資料F-3】と同じ

【1-1-b】学生便覧 P.1 【資料F-5】と同じ

【1-1-c】高知リハビリテーション専門職大学 大学案内 P.4 【資料F-2】と同じ

【1-1-d】高知リハビリテーション専門職大学 第1期中期目標・中期計画（令和2年度～令和6年度）【資料F-9】と同じ

【1-1-e】高知リハビリテーション専門職大学 第2期中期目標・中期計画（令和7年度～令和11年度）【資料F-9】と同じ

【1-1-f】三つのポリシー 【資料F-14】と同じ

【1-1-g】高知リハビリテーション専門職大学組織図 【資料F-6】と同じ

【1-1-h】専攻会議規程

【1-1-i】高知リハビリテーション専門職大学センター規程

### 【基準1の自己評価】

#### 1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

本学は、リハビリテーション分野の専門職である理学療法士・作業療法士・言語聴覚士の養成にあたり、1学科3専攻を構成するとともに、大学として地域社会の発展と国民の健康に貢献する目的のもと、「スポーツ・サポート・センター」「ジョブ・サポート・センター」「コミュニケーション・サポート・センター」の3つのサポートセンターを設立している。これらの各センターは、社会のニーズを踏まえて設置したものであり、各専攻の特色を生かした教育研究活動を実践的に展開できるようにしている。

#### (2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

理念・目的及び教育研究上の目的の周知について、学内へは、オリエンテーション時に説明しているが、学外へは大学案内、大学ホームページに掲載し公表するのみであり、説明できていない。

「第2期中期目標・中期計画」の策定に向けて、大学の将来構想、課題、社会情勢及び大学を取り巻く環境等を踏まえ、「第1期中期目標・中期計画」の点検・評価を行い取り組む必要がある。しかしながら、令和5(2023)年度の自己点検・評価において、中期計画の振り返りを行ったが、十分な分析・評価が行われたとは言えない状況にある。

#### (3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

周知方法が不十分な理念・目的及び教育研究上の目的については、学内外への周知方法として、説明の機会を作り周知を徹底する。具体的には、学生に対してはオリエンテーション時にて、教職員に対しては年度始めの教職員全体会等にて、役員に対しては学長が出席する会議等にて、学外関係者に対しては学校説明会等にて、理解を促すような説明を行うことを予定している。

令和7(2025)年度より、「第2期中期目標・中期計画」を策定し実施することとなった。特に、18歳人口の減少という社会的背景もあり、収容定員の充足は課題として継続している。今後も毎年度の自己点検・評価の結果をもとに、目標の達成に向けて、より具体的な

方策を検討し実施する。

毎年度実施している自己点検・評価を行う中で、「第2期中期目標・中期計画」についても適切に点検評価が行われる仕組みを構築する。

## 基準2. 内部質保証

### 2-1. 内部質保証の組織体制

#### ①内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

##### (1) 2-1の自己判定

「基準項目2-1を満たしている。」

##### (2) 2-1の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 2-1-①内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

「高知リハビリテーション専門職大学 内部質保証に関する基本方針 初版」【2-1-1】において、内部質保証における自己点検・評価の実施に責任を負う組織は「運営会議」と定めており、大学全体の内部質保証を最終的に俯瞰して責任を負う。

自己点検・評価は、前述の「高知リハビリテーション専門職大学 内部質保証に関する基本方針 初版」の「自己点検・評価に関する作成のてびき」【2-1-2】に基づき行われる。自己点検・評価項目は、外部の認証評価機関の定めた内容に準拠し、次のとおり（表2-1）としている。

表2-1 自己点検・評価項目

項目
基準Ⅰ. 理念・目的
基準Ⅱ. 内部質保証
基準Ⅲ. 教育研究組織
基準Ⅳ. 教育課程・学習成果
基準Ⅴ. 学生の受け入れ
基準Ⅵ. 事務職員・教員、および事務職員・教員組織
基準Ⅶ. 学生支援
基準Ⅷ. 教育研究等環境
基準Ⅸ. 社会連携・社会貢献
基準Ⅹ. 大学運営・財務

「自己点検・評価に関する作成のてびき」は教職員に配付し、説明を行い、その責任体制については、2. 自己点検・評価の項目別担当についての項に明示し、担当事務局を指名し、その実務を担い自己点検・評価を行うこととしている。各自が与えられた役割を遵守するよう内部質保証委員会【2-1-4】を中心として確認を行っている【2-1-2】【2-1-3】。

具体的な活動の流れは、まず内部質保証委員会が各部局に自己点検・評価の実施を指示し、その後、運営会議は内部質保証委員会から自己点検・評価の結果報告を受け、大学全体の教育研究活動について検証する。検証結果を学長に報告するとともに、検証結果を踏まえた改善について内部質保証委員会を通じて各部局に指示する【2-1-3】。

自己点検・評価の結果ならびに運営会議からの改善指示を受けた継続する課題については、「高知リハビリテーション専門職大学中期計画・中期目標」や次年度の事業計画等に反映され、各部局で実行される。その取り組みの結果については、年次の「高知リハビリテーション専門職大学自己点検・評価報告」や、内部質保証委員会による「中期計画・中期目標」の取り組み状況の確認によって各部局より報告される。

以上のことから、内部質保証のための全学的な方針を明示しており、恒常的な組織の整備および責任体制について明確になっている。

内部質保証に関する全学的な方針

【2-1-1】高知リハビリテーション専門職大学 内部質保証に関する基本方針 初版

【2-1-2】自己点検・評価に関する作業のてびき

内部質保証のための組織図

【2-1-3】高知リハビリテーション専門職大学 内部質保証体制図・プロセス図

内部保証に責任を持つ会議体の規則

【2-1-4】内部質保証委員会規程

## 2-2. 内部質保証のための自己点検・評価

### ①内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

### ②IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

#### (1) 2-2 の自己判定

「基準項目 2-2 を満たしている。」

#### (2) 2-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

### 2-2-①内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

各部局及び各委員会で行われた自己点検・評価は、前年度の12月に内部質保証委員会によって途中経過が確認され、報告書として提出する【2-2-2】。自己点検・評価は日本高等教育評価機構の評価基準に沿った「自己点検・評価に関する作成のてびき」【2-2-1】に応じてとりまとめる。内部質保証委員会から収集した情報を検証・分析し【2-2-3】、運営会議に意見を提出する【2-2-a】。運営会議は報告書を検証し、改善・向上すべき方策をとりまとめ、各部局に改善を指示する【2-2-4】。改善については、FD(Faculty Development)・SD(Staff Development)委員会とも連携し、必要な研修会の企画立案など、教職員の能力向上の取り組みにも反映されている【2-2-b】。

各部局は当該年度時点の改善・向上方策実績についてまとめ、内部質保証委員会を通じて運営会議に報告する。運営会議では、改善・向上方策の実施状況を確認し、各部局の取り組みを検証したあと、新たな課題や継続課題は、「高知リハビリテーション中期計画・中期目標」や次年度の事業計画等に反映させる。

なお、自己点検・評価報告書については、全教職員にむけ教授会で報告とあわせ、ホームページにて公開し、周知を図っている。【2-2-c】

以上のことから、内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の定期的な実施とその結果の共有と社会への公表がなされていると判断する。

## 2-2-②IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

本学では、教育・研究及び学生の学修成果、学生支援や大学運営に関する情報の収集及び分析等を推進するために、IR(Institutional Research)推進室を設置している【2-2-5】。IR推進室では、「教育」「学生支援」「研究・業績」「運営」に関する事項について、令和5(2023)年度に調査・分析項目を設定し、令和6(2024)年度より年間スケジュール【2-2-d】に沿って、各関係部署に調査データの提出を求め、その結果の分析を行っている。

調査項目としては、次の事項を対象としている。「教育」に関する事項では、学生の学修成果、学生による授業評価、図書館利用状況等の20項目である。「学生支援」に関する事項では、奨学金利用状況、キャリア支援状況、各種相談に対する支援状況等の6項目である。「研究・業績」に関する事項では、研究業績状況、研究競争資金採択状況、社会貢献活動状況、FD・SD研修参加状況等の8項目である。「運営」に関する事項では、学生募集状況、本学による奨学金利用状況、授業料延滞率等の14項目である。いずれの項目も、経年比較ができるように、1年間の状況についてまとめたものをデータとしている【2-2-e】。

令和5(2023)年度の後期に、「教育」ではアセスメント・ポリシーに基づき、第1期生の4年間の学修成果について、「運営」では入学定員未充足に対し学生募集・入学試験について、調査・分析を行った。令和6(2024)年度は、項目によって調査開始対象年次は異なるが、開学から令和5(2023)年度までの実績について調査を行い、年度ごとのデータについて比較検討を行った。データの分析結果は、グラフ化したものを報告書としてまとめ、関係各部署に報告し、改善計画のための資料として活用することとしている。令和6(2024)年度に報告書としてまとめた内容は、資料のとおりである【2-2-f】【2-2-g】【2-2-h】【2-2-i】【2-2-j】。これらのデータは学内共有フォルダに管理されており、全教職員が閲覧・活用することができるようにしている。

調査を実施した結果、項目の中にはデータ化が困難な内容が確認されたこと、また関係部署によって提出の遅延がみられたことから、データ様式の修正や年間スケジュールについて、令和7(2025)年度に向けて見直しを行った【2-2-k】。

自己点検・評価に関する規則

【2-2-1】自己点検・評価のてびき 第2版

直近の自己点検・評価の報告書

【2-2-2】令和5年度 自己点検・評価報告書

自己点検・評価を担当する会議体の議事録

【2-2-3】令和6年度 内部質保証委員会議事録

自己点検・評価の結果を学内に周知したことを示す文書

【2-2-4】令和6年度 第6回教授会議議題一覧

IRなどを検討する会議体の規則

【2-2-5】IR推進室規程

自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料

【2-2-a】令和6年度 第6回運営会議議題一覧

【2-2-b】令和6年度 FD・SD研修一覧

【2-2-c】大学のウェブサイトでの自己点検・評価を示す部分の URL :

<https://kpur.ac.jp/about/johokokai/>

【2-2-d】IR 推進室 年間スケジュール

【2-2-e】集約情報一覧

【2-2-f】学修成果関連データ 令和 1 年度入学生

【2-2-g】教育関連報告書

【2-2-h】学生支援関連報告書

【2-2-i】研究・業績関連報告書

【2-2-j】運営関連報告書

【2-2-k】令和 6 年度 第 1 回、2 回 FD・SD 委員会議事録

### 2-3. 内部質保証の機能性

①学生の意見・要望の把握・分析、結果の活用

②学外関係者の意見・要望の把握・分析、結果の活用

③内部質保証のための学部、学科、研究科などと大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

(1) 2-3 の自己判定

「基準項目 2-3 を満たしている。」

(2) 2-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 2-3-①学生の意見・要望の把握・分析、結果の活用

学生の意見・要望のくみ上げの計画・実施【2-3-1】については、学生委員会【2-3-2】が中心となり取り組んでいる。学生支援室による学生相談窓口の設置や、学生相談に対応する専用のメールアドレスの公開、投書箱の設置など、学生の意見・要望・相談などができる体制を整備している。これらは、大学ホームページや学生便覧への掲載、共有スペース等への掲示など、学生全体への周知に努めている。

寄せられた学生の意見・要望等については、学生委員会で対応等について協議・検討し、所管する委員会等に対応策について講じる措置を依頼し、必要に応じて運営会議や教授会に諮り、改善に繋げている。【2-3-1】

また、年に一度「学長と学生の意見交換会」を実施している。学長、副学長、学部長、事務局長など本学教職員と、学生自治会の会長、副会長そして、各学年・各専攻の学生代表者で、主に学生自治会からの意見・要望等について協議し、回答をするようにしている。学生からは学生生活や学修環境に関わる様々な意見・要望が出されており、要望については教授会にて報告のうえ、各部局等に対応策の検討を行い、予算措置も含め、対応可能なものについては、対応の準備を進め、対応が困難な事項についても、学生たちにフィードバックしている。【2-3-a】大学側からも質問し、意見を求めるようにしており、学生の意見・要望の把握に努めている。これらの内容については教授会で報告され、教職員に伝達される。【2-3-b】

さらに、毎年、在学生アンケートを実施している。【2-3-c】授業や学修支援、施設・設備、学生支援、満足度など、広範囲な内容についておこなっている。結果については、教

授会で報告され、全教職員に周知される。

こうして把握された意見や要望については、各専攻や所管する委員会などにおいて、検討され改善に繋げていくこととしている。

### 2-3-②学外関係者の意見・要望の把握・分析、結果の活用

基準 2-2-①のとおり、年度ごとに行われる自己点検・評価報告書については、教授会での報告ならびにホームページにて公開し、全教職員で共有している。あわせて学外関係者の意見・要望の把握・分析、結果活用のために、令和 5(2023)年度の自己点検・評価報告書について、学外関係者に確認を依頼し、意見を収集した。その結果、強く改善を要求するような意見は無かったものの、本学をさらに発展させるためにいくつかのご意見を頂いた。まず基準Ⅱ（学生）は、受験生確保のために、小中学校への啓発活動の取り組み、他大学との学びの違いを明確にすること、などご提案をいただいた。学修環境の整備について、サークル活動の活性化のためにも運動場所の整備を期待したいという意見が得られた。次に基準Ⅲ（教育課程）は、臨地実務実習における教員の巡回指導について、対面とリモートを組み合わせて、学生の不利益にならないように対応して欲しいという意見が得られた。【2-3-d】

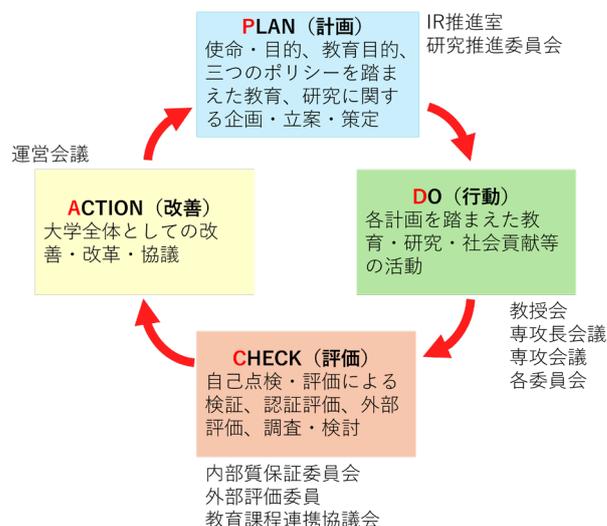
この意見について内部質保証委員会で分析・検討を行い【2-3-3】【2-3-4】、各部局にフィードバックし、次年度の取り組みに反映できるように活用していく予定である。また、自己点検・評価報告書については、大学ホームページで公表し学内外へ周知している。

【2-3-7】

### 2-3-③内部質保証のための学部、学科、研究科などと大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

本学は「高知リハビリテーション専門職大学内部質保証に関する基本方針 初版」【2-3-e】に基づき、三つのポリシーを起点とする教育の質保証、「中期目標・中期計画」を踏まえた大学全体の質保証、認証評価などの外部評価の結果を踏まえた改善を毎年度の自己点検・評価を通じて PDCA サイクル（表 2-3-1）を回している。

表 2-3-1 自己点検・評価の PDCA サイクル



本学における自己点検・評価の体制は、学長が統括する運営会議から指示を受けた内部質保証委員会【2-3-4】を中心として、各課・各専攻・各委員会の自己点検・評価とIR(Institutional Research)推進室が協働して点検を実施し、データ収集並びに分析を行っている。

各基準に基づく自己点検・評価について、それぞれの自己点検・評価活動の結果を本学における教育研究活動の改善・向上に向けた取組に反映していく仕組みについて述べていく。

まず、基準1「使命・目的」の「使命・目的および教育上の目的の反映」については、教務部・教務課が担当し、当該機関が個々に設定した評価基準に対して、エビデンスに基づく自己点検・評価を行い、大学設置基準等関連法規の遵守等、大学として遂行しなければならない事項が実際に行われているのかについての確認を行うとともに、課題の明確化を行っている。

次に、基準2「内部質保証」の「内部質保証の組織体制」については内部質保証委員会が担当し、「内部質保証のための自己点検・評価」については内部質保証委員会とIR推進室が担当し、「内部質保証の機能性」については内部質保証委員会と学生部・学生課が担当している。当該機関が個々に設定した評価基準に対して、エビデンスに基づく自己点検・評価を行い、大学設置基準等関連法規の遵守等、大学として遂行しなければならない事項が実際に行われているのかについての確認を行うとともに、課題の明確化を行っている。

つづいて基準3「学生」は、「学生の受け入れ」については教務部・教務課、入試広報委員会が担当し、「学修支援」については教務部・教務課が担当し、「キャリア支援」については学生部・学生課、キャリアセンターが担当している。また「学生サービス」については学生部・学生課、「学修環境の整備」については庶務課・ICT(情報通信技術)委員会、臨床実習委員会、図書館が担当している。以上について、当該機関が個々に設定した評価基準に対して、エビデンスに基づく自己点検・評価を行い、大学設置基準等関連法規の遵守等、大学として遂行しなければならない事項が実際に行われているのかについての確認を行うとともに、課題の明確化を行っている。

基準4「教育課程」については、教務部・教務課が担当し、当該機関が個々に設定した評価基準に対して、エビデンスに基づく自己点検・評価を行い、大学設置基準等関連法規の遵守等、大学として遂行しなければならない事項が実際に行われているのかについての確認を行うとともに、課題の明確化を行っている。

基準5「教員・職員」の「教育研究活動のための管理運営の機能性」については、庶務課、教務部・教務課、「教員の配置」については庶務課、「教員・職員の研修・職能開発」については教務部・教務課、FD(Faculty Development)・SD(Staff Development)委員会、「研究支援」については庶務課、研究推進委員会、研究倫理委員会が担当し、当該機関が個々に設定した評価基準に対して、エビデンスに基づく自己点検・評価を行い、大学設置基準等関連法規の遵守等、大学として遂行しなければならない事項が実際に行われているのかについての確認を行うとともに、課題の明確化を行っている。

基準6「経営・管理と財務」について、「経営の規律と誠実性」については、庶務課・危機管理委員会が担当し、「理事会の機能」「管理運営の円滑化と相互チェック機能」「財務基盤と収支」「会計」については、高知学園本部が担当している。当該機関が個々に設定した

評価基準に対して、エビデンスに基づく自己点検・評価を行い、大学設置基準等関連法規の遵守等、大学として遂行しなければならない事項が実際に行われているのかについての確認を行うとともに、課題の明確化を行っている。

基準 A「地域連携・地域貢献」の「体制の整備と実施状況」は地域連携推進委員会と庶務課、学生課が担当し、「教育研究活動」については地域連携推進委員会と庶務課、教務課が担当している。当該機関が個々に設定した評価基準に対して、エビデンスに基づく自己点検・評価を行い、大学設置基準等関連法規の遵守等、大学として遂行しなければならない事項が実際に行われているのかについての確認を行うとともに、課題の明確化を行っている。

これらの自己点検・評価活動によって見出された課題は、「自己点検・評価書」の「自己点検・評価結果における課題と対応」欄にまとめている。そして、その内容は運営会議において検討がなされ、主に中期計画に反映されていくことになる。緊急性の高い課題の場合は、運営会議において対応方法が検討され、内部質保証委員会において、あるいはワーキンググループを立ち上げ解決にあたることもある。さらには、「自己点検・評価書」は外部委員によって点検・評価される。外部委員からの指摘事項があった場合は、運営会議において検討がなされ、主に中期計画に反映されていくことになり、関連する機関・部署における次年度の重点取組項目等として取り組むよう促される。同様に、緊急性の高い課題の場合は、運営会議において対応方法が検討され、内部質保証委員会において、あるいはワーキンググループを立ち上げ解決にあたることもある。【2-3-5】【2-3-6】なお、自己点検・評価報告書、第三者認証評価結果、設置計画履行状況報告書等については、本学ホームページにて公表している。【2-3-7】

以上のように、中期計画に基づく自己点検・評価を行い、令和 6(2024)年度には「中期目標・中期計画ワーキンググループ」をたちあげ、「高知リハビリテーション専門職大学第 2 期中期目標・中期計画（令和 7(2025)年度～令和 11(2029)年度）」を策定し、日本初の専門職大学として、不断の努力を行っていくこととしている。

学生の意見・要望をくみ上げ、教育研究や大学運営の改善・向上につなげるシステムを示す図など

【2-3-1】 学生の意見・要望などへの対応フロー図

学生の意見・要望のくみ上げを計画・実施する会議体の規則

【2-3-2】 学生委員会規程

学外関係者の意見・要望をくみ上げ、教育研究や大学運営の改善・向上につなげるシステムを示す図など

【2-3-3】 自己点検・評価の PDCA サイクル

学外関係者の意見・要望のくみ上げを計画・実施する会議体の規則

【2-3-4】 内部質保証委員会

三つのポリシーを起点とした内部質保証を行い、その結果を教育研究の改善・向上に生かすことを検討する会議体の議事録

【2-3-5】 令和 6 年度 内部質保証員会議事録

自己点検・評価などの結果を大学運営の改善・向上に生かすことを検討する会議体の議

事録

【2-3-5】 令和6年度 内部質保証員会議事録

【2-3-6】 令和6年度 運営会議議事録

自己点検・評価などの結果を学生や学外関係者に公表・説明したことを示す文書など  
自己点検・評価の公表を示す URL

【2-3-7】 <https://kpur.ac.jp/about/johokokai/>

自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料

【2-3-a】 「学長と学生の意見交換会」学生へのフィードバック

【2-3-b】 令和6年度 「学長と学生の意見交換会」概要

【2-3-c】 令和6年度 学生アンケート

【2-3-d】 令和5年度自己点検・評価報告書に対する学外関係者の意見

【2-3-e】 高知リハビリテーション専門職大学 内部質保証に関する基本方針 初版

**[基準2の自己評価]**

**(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み**

本学の自己点検・評価を恒常的に行うための組織は、令和5(2023)年度より自己点検・評価委員会から内部質保証委員会に改組された。内部質保証委員会が中心となり、自己点検・評価システムを機能させる組織を整備している。このことにより、より自主性・自律性を重視し、組織体制を整備し、責任体制を明確化することにつながった。

具体的には、各基準項目に基づく自己点検・評価を行っている。これらの自己点検・評価は毎年実施され、外部評価を得た後に公表している。また令和5(2023)年度には専門職大学分野別認証評価（リハビリテーション分野）を受審し「適合」の認定を受けた。このように外部機関の認証評価も積極的に受審しており、その結果も公表している。こうした組織的な自己点検・評価活動によって、PDCAサイクルの仕組みを確立し、機能させ、教育研究の質的向上を図ってきている。

学生の意見・要望の把握について、本学では年に一度「学長と学生の意見交換会」を実施している。この取り組みは、学生からの意見・要望を直接聞くことができる貴重な機会となっている。本学にとって有益な取り組みであり、学生目線の改善点を発見することができる。今後も継続して実施し、学生支援、学修支援、施設・設備等の改善に活用していく。

**(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など**

学生からの意見において要望が多かったものは、食堂や自動販売機に関する改善であり、食堂のメニュー数や金額設定など、具体的な要望が収集され、令和6(2024)年度にも食堂委託業者との話し合いを実施しているが、物価の高騰などの影響もあり、具体的な実現には至っていない。また、自動販売機の販売メニューについても、種類の変更や増設を未設置業者も含め、交渉しているが、屋外設置分は衛生的な問題や食堂委託業者の売り上げ減少につながるなどから、こちらも具体的な実現には至っていない。

IR推進室は、開学から6年の経過を経て、大学運営の現状を把握する体制を構築することができた。調査・分析を行うことにより、各関係部署の目標達成状況や課題を把握する

ことができ、自己点検・評価の一助となっている。本学のPDCAサイクルを回す役割の一端を担うことができる体制となった。しかし、令和6(2024)年度は、IR推進室が計画を踏まえて実施した初年度であったため、項目の中にはデータ化が困難な内容が確認され、関係部署との確認が不十分な点がみられた。また、学事歴を踏まえて関係部署の業務量を勘案しスケジュールを立案したが、実際には提出の遅延がみられた関係部署があった。その結果としてデータ分析作業も遅延することとなり、スケジュール通りに捗らなかった。データ分析結果を次年度以降の大学運営に反映させるためには、調査・分析に関わる教職員の役割分担及びスケジュールの見直しが必要である。

前述のとおり、令和5(2023)年度の自己点検・評価報告書について、学外関係者からの意見として、受験生確保のために、小中学校への啓発活動の取り組み、他大学との学びの違いを明確にすること、などご提案をいただいた。またサークル活動の活性化の視点も踏まえて、学修環境の整備をさらに期待するという意見、臨地実務実習における教員の巡回指導を学生の状況にあわせて対応して欲しいという意見が得られた。

### (3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

学生から多く要望があがった食堂や自動販売機に関する改善については、検討に検討を重ねているものの、さまざまな事情により具体的な実現には至っていない。学生には丁寧な説明をしたうえで理解してもらえるよう、その手段等も含め、検討していく。また可能・不可能に関わらず、要望に対するフィードバックに時間を要している部分もあり、その改善も検討していく。

IR推進室は、データ様式の修正や年間スケジュールについて、令和7(2025)年度に向けて見直しを行った。IR推進室の実質的業務は始まったばかりであり、現在の調査及び分析項目が十分とはいえない状況である。今後も大学の使命を踏まえ、学生の学修成果の向上、学生支援のニーズ把握と改善等、大学運営における意思決定に反映できるよう、調査・分析項目については適宜見直しを行う。

前述のとおり、本学では内部質保証の体制を見直し、令和5(2023)年度の専門職大学分野別認証評価を受審し、毎年自己・点検報告書を作成していることから、内部質保証PDCAサイクルは確立しつつあると評価している。更なる改善・向上策としては、IR情報の精度を高め、大学内の自己点検・評価と外部評価の機能を高めることによって、更なる教育研究の質的向上を可能とする自己点検・評価システムの改善計画を進めている。

学外関係者から得られた意見・要望については、令和6(2024)年度は意見を収集するシステム作りが検討された段階までであり、今後、収集した意見を活用できるよう、それぞれの項目の担当部局にフィードバックを行い、今年度の取り組みに反映できるように活用していく。

本学を取り巻く環境はより一層厳しくなることが予想されることから、今後、一層の改善に向けた取組を目に見える形で表していく必要がある。そのため、内部質保証委員会が行う自己点検・評価の内容を、大学運営の改善・向上に恒常的に生かすため、引き続き各種委員会等へ具体的な提言を行っていく。

### 基準 3. 学生

#### 3-1. 学生の受入れ

##### ①アドミッション・ポリシーの策定と周知

##### ②アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

##### ③入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

###### (1) 3-1 の自己判定

「基準項目 3-1 を満たしている。」

###### (2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

##### 3-1-①アドミッション・ポリシーの策定と周知

本学は建学の理念や教育目的に共感する学生を求めるものとし、①知識・教養、②思考力・判断力、③協働性、④探求心、⑤関心・意欲の5つを大学として策定している。そして、理学療法学専攻、作業療法学専攻、言語聴覚学専攻において、これらの項目に対応するアドミッション・ポリシーを策定し、求める学生像を明確にしている。【3-1-a】

大学ホームページ【3-1-1】、大学案内【3-1-b】、学生募集要項【3-1-c】にアドミッション・ポリシーを明記し、入学者受入方針の周知に努めている。また、オープンキャンパス・本学にて実施している高等学校教員対象説明会・教職員による高等学校訪問・進学ガイダンスや進学相談会など広報活動等の大学説明においても、本学のアドミッション・ポリシーを周知している。また、今後のアドミッション・ポリシーの見直しや検討については運営会議で必要に応じ行っていく。【3-1-2】

##### 3-1-②アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

入学者に求める水準を判定するための入学者選抜は、大学での学びに求められる「学力の3要素」である「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」「主体性・多様性・協働性」と、アドミッション・ポリシーの5つの観点を踏まえた「探求心」「関心・意欲」について、筆記試験、面接、プレゼンテーション、小論文、調査書、活動報告書等の提出書類により、多面的・総合的に評価するものとしている。面接、プレゼンテーション、小論文、調査書、活動報告書等については、それぞれ採点基準を設定し、評価者による齟齬がないように留意している。【3-1-d】

入学者選抜を適切な体制のもと公正かつ妥当な方法により実施するため、入試制度や方法、広報活動については「入学試験広報委員会」【3-1-3】、入学試験の運営、合否判定については「入学者選抜規程」【3-1-4】、「入学者選抜実施体制要綱」【3-1-5】に則り、それぞれの事項に係る計画・実施・評価を行っている。

入学選抜者の選考方法として、「学校推薦型選抜（指定校推薦型選抜）」「学校推薦型選抜（公募推薦型選抜）」「学校推薦型選抜（特別推薦型選抜）」「社会人選抜」「総合型選抜」「一般選抜（一般選抜）」「一般選抜（大学入学共通テスト利用選抜）」を設けて、入学試験を実施している。【3-1-d】入学者選考の合否判定は、面接、プレゼンテーション、小論文、調査書、活動報告書等の採点基準を設定しており、厳正な採点後に、入学試験・広報委員会にて合格候補者を選出し、教授会で合否判定を審議し、学長が決定している。

入学者の成績・進級状況については、求める水準の検証として、IR(Institutional

Research) 推進室にて入学選抜者の選考方法による進級状況について分析を行っている。留年者・退学者の比率は、令和 1(2019)年度入学生では専攻により差異はあるが、総合型選抜が約 50%、学校推薦型選抜が約 20%、一般選抜はいずれの専攻も入学者数が 1 桁と少ないが約半数であったが、令和 2(2020)年度入学生では、いずれの選抜方法も減少している。【3-1-e】

また、実務経験を有する者やその他の入学者の多様性の確保に配慮し、本学では、令和 6(2024)年度に編入学規程を見直し、編入学規程の一部改正を令和 7(2025)年 4 月 1 日から施行することとした【3-1-f】。修業年限 2 年以上で、かつ、総授業時間数 1,700 時間以上の専修学校専門課程を修了した者または修了見込みの者については、2 年次への編入学を志願できるようにした。このことにより、医療系国家資格取得者も含め他の有資格者など多様性の確保に配慮した入学者選抜が実施できるよう努めている。編入学選抜で入学した者の教育課程については、今後、具体的な検討を進めていく予定である。【3-1-g】

### 3-1-③入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

本学の過去 5 年間の専攻別の入学者数、在籍者数は（表 3-1）のとおりである。

表 3-1 入学定員に対する専攻別入学者数の比率（過去 5 ヶ年）

専攻	項目	令和 3 年 度	令和 4 年 度	令和 5 年 度	令和 6 年 度	令和 7 年 度
理学療法 学	入学者数	52	80	70	52	49
	入学定員	70	70	70	70	70
	定員充足率	74%	114%	100%	74%	70%
	在籍者数	176	249	271	250	234
	収容定員	210	280	280	280	280
	定員充足率	84%	89%	97%	89%	84%
作業療法 学	入学者数	20	23	20	15	29
	入学定員	40	40	40	40	40
	定員充足率	50%	58%	50%	38%	73%
	在籍者数	75	98	93	79	83
	収容定員	120	160	160	160	160
	定員充足率	63%	61%	58%	49%	52%
言語聴 覚学	入学者数	23	19	20	21	21
	入学定員	40	40	40	40	40
	定員充足率	58%	48%	50%	53%	53%
	在籍者数	81	96	88	76	78
	収容定員	120	160	160	160	160
	定員充足率	68%	60%	55%	48%	49%
	入学者数	95	122	110	88	99

全 体	入学定員	150	150	150	150	150
	定員充足率	63%	81%	73%	59%	66%
	在籍者数	332	443	452	405	395
	収容定員	450	600	600	600	600
	定員充足率	74%	74%	75%	68%	66%

新型コロナウイルス感染症が5類に移行したことに伴い、対面での募集活動を再開、令和5(2023)年度には学生募集活動職員（非常勤）を1名増員するとともに、広報委員会と入学試験委員会をまとめ、学長も構成員とする入学試験広報委員会とし、組織改編による体制強化を図った。教職員一人ひとりが厳しい状況を強く認識し、学生募集に全学的に取り組んでいるところである。【3-1-3】

入学者選抜の入試区分としては、学校推薦型選抜として、指定校推薦型選抜、公募推薦型選抜、令和6(2024)年度募集から追加した特別推薦型選抜を、総合型選抜では同法人内高等学校対象の別枠を構え、一般選抜、共通テスト利用選抜、社会人選抜と多様な個性を持った学生を受け入れることに努めている。

また、入試日程についても、受験機会を確保するため、総合型選抜、一般選抜でそれぞれ3日程、共通テスト利用選抜では4日程を用意するなど受け入れ体制を整えている。

さらに、学生確保を強化するため、様々な取り組みを行っている。

#### (1) オープンキャンパスの充実

オープンキャンパスの参加者を増やすための方策として、ホームページ、SNS(表3-2)、検索ツール等による情報発信を行うなど広報を強化するとともに、本学の学生主体の取り組みを強化し、各専攻による体験プログラムの実施、キッチンカーの活用など、高校生にとって魅力のあるオープンキャンパスの開催に取り組んでいる。【3-1-h】

表3-2 公式SNS一覧

TikTok
Instagram
LINE
Facebook
X (Twitter)

#### (2) 高等学校訪問の強化

高知県内を2人体制で高等学校訪問を行い、管理職や進路室への効果的な訪問を実施している。また、高等学校教員を対象とした入学試験説明会の実施や高知県内中学校・高等学校による学校見学会を行い、施設見学や体験授業を実施するなど積極的に活動している。

#### (3) 学生による母校訪問

本学学生による母校訪問により、本学の特徴や大学生活の様子を高校に直接伝えることで本学の魅力をアピールする「Go to 母校」を実施。【3-1-i】

#### (4) 総合学園の強みを活かした高大連携の充実・強化

同法人内の高知高等学校に設置している高知高等学校医療・健康系進学プログラムを見

直し、受験生確保策を強化する。【3-1-j】

(5) 広報活動の強化

専門業者とのアドバイザー契約による、現在の高校生に適した SNS 配信や各種メディア、ホームページ等、新たな SNS 戦略による広報活動の強化。

(6) 大学説明会等の実施

本学主催で高知県内高等学校の進路指導を対象に、大学説明会を実施。また、高知県内外の業者及び高等学校主催の進路相談会への参加や、関西会場や東京会場など都市部エリアのガイダンスに参加。

(6) 社会情勢に応じた入試制度の見直しの検討

こうした様々な取り組みを実施し、入学試験広報委員会にて結果を分析、点検・評価を行いながら、適切な見直しを行い、学生確保に繋げていく。

アドミッション・ポリシーを示す部分の URL

【3-1-1】 <https://kpur.ac.jp/about/profile/philosophy/>

アドミッション・ポリシーを策定する会議体の規則

【3-1-2】 運営会議規程

入試方法の検討と検証を行う会議体の規則

【3-1-3】 入学試験広報委員会規程

【3-1-4】 入学者選抜規程

【3-1-5】 入学者選抜実施体制要綱

自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料

【3-1-a】 三つのポリシー 【資料 F-14】 と同じ

【3-1-b】 高知リハビリテーション専門職大学 大学案内 【資料 F-12】 と同じ  
P. 4、P. 16、P. 22、P. 28

【3-1-c】 学生募集要項 P. 1 【資料 F-4】 と同じ

【3-1-d】 入学試験区分と評価方法一覧

【3-1-e】 入学試験選抜方法別進級状況

【3-1-f】 編入学規程

【3-1-g】 編入学規程細則

【3-1-h】 オープンキャンパス実施一覧

【3-1-i】 Go to 母校実施状況

【3-1-j】 高知高等学校医療・健康系進学プログラム実施一覧

### 3-2. 学修支援

#### ①教員と職員の協働をはじめとする学修支援体制の整備

#### ②TA( Teaching Assistant)の活用をはじめとする学修支援の充実

(1) 3-2 の自己判定

「基準項目 3-2 を満たしている。」

(2) 3-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

### 3-2-①教員と職員の協働をはじめとする学修支援体制の整備

本学の学修支援については、教務委員会、学生委員会、学生支援室、アビリティ支援室等の委員会において、各委員会規程に基づき協議・検討を行い実施されている。【3-2-1】【3-2-2】【3-2-3】【3-2-4】【3-2-5】【3-2-6】各委員会には、事務職員も委員として参画しており、教職協働の仕組みにより協議・検討が行われている。教職協働による学生への学修に関する支援及び授業支援に関する方針及び計画は、各委員会によって適切に検討されている。【3-2-1】検討された内容は教授会に報告され、学長の承認を経て全学に周知される。各専攻においては、その専攻に相応しい特徴のある相談・支援体制を整えており、本学では学修支援を実施している。

#### ①学修サポート制度

成績不振となっている学生に対し、専任教員による学修支援指導を行い、成績の向上を図っている。各学期終了時のGPA(Grade Point Average)と成績順位を参照し、各専攻で協議のうえ、対象者を決定、本人の同意のもとより支援を行っている。また、本人の希望があれば成績不振対象者でなくても学修サポートを利用することは可能としている。学修サポート制度の検証については、教務委員会で各学期終了時に行っている。【3-2-2】【3-2-a】

#### ②入学前教育

12月以前の入学手続き者に対し、入学後の講義形態や学修方法に慣れ、本学への興味・関心を高めてもらい高等学校から大学へ無理なく移行できるよう、2月と3月に実施している。当日は模擬授業と入学予定者同士の交流時間を設けている。また、遠方からの参加者にはオンラインでの参加が可能にしている。【3-2-b】

#### ③学修ポートフォリオ

自らの学修状況を把握して振り返ることで、専門職大学での学びが順調に進むようにするために実施し、ディプロマ・ポリシーが達成できるよう、「学修ポートフォリオ」を活用している。学期毎に自身の履修状況を記録し、学期末には自己の成長を振り返って、来学期の目標を立てるよう支援している。【3-2-c】

#### ④初年次教育

令和7(2025)年度入学生より教育課程の見直しを行い、受動的な学習から主体的・能動的な学修への転換がスムーズに行えるよう、主体的・能動的に学ぶ上で必要となる基本的な知識・技能・態度について学修する初年次教育を取り入れるようにした。「学修ポートフォリオ」の活用や学内授業等で使用するツールの利用方法、文献検索方法、収集した情報の整理・保存等の能力について学ぶものである。【3-2-d】

#### ⑤国家試験対策

国家試験対策部長を中心に国家試験対策委員会にて、学生の成績状況を踏まえた対策を協議している。各専攻では専任教員の指導のもと少人数のグループ学修により行っている。場所や時間を問わず学修可能な国家試験対策アプリを学生に提供、模擬試験の実施・解説、国家試験対策講義を中心に取り組んでいる。グループ学修向上のため、セミナー室を国家試験対策用に使用可能とし、図書館についても11月以降は土曜日・日曜日及び祝日も使用可能・平日開館時間の延長を実施し、学修環境の整備に努めている。

#### ⑥ICT(情報通信技術)環境の整備

令和5(2023)年度に本学本館にてWi-Fiが使用可能となり、学生も使用できるようネッ

トワーク環境の整備を行った。令和 7(2025)年度には本学別館でも使用可能となり、全館での Wi-Fi 使用が可能となった。このことにより、講義中や休み時間問わず、文献検索などが可能となり学修活動の拡大につながっている。また、令和 7(2025)年度入学生より電子書籍導入を開始、Microsoft365 の teams を活用することにより、ICT 教育を進めている。

⑦合理的配慮が必要な学生への支援

「アビリティ支援室規程」【3-2-6】に則り、修学支援要請があった学生に対して、個別面談を行ったうえで、アビリティ支援室が中心となり支援方針を決定している。障がいのある学生への支援方針は大学ホームページで公開し、支援の流れは教授会で学内周知している。【3-2-e】

このように、教員は学生への学修支援を行い、職員は学修支援がスムーズに提供できるよう環境整備等を行っている。これらの学修支援は、オリエンテーションで説明し、学生便覧にも掲載し学生に周知している。【3-2-f】

### 3-2-②TA( Teaching Assistant)の活用をはじめとする学修支援の充実

本学では、TA(Teaching Assistant)や SA(Student Assistant)制度導入について、教務委員会で検討していたが、本学には大学院生がいないこと、上級年の学生が長期の臨床実習のため不在であること、上級年になるにつれカリキュラムの関係により他学年や他専攻の学生との授業時間の調整が難しく、令和 6(2024)年度入学生までのカリキュラムでは対応が難しいと判断し、制度を導入するためのシステム作成（事前学習やリスクマネジメントなどを含む）が行えていないため TA・SA 制度実施には至っていない。【3-2-7】しかし、上級学年とのペア学修やチューター制度を取り入れ、疑問点などを相談しやすい環境作りをしている。また、実習や演習科目については、複数の教員が共同で科目を担当し、教育効果の向上に努めている。

学修支援の一環として、シラバスにオフィスアワーを記載し、質問受付時間や受付方法を周知している。令和 2(2020)年度からは学生に本学内で使用できるメールアドレスを提供し、時間や場所を問わず質問の受付を行うことができるよう充実を図った。学生便覧にオフィスアワーについて記載し、オリエンテーションの際に周知している。【3-2-8】【3-2-9】

障がいのある学生に対しては、令和 5(2023)年度よりアビリティ支援室を設置し、「アビリティ支援室規程」【3-2-6】に則り、各専攻教員及び事務職員で構成するアビリティ支援室員が合理的配慮を必要とする学生に対し、個別面談を行ったうえで、アビリティ支援室にて支援方針の原案を協議・検討し、学長の了承のもと大学としての支援内容を決定している。継続支援中のものがあるが、令和 5(2023)年度は 1 件、令和 6(2024)年度は 3 件の合理的配慮の申請があった。支援内容としては、オンライン授業の実施、求められた配慮内容に関して授業担当講師と調整、定期的な面談の実施が挙げられる。【3-2-10】【3-2-11】

本学では、学生の学修上や生活上の相談・指導等を行い細やかな学生支援を行うため、クラス担任制度、令和 7(2025)年度からはチューター制度等を導入し、教員がよきアドバイザーとなり、学生とコミュニケーションを取りながら学生生活全般にわたり相談を受け付け、随時面談を行うことで学生の状況把握に努めている。また、中途退学、休学を希望する学生及び留年者については、担任やチューターが学生本人及び必要に応じ保護者と面

談を実施し、加えて学修サポート制度や学修指導等を取り入れ対応している。また、退学者等の原因分析結果を、IR 推進室「学修成果関連データ」として結果を各専攻に提供し、改善方策について各専攻で検討している。【3-2-12】【3-2-13】【3-2-g】

学修支援に関する方針・計画

【3-2-1】 学修支援に関する方針・計画・運営について

学修支援に関するする会議体の規則

【3-2-2】 教務委員会規程

【3-2-3】 学生委員会規程

【3-2-4】 学生支援室規程

【3-2-5】 学生支援に関する規則

【3-2-6】 アビリティ支援室規程

TA、SA などに関する規則

【3-2-7】 令和6年度 第8回、9回教務委員会議事録（一部抜粋）

オフィスアワーを学生に周知したこと示す文書

【3-2-8】 学生便覧 P.16 【資料F-5】と同じ

【3-2-9】 新入生オリエンテーション資料

障がいのある学生への学修支援に関する方針・計画、実施状況

【3-2-10】 障がいのある学生支援の基本方針

【3-2-11】 障がいのある学生への学修支援実施状況

退学、休学、留年などの実態及び原因分析、改善方策などを検討する会議体の規則

【3-2-12】 IR 推進室規程

【3-2-13】 専攻会議規程

自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料

【3-2-a】 「学修サポート制度」に係る申し合わせ事項

【3-2-b】 入学前教育の案内

【3-2-c】 学修ポートフォリオ作成のてびき

【3-2-d】 「新入生入門セミナー」シラバス

【3-2-e】 合理的配慮が必要な学生への支援について示す URL :

<https://kpur.ac.jp/campuslife/counseling/>

【3-2-f】 学生便覧 P.49 【資料F-5】と同じ

【3-2-g】 学修成果関連データ 令和1年度入学生

### 3-3. キャリア支援

#### ①教育課程におけるキャリア教育の実施

#### ②キャリア支援体制の整備

##### (1) 3-3 の自己判定

「基準項目 3-3 を満たしている。」

## (2) 3-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

## 3-3-①教育課程におけるキャリア教育の実施

本学は、理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則及び言語聴覚士学校養成所指定規則（以下、指定規則という）に則り、教育課程を編成している。各専攻は全て国家試験の受験資格の取得を目指す課程であるため、科目の受講がおのずとキャリア形成につながっている。特に、病院や施設での臨床実習を早い段階から行うことで、就職先となりえる現場の実情を知ることが可能であり、職業体験としての学びに繋がっている。そうした観点から、「臨床実習」科目は実質的にインターンシップの役割を果たしており、学生のキャリア形成に繋がっている。

各専攻の「臨床実習」単位数は次のとおりである。（表 3-3）

表 3-3 各専攻臨床実習単位数

○臨床実習単位数：令和 6 年度入学生まで（単位数）

専攻名	2 年次	3 年次	4 年次	計
理学療法学専攻	1	4	18	23
作業療法学専攻	2	6	16	24
言語聴覚学専攻	1	3	16	20

○臨床実習単位数：令和 7 年度入学生以降（単位数）

専攻名	1 年次	2 年次	3 年次	4 年次	計
理学療法学専攻	—	2	4	14	20
作業療法学専攻	1	1	6	16	24
言語聴覚学専攻	—	1	3	17	21

※なお、指定規則により、1 単位は 1 週間の期間で設定されている。

また、専門職大学設置基準第 29 条第 3 項に定められているとおり、専門職大学では臨床実務実習を 20 単位実施することとなっており、高度な実践力が養われキャリア形成の一助を担っている。

「臨床実習」科目のほか、4 年次では「総合科目」として専攻ごとに「地域支援実習」を設け、様々な地域に出向いて住民との交流を行うとともに、支援サービスの実際について見学し、「総合演習」では 3 つの分野から希望するものを 1 つ選択し、実際に施設等へ見学に赴き地域サービスについて学修している。「地域支援実習」ならびに「総合演習」は、卒業後の選択の幅を広げるための、キャリア形成を担っている。【3-3-2】

## 3-3-②キャリア支援体制の整備

学生のキャリア支援は、「キャリアセンター規程」【3-3-3】並びに「キャリアセンター運営方針」【3-3-1】に基づき、キャリアセンターの室長、委員が中心となり、就職進学支援実施計画【3-3-a】に則って学生支援を行っている。

1 年次から卒業後の将来を見据えたキャリアプランを考えてもらうために、全学生が誰でも参加できる病院・企業の就職説明会（キャリアガイダンス）を実施し、また、病院等

からの情報（求人票・病院独自の就職説明会等）は学内掲示の他、学生ポータルサイトを通じて、学生がリアルタイムで確認できるようにしている。就職試験への対応として、面接マナー講習や履歴書セミナーを実施しており、面接マナー講習については、全体で実施した講習内容を YouTube でも配信し、何時でも閲覧できるようにした。履歴書セミナー後は、作成方法などの質問に対応できるようキャリアセンターや各専攻教員が随時対応し、支援体制を整えている。【3-3-4】

学生の就職進学相談は個別対応を基本としたうえで、各専攻とキャリアセンターの連携体制を強化するにあたり、専攻会議等でキャリア支援に関する情報提供を行い、専攻からは学生情報等をキャリアセンターへフィードバックし、月1回のキャリアセンター会議において、各専攻における問題点等の共有をした。

キャリア支援の取組やカリキュラムの適切性を点検・評価し、教育活動の改善につなげるため、「卒業後アンケート」及び「就職先アンケート」を実施している。対象は、卒後1年目の卒業生及び就職先施設としている。【3-3-b】【3-3-c】

「卒業後アンケート」（令和5(2023)年度卒業生）は、120人に依頼し回答が25人、回答率が21%であった。臨床実習の満足度について、「満足」、「やや満足」で80%。「キャリアサポート」の満足度では、「満足」、「やや満足」で92%となっており、キャリア支援については適切に運用できていると考えている。

「就職先アンケート」（令和6(2024)年度実施）は、回答率60%であった。採用に満足されているかという質問に対して、「とても満足」50%、「満足」42%、「普通」8%となっており、「今後も採用したいと考えているか」という問いに対しては、「はい」が100%となっており、本学卒業生への期待は高いと考えられる。

#### キャリア支援に関する方針・計画

【3-3-1】 キャリアセンター運営方針

キャリア支援に関する授業科目名一覧

【3-3-2】 キャリア支援に関する授業科目名一覧

キャリア支援に関する会議体の規則

【3-3-3】 キャリアセンター規程

教育課程外のキャリア支援のための講座やガイダンスなど一覧

【3-3-4】 キャリアガイダンス実施一覧 令和5～6年度

自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料

【3-3-a】 就職進学支援実施計画

【3-3-b】 卒業後アンケート結果 令和4年度～5年度卒業生

【3-3-c】 就職先アンケート結果 令和5年度～6年度

### 3-4. 学生サービス

#### ①学生生活の安定のための支援

##### (1) 3-4の自己判定

「基準項目3-4を満たしている。」

(2) 3-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

**3-4-①学生生活の安定のための支援**

学生サービス、補導厚生のための組織として学生委員会を構成し、「学生委員会規程」【3-4-2】ならびに「学生支援に関する規則」【3-4-1】に基づき支援体制を整えている。学生生活に関する相談は学生の多様性に配慮し、以下のとおりいくつかの相談受付体制を整備している。

- ①各専攻教員による定期的な面談やホームルームの実施。
- ②シラバスを通じたオフィスアワーの公開。
- ③学生支援室【3-4-3】として、本館1階事務局受付窓口に、教務課・学生課の職員による学生相談窓口を開設、メールでの相談に対応する専用の相談メールアドレスの公開、食堂入り口に投書箱の設置など、学生の困りごとや悩みごとを気軽に相談できる体制の整備。
- ④本館2階にはカウンセリング室を設け、公認心理師の資格を持つ相談員1名がカウンセリングを希望する学生に対して、メール及び対面で実施。
- ⑤合理的配慮を求める学生に対して、専用のメールアドレスを公開。学生のプライバシーに配慮した相談方法を実施。
- ⑥「高知リハビリテーション専門職大学におけるハラスメント防止等に関するガイドライン」【3-4-a】を大学ポータルサイトで学生と共有し、ハラスメントに関する専用相談窓口ならびに専用メールアドレスを開設。

これらは大学ホームページ、学生便覧への掲載やオリエンテーションでの説明、学生共有スペース等へ掲示するなど、学生全体への周知に努めている。

また、保健・健康管理については、「保健室規程」【3-4-b】に基づき業務を実施している。保健室には、看護師資格を持つ職員を配置し、応急処置等の対応ができるよう体制を整えている。学生の健康診断、健康相談、保健指導及び救命救急措置に関すること、その他学生の保険に関する業務を行っている。また、学生保険に加入することで、事故や疾病時の保障体制も整備している。

学生への安心・安全に係る指導・啓発として本学学生に対して「薬物依存の危険性」「大学生活におけるハラスメント」の研修会を実施している。また、教職員の多様性に対する理解を深めるため「LGBTの理解」の研修会を教職員に対して開催し、学生・教職員ともに安定した学生生活を送るための理解を深めるよう努めている。

さらに、本学では、「本学学生の団結と自主的活動の振興を図り、会員相互の親睦と理解を深め、学生生活の向上をめざすことを目的」とした「高知リハビリテーション専門職大学学生自治会」【3-4-4】（以下、学生自治会という）が学生主体となり、課外活動の運営を行っている。大学祭とレクリエーション大会の企画並びに運営は学生自治会が担った。学生自治会はクラスから学生自治会委員を選出し、月1回の定期会議を開催し、5月にレクリエーション大会、10月に大学祭を学生主体で開催している。

サークル活動については、全12団体、各5～20名の部員が所属し、教職員が顧問となり週1～3回程度活動を行っている。【3-4-c】学生の課外活動については、「学生規則」【3-4-d】に則り活動を行っている。

また、高知県の魅力を再確認する観光ツアーである体験学習は、学生課が「高知リハ大さんぽ」として企画し運営している。【3-4-e】

学生の意見要望に対しては、年1回行っている「学長と学生の意見交換会」の結果に基づき、学生の駐車場料金の無料化や電子レンジ設置、トレーニング機器の設置や大学ポータルサイトの改善につながった。「学長と学生の意見交換会」は、学生自治会長、副会長、各学年・専攻代表学生が参加し、新たな学生の要望として吸い上げている。

奨学金については、独立行政法人日本学生支援機構の奨学金の説明をオリエンテーションで実施している。また、本学独自の奨学金制度としては、各学年の成績優秀者だった学生に対して学納金を返納する方式での「高知リハビリテーション専門職大学奨学生制度」【3-4-5】がある。県外を含む遠隔地から入学する学生に対しては、住居費月額20,000円を給付する「学生支援奨学金制度(家賃充当・給付型)」【3-4-6】を経済的負担軽減奨学金として設けており、「高知リハビリテーション専門職大学学生寮規則」【3-4-f】に基づき、安全に勉学に励む環境を整えられるよう運営している。また、土佐市内の賃貸物件に一人暮らしをしている学生に対しては、「修学奨励費」として月額5,000円を交付する「土佐市修学奨励費」【3-4-7】がある。本学独自の奨学金制度を整備し学生に対する経済的な支援に努めている。なお、令和6(2024)年度独立行政法人日本学生支援機構の奨学金受給者(資格停止等の学生を含む)の延べ人数は、第1種90名、第2種102名、給付型73名であった。

さらに前述のとおり、障がいのある学生や合理的配慮を必要とする学生に対しても、授業時間だけでなく、学生生活を支援するという観点からも「アビリティ支援室規程」に則り支援を行っている。

#### 学生生活支援に関する方針・計画

【3-4-1】 学生支援に関する規則

#### 学生生活支援に関する会議体の規則

【3-4-2】 学生委員会規程

【3-4-3】 学生支援室規程

#### 学生の課外活動の支援に関する規則

【3-4-4】 高知リハビリテーション専門職大学学生自治会会則

#### 奨学金に関する規則

【3-4-5】 高知リハビリテーション専門職大学奨学生規程

【3-4-6】 学生支援奨学金制度(家賃充当・給付型)

【3-4-7】 高知リハビリテーション専門職大学修学奨励費規程

#### 自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料

【3-4-a】 高知リハビリテーション専門職大学におけるハラスメント防止等に関するガイドライン

【3-4-b】 保健室規程

【3-4-c】 サークル・クラブ一覧

【3-4-d】 学生規則

【3-4-e】 高知リハ大さんぽ実施一覧

【3-4-f】 高知リハビリテーション専門職大学学生寮規程

### 3-5. 学修環境の整備

#### ①校地、校舎などの学修環境の整備と適切な管理運営

#### ②図書館の有効活用

#### ③施設・設備の安全性・利便性

##### (1) 3-5 の自己判定

「基準項目 3-5 を満たしている。」

##### (2) 3-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 3-5-①校地、校舎などの学修環境の整備と適切な管理運営

校地については、土佐市の所有地ではあるが、前身校の土佐市へ移転（平成 10(1998)年 10 月）から 25 年以上、無償で借用できるとなっている。その校地面積は 8,181.1 m<sup>2</sup> であり、その内の校舎面積は 9,596 m<sup>2</sup> である。【3-5-a】

校舎は、延床面積 8,390 m<sup>2</sup> の本館（平成 10（1998）年竣工）、延床面積 1,205.7 m<sup>2</sup> の別館（平成 26（2014）年竣工）からなり、現在の耐震基準を満たし、安全性を確保している。

##### 【3-5-7】

本館には、講義室、演習室、実習室、保健室、事務局等がある。別館には、図書館、コンピュータ室等がある。教員研究室については全教員を対象に個室として本館及び別館に整備している。【3-5-b】そして、理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則及び言語聴覚士学校養成所指定規則（以下、指定規則という）に則り、各実習室にはリハビリテーション教育に必要な設備機器、教材を揃えている。【3-5-c】指定規則に指定されている設備機器、教材の他にも、多視点 3D 解剖教育システム（3D 画像を用いた解剖学の学習システム）やシュミレーター学習システム（バイタルサインの測定手技や急変時の患者対応の学習が臨床に近い環境で行えるシステム）、ドライビングシュミレーター（生活動作に関する運転技能の研究システム）、3次元動作解析装置（生活活動を数値化して科学的に検証するシステム）、光ポトグラフィ装置（脳の活動状況を目で見えるようにする装置）など、より専門的な装置も整備している。

また、専門職大学では、実習科目を 40 単位以上配置することとなっており、実習科目では各種実習室を積極的に活用している。各種実習室使用回数比率の過去 3 年間の平均では、理学療法学専攻が 64.6%、作業療法学専攻が 72.4%、言語聴覚学専攻が 30.0%となっており、実習内容に応じて適切に使用している【3-5-d】。

臨地実習施設（以下、臨床実習施設）については、理学療法学専攻は、総数 134 施設のうち、高知県内 82 施設、高知県以外の四国内 18 施設、四国外県外 34 施設と西日本を中心とした地域の施設を設定している。作業療法学専攻は総数 132 施設のうち、高知県内 79 施設、高知県以外の四国内 23 施設、四国外県外 30 施設と高知県及び四国・近畿地方を中心とした地域の施設を設定している。言語聴覚学専攻は、総数 119 施設のうち、高知県内 54 施設、高知県以外の四国内 30 施設、四国外県外 35 施設と高知県を中心に西日本の施設を設定している。令和 6(2024)年度における学生が「臨床実習」に赴いた施設は、4 年次の「臨床実習Ⅲ」で高知県内は理学療法学専攻が 55.43%、作業療法学専攻が 62.5%、言語聴覚学専攻が 63.89%、高知県外は理学療法学専攻が 44.57%、作業療法学専攻が 37.5%、言語聴覚学専攻が 36.11%、3 年次の「臨床実習Ⅱ」で高知県内は理学療法学専攻が 94.2%、作

業療法学専攻が 93.18%、言語聴覚学専攻が 81.25%、高知県外は理学療法学専攻が 5.8%、作業療法学専攻が 6.82%、言語聴覚学専攻が 18.75%となっている。【3-5-e】臨床実習施設については、学生の経済面・利便性に配慮する観点より、近隣の臨床実習施設を増やすとともに、今後も多様な分野が経験できるよう確保に努めている。令和 6(2024)年度は、理学療法学専攻 11 施設（病院 2 施設、介護老人保健施設 8 施設、福祉施設 1 施設）、作業療法学専攻 2 施設（病院 1 施設、介護老人保健施設 1 施設）、言語聴覚学専攻 1 施設（病院 1 施設）合計 14 施設の新規登録を行い、高知県及び近隣地域の施設を中心に登録し、病院、介護老人保健施設、社会福祉施設等、さまざまな分野において現在の学生数に充足するだけ確保しており、各専攻とも指定規則に定められた教育内容を満たす臨床実習施設で臨床実習を行っている。【3-5-8】

運動場 24,025 m<sup>2</sup>は、隣接する高知市にある同学校法人の高知学園大学・高知学園短期大学と共用で使用することとしている。

教室は、講義室、演習室、実習室、コンピュータ室を整備し、また、各講義室には、視聴覚機器(プロジェクター、スクリーン、ノートパソコン等)が整備され、校舎全体において Wi-Fi によりインターネットを利用できる環境が整備されており、それらを活用した効果的な授業が行われている。Wi-Fi やソーシャルメディアの活用については「学生生活の手引き」【3-5-2】ならびに「学内無線 LAN (Wi-Fi) について」【3-5-3】において大学ポータルサイトに掲載し周知している。大講義室には、ワイヤレスマイクも設置しており、演習室には可動式で軽量の机と椅子を配置し、グループワークにも適した環境となっている。事務局教務課が管理・運営を行っており、授業の割当は、担当教員の意見を反映させながら適切に行っている。

施設・設備等の管理運営については、土地、建物（附属設備含む）、構築物、教育研究用機器備品、管理用機器備品などを含む固定資産について、「会計規程」【3-5-1】第 26 条「固定試算の取得」、第 27 条「固定資産の価額」、第 28 条「固定資産の管理」等が、「会計規程」において定められており、適切に管理されている。

校舎における各種保守点検作業は、専門性を有する業者に外部委託し、定期的に点検を行っており、学修環境の整備及び運営管理は適切である。また、法定の施設管理業務（高圧電気設備点検、エレベーター点検、自動ドア点検等）についても、委託業者を通じて実施している。警備面においては機械警備の導入に加えて、夜間及び早朝は委託業者の警備員による巡回による警備を行い、安全性を確保している。

本学は公共交通機関を利用して通学することが困難な場所にあるため、学生用駐車場（無料）を校舎に隣接して整備し、350 台分を確保している。スクールバスも配備し、JR の駅と大学間で 1 日 6 往復、無料で運行している。授業時間に合わせて運行しており、学外授業や行事等での運行も行っている。公共交通である「土佐市ドラゴンバス」の乗車券も発行しており、無料で通学に利用できるよう整備している。

### 3-5-②図書館の有効活用

本学図書館は、「高知リハビリテーション専門職大学図書館規程」【3-5-4】第 2 条（表 3-4）のもと、図書館長ならびに司書の資格を有する者を配置し運営している。

表 3-4 「高知リハビリテーション専門職大学図書館規程」第 2 条

第 2 条 図書、学術雑誌その他必要な資料を収集、組織、保管し、これを利用者の教育・研究・学習等の要求に対して提供し、併せて学術情報システム活用場として機能することにより、本学における教育研究活動を支援するとともに、地域社会の知的情報拠点としての役割を果たすものとする。

本学の図書館は、別館 2 階に配置し、その面積は 594.4 m<sup>2</sup>であり、閲覧席は総数 114 席（収容定員 600 名の約 19%）である。閲覧席の内訳は、一般閲覧席 60 席、ブラウジングコーナー 8 席、グループ学修室 30 席、検索性パソコン席 10 席、休憩スペース 6 席。グループ学修室では、利用者が互いにコミュニケーションを取りながら学びを深められるよう可動式机と椅子、ホワイトボードを設置し、グループワークやディスカッション、自主学修など幅広い用途で利用されている。また、館内は無線 LAN 対応とし、場所を問わずネットワークが利用できるよう整備されている。

開館時間は以下（表 3-5）のとおりであり、定期試験期間や国家試験対策期間中は開館時間の延長、休日開館を実施し学修支援を実施している。開館日程については、図書館専用ホームページ及び蔵書検索システム「OPAC (Online Public Access Catalog)」に公開している。

表 3-5 図書館開館状況

平日	開館時間
授業期	8:30～18:00
休業期	8:30～17:00
定期試験期	8:30～20:00
休日（定期試験・国家試験対策期間中）	開館時間
土・日・祝日	9:00～17:00

図書館は、地域貢献の一つとして、学外者の利用も可能となっている。一般利用者向けに図書館広報ポスターを作成し、地域の施設等に掲示している。地域に図書を貸出、提供することで、地域住民の健康情報を得る支援をしている。また、高知県内の公共図書館には、リハビリテーションに関する図書の貸出セットを準備し、医療情報を提供している。

【3-5-f】。

図書館の利用方法については、入学時オリエンテーションの際に「図書館利用の手引き」【3-5-6】に基づき図書館利用オリエンテーションを行うとともに、学生便覧及び大学ホームページにて周知している。【3-5-g】

図書の管理については「高知リハビリテーション専門職大学図書館管理規程」【3-5-5】に基づき、図書館職員が登録・配架・整理・貸出の管理を行っている。大学図書館情報システム「ネオシリウス」により蔵書データベースは構築済みである。「OPAC(Online Public Access Catalog)」により、図書館内だけでなく、大学外からも書籍の検索を行うことが可能となっている。所蔵資料については、「CiNii Research」など他データベースでも検索結果が表示される。本学図書館ホームページでは学生一人ひとりが「My Library 機能」を利

用し、貸出状況の把握や貸出予約、購入リクエスト、電子書籍の閲覧を行うことができる。また、同一法人内の高知学園大学・高知学園短期大学図書館の所蔵情報（8万冊）を共有しており、相互貸借を可能としている。【3-5-h】。

所蔵可能冊数は、5万冊であり、今後の図書増加に対する所蔵スペースは確保されている。蔵書数は33,715冊（令和7(2025)年3月31日現在）であり、毎年予算化し蔵書を増やしている。電子書籍については、「メディカルオンライン」の「イーブックスライブラリー」、「Maruzen eBook Library」が閲覧できる。【3-5-i】

文献検索サービスとして、「医中誌 Web」、「メディカルオンライン」、「医書.jp」を配備し、幅広い学術文献の検索ができる環境を整備している。【3-5-j】「医中誌 Web」、「メディカルオンライン」、「医書.jp」では、学外からリモートアクセスによる検索も可能である。さらに、図書館サービスを充実させるため、図書館専用のホームページを整備し、学生への情報提供を可能にしている。また、図書館ホームページでは学術情報機関リポジトリを公開し、教員の研究成果を情報発信している。図書館利用者の学修・教育研究支援が効果的に機能するように専任司書によるオリエンテーション、レファレンスサービスを実施している。

そして、「国立情報学研究所(NII)」の「目録情報所在サービス(NACSIS - CAT/ILL)」に加入し、全国の国公立大学図書館等と貸借・文献複写等の相互利用サービスを提供している。「中国四国九州医学図書室ネットワーク」にも加入し、全国の病院図書室との間でも文献複写相互利用サービスが受けられる。学修・研究用の書籍は、高知県立図書館との相互協力締結により、高知県内の大学・公共図書館からも取り寄せが可能となっている。また、国立国会図書館の図書館向けデジタル化資料送信サービス参加館となっており、貴重な資料の閲覧・複写サービスを提供している。この他、高知県立図書館及び土佐市立市民図書館を通じて、県立図書館や県内外の公立図書館から一般図書を借り受け、定期的に専用コーナーも設け、利用促進を働きかけている。

令和6(2024)年度は、学生への学修支援サービスとして文献レビューアプリ「BOOK MARRY」を導入した。臨床実習で活用した図書、学修に役立つ図書などのレビューを共有することで、効率的に図書を利用することができている。

図書館での閲覧や利用環境について、学生を対象とした「図書館利用者アンケート」を実施している【3-5-k】。結果を分析して、利用者ニーズに応えられるよう図書館利用の環境を改善していく。また、各専攻の4年生を対象に「国家試験対策に活用できる参考図書等」に関するアンケートを行い、その結果を図書館内に掲示して、主に3年生の国試対策に活用してもらっている。定期的実施している館内展示では、国家試験対策や臨床実習対策、がん、LGBTQについてなど図書館から様々な情報発信を行っている。

本学の図書館では、学生による図書館サポーターズが活動している。図書館サポーターズは学生主体で図書館活動を推進しており、他専攻や他学年間及び地域との交流を深めている。学生が図書館内の展示「図書館サポーターズおすすめ絵本」、「教員に聞いた大学生のときに読んでおきたい本」やイベントを企画、運営しており、大学祭に参加するなど地域との交流も行っている。

### 3-5-③施設・設備の安全性・利便性

本学は、校舎及び敷地内にはスロープ、校舎内では本館にエレベーター、本館1階・5階と別館1階・2階に車いす対応の多機能トイレを設置するなど施設の安全性と利便性を図り、学生の多様性に配慮した環境を整備している。

なお、本学の校舎（本館、別館）、体育施設（講堂（体育館））ともに、耐震基準を満たしている。【3-5-7】

緊急時に必要となる AED（自動体外式除細動器）については、本館、別館それぞれに備え付けており、学生便覧にて設置場所を周知している。学生には、名刺サイズ（折りたたみタイプ）の防災用学生必携を所持させており、その中に AED 使用方法や災害発生時の注意事項等も記載している。【3-5-1】

さらに、本学は土佐市の指定避難所に指定されており、土佐市作成の運営マニュアルに基づき、災害発生時の地域住民・本学学生等の安全確保や生活復興等の災害対策を迅速に実施するための相互協力体制の整備を図っている。

#### 施設・設備の管理に関する規則

##### 【3-5-1】 会計規程

ICT 環境について学生に周知したことを示す文書

##### 【3-5-2】 学生生活の手引き

##### 【3-5-3】 学内無線 LAN (Wi-Fi) について

図書館に関する規則

##### 【3-5-4】 高知リハビリテーション専門職大学図書館規程

##### 【3-5-5】 高知リハビリテーション専門職大学図書館管理規程

図書館利用案内

##### 【3-5-6】 図書館利用の手引き

建物の耐震化率を示す文書

##### 【3-5-7】 校舎等の耐震化率（本法人が設置する大学・短期大学に係る耐震化率）

臨地実務実習施設一覧（専門職大学のみ）

##### 【3-5-8】 臨床実習施設一覧

自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料

##### 【3-5-a】 校地校舎面積図

##### 【3-5-b】 校舎図面

##### 【3-5-c】 理学療法学専攻、作業療法学専攻、言語聴覚学専攻備品一覧

##### 【3-5-d】 実習科目における実習室使用回数比率

##### 【3-5-e】 臨床実習における高知県内・県外学生配置比率

##### 【3-5-f】 高知県内公共図書館等との連携

##### 【3-5-g】 学生便覧 P. 53-58 【資料 F-5】 と同じ

##### 【3-5-h】 相互貸借状況（令和 4～6 年度）

##### 【3-5-i】 蔵書冊数

##### 【3-5-j】 文献検索利用状況（令和 4～6 年度）

##### 【3-5-k】 図書館利用者アンケート項目

##### 【3-5-l】 防災用学生必携

### 【基準3の自己評価】

#### (1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

教務委員会、学生委員会、学生支援室、アビリティ支援室が連携し、教職員が協働して学生の学修を多角的にサポートできている。

体系的な学修サポートとして、令和7(2025)年度より「新入生入門セミナー」の導入、学修指導、成績不振者への個別サポート、オフィスアワーの設定など、きめ細やかな指導を実施している。国家試験対策では、少人数グループ学修や模擬試験、国家試験対策アプリの提供などで支援している。

学生の心身の健康を支える包括的サポートとして、保健室、カウンセリング室の設置、学生相談窓口の開設などきがるに相談できる体制整備により、学生の心身の健康維持を支援している。あわせて、学生の主体的な活動支援と地域貢献として、サークル活動や「高知リハ大さんぽ」を通じた学生間の交流促進、ボランティア活動の推奨など、学生の充実した大学生活と地域貢献を支援している。

学生の学修環境として、土日祝日の開館や図書館開館時間の延長などの利用時間拡大により、利用者の利便性が向上している。学生への学習支援サービスとして文献検索レビューアプリ「BOOK MARRY」を導入し、臨床実習で活用した参考図書、学習に役立つ図書などのレビューを学生間で共有することで、効率的に図書を利用することができている。また、各実習室には、指定規則の備品以外にも様々な備品を配置しており、実習室の使用率も高く、専門職大学としての教育設備は充足している。

#### (2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

学生の受け入れについては、入学定員充足率の低迷が課題である。令和7(2025)年度入学定員充足率66%、収容定員充足率66%、令和6(2024)年度入学定員充足率59%、収容定員充足率68%と、学生確保が喫緊の課題となっている。新型コロナウイルス感染症の影響緩和後も、入学定員の維持には課題が残る。

学生募集活動では、新型コロナウイルスの第5類移行に伴う対面での募集活動再開や、学生募集活動職員の増員、入学試験広報委員会の設置など、体制強化を図っている。しかし、これらの取り組みが十分に入学者数増加に結びついていないため、各種募集活動の効果を詳細に分析し、戦略的な改善策を講じる必要がある。特に、多様な入試区分の導入や、オープンキャンパス、高校訪問、学生による母校訪問、高大連携の充実・強化といった取り組みの成果を定量的に評価し、PDCAサイクルを回す必要がある。社会情勢に応じた入試制度の見直しを検討しているものの、具体的な内容や進捗状況が不明瞭である。高知県の地域特性を考慮した、より実効性のある入試制度の検討を加速させる必要がある。

図書館利用者アンケートの結果を分析した結果、文献検索の利用方法等、図書館からの利用案内希望があったため、利用サービス促進に努める。

臨床実習施設において、本学学生は高知県出身者が多数を占めており、高知県外での臨床実習となった場合、遠方のため宿舎の利用を要している。また、高知県外での臨床実習は実習先への移動や一人暮らしなど費用面・生活面でも学生の負担となっていることから、学生の自宅及びアパートより通学可能な施設の確保が課題となっている。さらに実習施設

については、教務課職員および専攻教員の協働によりその確保に努めているものの、今後の学生数増加や学生の多様化に対応するため、臨地実習施設のさらなる確保と、実習内容の均質化・向上に向けた取り組みが必要である。学生の希望と実習施設や内容のミスマッチを可能な限り防ぐために、より詳細な調整や新規登録施設の開拓戦略を強化する必要がある。

キャリア支援について、卒業後アンケートの回収率が低く、支援の適切性を継続的に評価・点検し、教育研究活動の改善につなげるためには、より多くの卒業生からのフィードバックを得るために、回答率向上をめざして具体的な対策を講じる必要がある。

### (3) 課題などに対する改善状況と今後の取り組み予定

入学定員未充足における学生募集体制の強化として、令和 5(2023)年度には学生募集活動職員を1名増員した。また、広報委員会と入学試験委員会を統合し、学長を構成員とする「入学試験広報委員会」を設置することで、組織改編による体制強化を図り、学生募集活動の企画・実施・運営を効率化した。多様な入試区分の導入として、令和 6(2024)年度募集から「学校推薦型選抜（特別推薦型選抜）」を追加するなど、学校推薦型選抜（指定校推薦型選抜、公募推薦型選抜 2 期）や社会人選抜 2 期、総合型選抜（A）（B）（C）（高知高等学校対象）、一般選抜（一般選抜 A・B・C 日程）、一般選抜（大学入学共通テスト利用選抜 A・B・C・D 日程）など、多岐にわたる入試区分を設け、多様な学生を受け入れる機会を拡充している。さらに、新型コロナウイルス感染症の 5 類移行に伴い、対面での募集活動を再開し、オープンキャンパスや高校訪問など、対面での募集活動を再開・強化した。今後の取り組みとして、学生確保に向けた全学的な取り組みの継続と強化が必要である。そのために、オープンキャンパスのさらなる充実を図り、学生主体での企画を強化し、本学の魅力が伝わる魅力的なオープンキャンパスを企画・実施する。ウェブサイトや SNS を活用した広報も一層強化し、参加者の増加を図る。また、総合学園の強みを活かした高大連携の充実・強化として、同法人内の高知高等学校に設置している高知高等学校医療・健康系進学プログラムを見直し、受験生確保に繋がる具体的な施策を高知高等学校と協力して強化することとし、少子化や高知県の地域特性、社会のニーズを鑑み、より実効性のある入試制度の導入に向けた検討を加速させ、具体的な制度設計を進める。これらの学生募集活動の結果を入学試験広報委員会で定期的に分析・点検・評価し、PDCA サイクルを徹底することで、効果的な募集戦略へと見直しを図り、入学定員充足率の向上を目指す。教職員一人ひとりが学生募集への意識を高く持ち、全学的に取り組んでいく。

臨床実習施設については、学生の経済面・利便性に配慮する観点より、近隣の臨床実習施設を増やすとともに、今後も多様な分野が経験できるよう確保に努める。特に理学療法専攻と作業療法学専攻は、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションの実習が可能な施設・事業所の確保、言語聴覚学専攻は小児領域や聴覚障害領域での実習が可能な施設の確保に努める。また、すべての専攻に共通することとして、学生の希望と実習施設や内容のミスマッチを可能な限り防ぐために、教員や職員による施設と学生の調整システムを再度見直す。そして新規登録施設の開拓に努める。さらに臨床実習指導者会議や臨床実習における訪問指導などを活用し、指導者と密な連携をとり、学生の不利益にならないような関わりを常に行っていく。

キャリア支援の支援内容の適切性について正確に検証していくために、卒業後アンケートの回収率を向上させたい。そのためにアンケートの実施方法や依頼方法、その時期などをさらに検討する。アンケート回答のための動機づけとして、アンケート結果のフィードバックを学生に分かりやすく提示すること、必要に応じて回答に対するインセンティブなどを含め検討していく。またアンケート内容の企画・作成において、IR推進室との連携をさらに強化し、より多角的で深度のあるデータ収集に努める。

図書館については、土日祝日の開館や図書館開館時間の延長など、学修環境の提供の継続を図り、利用者数向上に繋げる。図書館利用者アンケート結果のニーズに基づき、図書館利用の環境を改善していく。蔵書構築について、電子書籍の充実を図るとともに、教員や学生からのニーズ（満足度）を把握し、選書計画を行う。また、学生間の参考文献等の情報共有をすすめ、学習支援に繋げる。さらに公共図書館や大学図書館とも連携し、利用促進に努める。

#### **基準 4. 教育課程**

##### **4-1. 単位認定、卒業認定、修了認定**

###### **①ディプロマ・ポリシーの策定と周知**

###### **②ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準などの策定と周知、厳正な適用**

###### (1) 4-1 の自己判定

「基準項目 4-1 を満たしている。」

###### (2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

###### **4-1-①ディプロマ・ポリシーの策定と周知**

大学のディプロマ・ポリシーとして、①専門知識・技術の活用力、②コミュニケーション能力、③生命の尊厳と人格を尊重した実践力、④問題発見・解決力、⑤自律的で意欲的な態度、の5つを策定している。これらの各項目については、専攻ごとにもディプロマ・ポリシーを策定するとともに、養成する人材像を設定している。【4-1-a】ディプロマ・ポリシーは、本学ホームページ【4-1-1】、学校案内【4-1-b】、学生便覧【4-1-3】を通じて広く周知するとともに、学生に対しては「学修ポートフォリオ」【4-1-4】の作成時に説明を行っている。また、今後のディプロマ・ポリシーの見直しや検討については運営会議で必要に応じ行っていく。【4-1-2】

###### **4-1-②ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準などの策定と周知、厳正な適用**

単位認定基準については、「高知リハビリテーション専門職大学学則」（以下、学則という）第29条（単位の認定、科目の修得及び評価）に基づいて、成績評価については、学則第30条（成績の評価）に基づいて策定している。【4-1-6】成績評価基準は、ディプロマ・ポリシーを踏まえた目標の達成度にて策定し、内容は以下に示す（表4-1）とおりである。成績評価方法は、シラバスに示す学修到達目標及び成績評価方法に従って点数化を行い、判定を行っている。

表 4-1 成績評価基準

判定	評価	評点	内容
合格	S	90 点から 100 点	目標を十分に達成し、特に優秀な成果を収めている
	A	80 点から 89 点	目標を十分に達成した
	B	70 点から 79 点	目標を達成した
	C	60 点から 69 点	目標に最低限度達成した
不合格	D	59 点以下	目標に及ばなかった
認定	認定	—	本学以外で修得した科目

本学以外で修得した科目の既修得単位の認定については、学則第 35 条（入学前の既修得単位等の認定）【4-1-6】に基づき、教育上有益と認める場合に認定している。単位認定の上限は、編入学及び転入学の場合を除き、本学に入学する前に大学又は短期大学において取得した単位については 60 単位、本学に入学する前に専門性が求められる職業に係る実務経験においては 30 単位としており、教務委員会【4-1-9】の審議を経て教授会【4-1-8】で報告し、学長が認定している。

進級基準については、進級規程【4-1-7】第 2 条にて定めており、進級及び留年は教授会の議を経て学長が決定する。令和 7(2025)年度入学生より適用する改正した教育課程では、専門分野における科目の履修の順序を見直ししたため、進級基準についても合わせて改正を行った。

卒業及び学位の授与については、学則第 44 条（卒業）、第 45 条（学位の授与）【4-1-6】ならびに「高知リハビリテーション専門職大学学位規程」【4-1-5】に基づき、教授会の議を経て学長が卒業を認定している。【4-1-8】

以上のように、単位認定、進級判定、卒業判定については、規則に基づき厳正に適用されている。単位認定基準、進級規則、卒業及び学位授与については学生便覧に掲載し、学生に周知している。また、オリエンテーションでは、進級・卒業について説明し、新入生については学生便覧を基に説明を行っている。【4-1-c】

ディプロマ・ポリシーを示す部分の URL

【4-1-1】 <https://kpur.ac.jp/about/profile/philosophy/>

ディプロマ・ポリシーを策定する会議体の規則

【4-1-2】 運営会議規程

学生にディプロマ・ポリシーの内容を説明する文書など

【4-1-3】 学生便覧 P.1-3 【資料 F-5】と同じ

【4-1-4】 学修ポートフォリオ作成の手引き

学位規則、学位審査基準

【4-1-5】 高知リハビリテーション専門職大学学位規程

進級・卒業・単位認定に関する規則

- 学則 【資料 F-3】 と同じ  
第 29 条 (単位の認定、科目の修得及び評価)  
【4-1-6】 第 30 条 (成績の評価)  
第 35 条 (入学前の既修得単位等の認定)  
第 44 条 (卒業)  
第 45 条 (学位の授与)

【4-1-7】 進級規程

単位認定、進級、卒業判定を行う会議体の規則

【4-1-8】 教授会規程

【4-1-9】 教務委員会規程

入学前の実務経験を通じて修得している実践的な能力の単位認定の基準 (専門職大学のみのみ)

— 該当なし

自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料

【4-1-a】 三つのポリシー 【資料 F-14】 と同じ

【4-1-b】 高知リハビリテーション専門職大学 大学案内 P. 4  
【資料 F-2】 と同じ

【4-1-c】 学生便覧 P. 13-14、P. 22-23 【資料 F-5】 と同じ

## 4-2. 教育課程及び教授方法

### ①カリキュラム・ポリシーの策定と周知

### ②カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

### ③カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

### ④教養教育の実施

### ⑤教授方法の工夫と効果的な実施

#### (1) 4-2 の自己判定

「基準項目 4-2 を満たしている。」

#### (2) 4-2 の自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)

#### 4-2-①カリキュラム・ポリシーの策定と周知

本学では、建学の理念、使命・目的及び教育目的に基づき、大学及び各専攻において、カリキュラム・ポリシーを策定している。【4-2-a】そして、カリキュラム・ポリシーは、学生便覧【4-2-3】ならびに本学ホームページ【4-2-1】に掲載し広く周知している。また、令和 7(2025)年度より初年次教育として「新入生入門セミナー」を科目として開設し、授業内で学生に説明するようにしている。【4-2-4】

教育課程は、カリキュラム・ポリシーを踏まえ、専門職大学設置基準第 3 条及び理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則及び言語聴覚士学校養成所指定規則 (以下、指定規則という) に基づいて編成している。指定規則の改正に伴い、理学療法学専攻と作業療法学専攻は令和 2(2020)年度と令和 7(2025)年度の入学生からを対象とし、言語聴覚学専攻は令和 7(2025)年度入学生からを対象とし、教育課程の変更申請を行い承認されている。また、今後のカリキュラム・ポリシーの見直しや検討については運営会議で必要に応じ行

っていく。【4-2-2】

#### 4-2-②カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

本学ではディプロマ・ポリシーとして、①専門知識・技術の活用力、②コミュニケーション能力、③生命の尊厳と人格を尊重した実践力、④問題発見・解決力、⑤自律的で意欲的な態度、の5つを策定している。ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーは、以下の表（表 4-2）に示すとおり、一貫性を持たせた内容となっている。社会情勢の変化等により見直しが必要となった場合は、教育目的・三つのポリシー等を運営会議で総合的に見直すこととしている。【4-2-2】

表 4-2 ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシー一覧表

ディプロマ・ポリシー	カリキュラム・ポリシー
(1) 専門知識・技術の活用力 専門職として必要とされる教養、専門的な知識や理論、技術、態度を修得し、状況に応じて総合的に活用することができる。	幅広い教養や視野、リハビリテーションに関連する知識と技術を有し、利用者中心のサービスを提供できる人材を育成する。
(2) コミュニケーション能力 対象者と円滑なコミュニケーションをとることができ、相手の立場を尊重した人間関係を構築することができる。また、社会及び地域のニーズに対応できる知識と柔軟な協調性を身につけ、多職種との連携・協働を行うことができる。	他者を理解する心とコミュニケーション能力を向上させ、関連職種との連携能力やリーダーシップ力を身につけた専門職業人を育成する。
(3) 生命の尊厳と人格を尊重した実践力 対象者が持つ背景や価値観の多様性を理解し、相手の立場を尊重することができる。また、実践場面において如何なる場合でも、専門職としての役割を倫理的に判断し、行動することができる。	専門職業人としての倫理観と責任感、専門知識や技術を身につけ、対象者に対して質の高い治療またはサービスを施行でき、社会に貢献できる人材を育成する。
(4) 問題発見・解決力 対象者の問題や課題の解決に向けて、必要な論理的・実践的知識および資源を活用し、根拠に基づいた適切な方法を選択・計画し、安全かつ的確に行動することができる。	論理的思考に基づく判断力と問題解決ができる実践能力を育成する。
(5) 自律的で意欲的な態度 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士として医療の進歩や社会のニーズの変化に対応できる専門技術や知識を修得するために、生涯にわたり探求心をもち自己研鑽を継続することができる。	リハビリテーション領域について優れた専門職業人になるための意欲を高め、常に向上心を持ち、生涯教育等自己研鑽できる能力を育成する。

#### 4-2-③カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

本学は、近年の社会情勢や保健医療専門職への期待等を見据えたうえで、教育理念やカリキュラム・ポリシーを踏まえた教育課程を体系的に組み立てている。教育課程の編成にあたり、「高度な実践力と豊かな創造力」を備えた専門職業人を育成するため、「基礎科目」「職業専門科目」「展開科目」「総合科目」のそれぞれにおいて、育成する必要な能力を定めて授業科目を配置している。

教育課程の見直しについては、毎年全授業科目において実施する学生による「授業評価アンケート」の結果や、各専攻における関連科目の担当教員間における定期的な情報交換等を通して、学修目標と学びに乖離がないか確認し、教務委員会にて教育課程の見直しを行っている。【4-2-7】開学時の教育課程では、授業内容の重複や卒業要件単位数の多さに課題がみられたことから、指定規則に照らし、完成年度を迎えた令和4(2022)年度より、教育課程の改正に向けて検討を行った。この改正案の検討においては、専門職大学設置基準第10条に基づく「教育課程連携協議会」【4-2-8】に意見を求め【4-2-10】、教務委員会において協議を重ねた。「教育課程連携協議会」は、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士であり、臨床教育実践施設に勤務している者や行政関係者等で構成されており、リハビリテーション専門職養成に対する要望等も含め、教育課程に関する意見をいただいている。協議を重ねた結果、令和7(2025)年度入学生より教育課程を新たに編成した。

教育課程の概要は以下の通りである。

##### 1) 「基礎科目」

人間や社会を総合的に理解する幅広い知識を身につけ、豊かな人間性ととも高い倫理観やコミュニケーション能力、科学的根拠に基づく的確な判断力や主体的学修能力を育むことを目的とし、6つの科目区分を構成し配置している。それぞれに必修科目と選択科目を設け、「基礎科目」は各専攻の学生が共通で学修する。

##### 2) 「職業専門科目」の「専門支持科目」

健康の回復・維持・増進を一体的に捉える視点の涵養と、リハビリテーション分野の職業人として必要な基礎知識、技能の修得を目的とし、「基礎医学」「臨床医学」「保健医療福祉の理念」を、令和7(2025)年度からは教育課程の見直しを実施し「基礎医学」「臨床医学」「心の働き」「言語とコミュニケーション」「保健医療福祉の理念」の科目区分に変更し科目群を構成し配置している。各専攻に共通な科目を必修科目に、いずれかの専攻に必要なものは選択科目として配置しており、必修科目については各専攻の学生が共通して学修する。

##### 3) 「職業専門科目」の「専門基幹科目」

各専攻の専門分野に関して科学的根拠に基づく専門知識と実践的な技術を学ぶとともに、卒業後も、継続的な自己研鑽力を育成することを目的としている。「基礎科目」と「専門支持科目」で修得した知識を踏まえ、各療法に特化した科目で編成し、基本的な各療法の実践に必要な知識と技術の修得、各療法の対象者をより理解し解決すべき課題を抽出するための評価に関する知識、そして実践の場で遭遇する頻度の高い疾患や障害に対する各療法治療に関する知識、地域における生活活動支援に関する知識、臨床業務で必要となる実践力、管理・運営に関する知識を修得できるよう科目群を指定規則と照らし合わせ配置して

いる。

#### 4)「展開科目」

「基礎科目」及び「職業専門科目」を通じて得られた専門的知識や技能をさらに深化・発展させるとともに、現場における様々な変化に対応できるよう、それぞれの専門領域にとどまらず関連する他分野全般の知識や技術、自己の専門領域の新たな事業展開に繋げることができる汎用的能力を育成することを目的とし、必修科目として配置している。

#### 5)「総合科目」

教育課程の他の授業科目の履修や教育課程外での様々な活動も含めて学生が身につけた資質・能力が、専門職として最小限必要な資質・能力として有機的に統合され形成されたかについて、大学が自らの養成する人材像や到達目標に照らして最終的に確認することをそのねらいとする「まとめの科目」として編成している。各専攻にて、国家試験受験資格取得のための専門職としての「臨床実習」とは異なり、地域連携の在り方を学ぶ「地域支援実習」及び「総合演習」等を配置している。

本学では、専門職大学特有の教育課程を編成することで、学問の基礎である教養科目や職業専門科目、関連する他分野の科目の教育を行い、「理論－演習－実践－統合」のプロセスを重視し、学生個人の人々の持つ将来の進路や目標に対する責務を果たせるよう、社会環境の変化に対応でき、地域振興・地域活性化へ貢献できる人材育成のため、実践的な能力及び応用的な能力を展開させるとともに、豊かな人間性や職業倫理を滋養するよう教育課程を体系的に編成している。

シラバスは、開講する全ての科目で作成しており、ディプロマ・ポリシーとの関連、授業の概要・目的、授業の到達目標、授業計画、成績評価基準、オフィスアワー等を記載し、各科目とも第1回目の授業では、シラバスの説明や授業の到達目標などを説明するよう働きかけている。【4-2-9】あわせて、カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成は、「カリキュラムマップ」【4-2-5】及び各授業科目に付したナンバリング【4-2-b】で明らかにし、履修の手引きに掲載しオリエンテーションや「新入生入門セミナー」を通じて学生に周知している。

また、本学では、キャップ制を取り入れており、1年間に履修登録できる単位数の上限を48単位としている。履修登録単位数の上限については、「高知リハビリテーション専門職大学履修規程」【4-2-6】第6条に規定している。1年間に履修科目として登録可能な単位数に上限を設けることにより、学修すべき授業科目に対して十分な学修時間を確保できるようにしている。また、履修登録単位数の上限については、毎年度オリエンテーション時の履修登録の際、学生へ説明するとともに、学生便覧にも掲載し周知している。【4-2-c】

#### 4-2-④教養教育の実施

本学では、人間や社会を総合的に理解する幅広い知識を身につけ、豊かな人間性ととも高い倫理観やコミュニケーション能力、科学的根拠に基づく的確な判断力や主体的学修能力を育むことを目的として、「基礎科目」を配置している。修得単位数は必修科目と選択科目を合わせて20単位以上としている。

令和6(2024)年度入学生までは、「人間の探求」「社会の探求」「地域の探求」「自然の探求」「健康の探求」「外国語の探求」の6つの区分に編成した。令和7(2025)年度入学生か

らは、社会への変化に対応するため教育内容を見直し、人間について多角的に探求するための科目として「健康の探求」を「人間の探求」と統合、外国語のみならず日本語も含め広く言語について探求するための科目として「外国語の探求」を「言語の探求」に変更した。そして、新たに「初年次教育」を設け、教養教育の充実を図っており、教養教育に関する検討については、「教育課程連携協議会」の意見を取り入れ、教務委員会が主体となり行っている。【4-2-7】【4-2-8】。

各区分の概要は、以下のとおりである。(表 4-3)

表 4-3 「基礎科目」の概要

○令和 6(2024)年度入学生まで適用

区分	概要
人間の探求	生命の尊厳の理解、対象者の心理の理解等幅広い教養と視野を養う。
社会の探求	人は社会の中で生きており、多様化した社会に適切に対応するコミュニケーション能力やチームリーダーの資質、国際化への対応能力を養う。
地域の探求	地域に貢献できる人材の持つべき素養として、地域社会の環境や生活、健康等現状を調べ、地域の多様な人々そして地域が抱える課題に自らつなげていく能力を養う。
自然の探求	科学的根拠に基づく医療に対応する基礎能力や多様な情報を効果的に活用する基礎能力を養う。
健康の探求	生命を尊重し、健康や生活活動を維持していくために必要な知識やスポーツの意義について学び、スポーツ活動を通して人間関係を構築し、チームワークやリーダーシップ能力を養う。
外国語の探求	研究情報や研究成果を国際的に発信する能力を養い、語学能力を育て、国の文化や考え方を学び、相互理解や交流の発展に寄与できる人材を育成する。

○令和 7(2025)年度入学生より適用

区分	概要
初年次教育	受動的な学習から主体的・能動的な学修への転換がスムーズに行えるよう、主体的・能動的に学ぼうえで必要となる基本的な知識・技能・態度を養う。
人間の探求	生命の尊厳の理解、対象者の心理の理解等幅広い教養と視野を養い、健康や生活活動を維持していくために必要な知識、スポーツ活動を通じたチームワークやリーダーシップ能力を養う。
社会の探求	人は社会の中で生きており、多様化した社会に適切に対応するコミュニケーション能力や社会情勢・国際化への対応能力を養う。
地域の探求	地域に貢献できる人材の持つべき素養として、地域社会の環境や生活、健康等現状を調べ、地域の多様な人々そして地域が抱える課題に自らつなげていく能力を養う。
自然の探求	科学的根拠に基づく医療に対応する基礎能力や多様な情報を効果的に活用する基礎能力を養う。

言語の探求	研究情報や研究成果を国際的に発信する能力を養い、語学能力を育て、国の文化や考え方を学び、相互理解や交流の発展に寄与できる人材を育成する。
-------	--

#### 4-2-⑤教授方法の工夫と効果的な実施

本学では、育成する能力を獲得するために、科目の内容に応じて授業形態を「講義」「演習」「実習」に分類して位置付けており、その中でも実習科目は、専門職大学設置基準に照らし専門分野に多く配置している。各授業形態においては、学生の主体性や協働性を育成できるように、教授方法の工夫に努めている。

アクティブ・ラーニングとして、専門科目のみならず「展開科目」についても、講義・演習科目では事前・事後学修を明確にしたうえで、授業内でのディスカッションや、授業内容を踏まえたレポート課題作成やプレゼンテーションなどを積極的に導入している。そして、「実習科目」では臨床現場での実際について学修するために、ゲストスピーカーによる講義・演習、臨床現場等へ訪問やオンラインを活用した見学や実践を行うほか、対象者の方に来学していただき、学生が直接交流や臨床技能を実践するなど、専門知識・技術の活用力、コミュニケーション能力を身につけられるようにしている。また、臨地実務実習の前段階として、模擬症例などを設定しグループディスカッションや発表、模擬実践を行い、グループで問題を解決していく「課題解決型学習(PBL)」も取り入れ、臨床現場に必要な知識・技能獲得に向けた取り組みを実施している。

専門職大学のクラスサイズは、40名が基準となっている。本学では、全専攻の共通科目などで40名を超える講義科目【4-2-11】については、補助教員をつけるなどの対応を実施し、教育効果を担保している。シラバスにもその旨を記載し、学生へ周知している。演習・実習科目については、基準の40名以下で実施しており、一部の演習科目については担当教員を2名配置し、より細やかな実技指導を行っている。担当教員が1名配置の場合でも、授業内容に応じて専攻の教員が授業のサポートにつき、教育効果の向上を図っている。

そして、専門職大学で重視される「臨地実務実習」は、各専攻ともに4年間を通して学修進度に応じて段階的に学び、知識と技術の統合を促す実学重視の内容としている。この段階的な学びによって、実践的な能力及び応用的な能力を身につけ、職業倫理を涵養するように配慮している。「臨地実務実習」である「臨床実習」は、2年次に「見学実習」、3年次に「評価実習」、4年次に「総合実習」として段階的に配置し、各学生が様々な分野を体験できるように臨地実習施設を用意している。4年次の「総合実習」は専門職としての実務実習であり、「客観的臨床能力試験(OSCE)」に合格することを履修条件とし、学生がこれまで身につけた臨床技術を客観的に評価している。【4-2-d】【4-2-e】【4-2-f】臨地実務実習中は、臨床実習指導者と本学専任教員が連携し、巡回訪問やリモート面談等で指導について協議を行うとともに、学生とも定期的にメールなどにて連絡や相談の機会を設けて助言を行っている。合わせて、年に1回開催される臨床実習指導者協議会や文書等にて、大学教育における臨床実習の意義や目標・方法・評価等の見識、学生の能力等に合わせた臨床実習指導の方法について、共通理解を図るようにしている。

また、令和7(2025)年度入学生からは、学内でのインターネット環境が整備できたことから、授業においてMicrosoft365のTeamsを活用し、担当教員が作成した教材を

PDF(Postdoctoral Fellow)で配信や、リアルタイムでの受講生全員による課題の共有と作成、提出課題に対する教員の速やかなフィードバックを可能とした。一部科目で電子教科書を導入することにより、紙媒体ではできない動画や音声によるコンテンツを合わせて利用することが可能となり、学生の理解を促すための多様な授業展開に繋がっている。

カリキュラム・ポリシーを示す部分の URL

【4-2-1】 <https://kpur.ac.jp/about/profile/philosophy/>

カリキュラム・ポリシーを策定する会議体の規則

【4-2-2】 運営会議規程

学生にカリキュラム・ポリシーの内容を説明する文書など

【4-2-3】 学生便覧 P.3-4 【資料 F-5】 と同じ

【4-2-4】 「新入生入門セミナー」シラバス

教育課程の体系的編成を示すカリキュラムマップやカリキュラムツリーなど

【4-2-5】 カリキュラムマップ

履修に関する規則

【4-2-6】 高知リハビリテーション専門職大学履修規程

教育課程を検討する会議体の規則

【4-2-7】 教務委員会規程

【4-2-8】 教育課程連携協議会規程

シラバス作成に関して教員に周知したことを示す文書

【4-2-9】 高知リハビリテーション専門職大学シラバス作成ガイドライン

教養教育を検討する会議体の規則

【4-2-7】 教務委員会規程

【4-2-8】 教育課程連携協議会規程

教育課程連携協議会の議事録（専門職大学のみ）

【4-2-10】 教育課程連携協議会議事録（令和6年度分、令和4～5年度抜粋）

授業科目別登録者数一覧（専門職大学のみ）

【4-2-11】 授業科目登録者数一覧

自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料

【4-2-a】 三つのポリシー 【資料 F-14】 と同じ

【4-2-b】 ナンバリングについて

【4-2-c】 学生便覧 P.14-15 【資料 F-5】 と同じ

【4-2-d】 理学療法学専攻「臨床実習」科目シラバス

【4-2-e】 作業療法学専攻「臨床実習」科目シラバス

【4-2-f】 言語聴覚学専攻「臨床実習」科目シラバス

### 4-3. 学修成果の把握・評価

①三つのポリシーを踏まえた学修成果の把握・評価方法の確立とその運用

②教育内容・方法及び学修指導などの改善へ向けての学修成果の把握・評価結果のフィードバック

## (1) 4-3 の自己判定

「基準項目 4-3 を満たしている。」

## (2) 4-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

## 4-3-①三つのポリシーを踏まえた学修成果の把握・評価方法の確立とその運用

本学では、教育活動の改善・充実を図ることを目的に、三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）に基づく各種の取り組み状況として、学生が修得すべき資質・能力等に対して、大学全体（機関）レベル、教育課程（専攻）レベル、授業科目レベル別に把握・測定するようアセスメント・ポリシーとして定め、その達成状況を評価・検証している。各専攻は、以下の表の各項目を成果指標として定め、その達成状況を客観的に評価し、改善活動へ活用している（表 4-4）【4-3-3】。

表 4-4 アセスメント・ポリシー

評価指標/時期	入学時 アドミッション・ポリシー	在学時 カリキュラム・ポリシー	卒業時 ディプロマ・ポリシー
大学全体（機関）レベル	・各種入学試験	・休学率 ・退学率 ・学修等に関するアンケート調査	・学位授与率 ・標準修了年限内卒業率 ・大学院進学状況 ・就職率、就職先 ・卒業時アンケート（満足度等） ・卒業後アンケート（大学での学びの役立ち）
教育課程（専攻）レベル	・入試区分別成績調査	・進級率（留年率） ・学修等に関するアンケート調査 ・GPA ・単位修得状況	・GPA ・単位修得状況 ・国家試験合格率 ・資格、免許取得状況 ・就職率、就職先
授業科目レベル	・入試区分別成績調査	・成績評価（単位修得状況） ・授業評価アンケート ・定期試験 ・レポート ・実習試験	

中でもディプロマ・ポリシーは、大学全体（機関）レベルとして、学位授与率、標準修了年限内卒業率、大学院進学状況、卒業時アンケート、卒業後アンケートについて【4-3-

a) 【4-3-b】、教育課程（専攻）レベルとして、GPA(Grade Point Average)、資格・免許取得状況、単位修得状況、国家試験合格率について評価することとしている。【4-3-c】また、入学年度毎に4年間の学修成果の評価を実施している。【4-3-5】【4-3-6】【4-3-7】

専門職大学の重要な学修成果として、国家試験合格率及び専門職としての就職率があげられる。国家試験合格率は、各専攻とも年度により多少変動するが、第1期卒業生からの過去3年間の平均は、いずれの専攻も90%以上となっている。【4-3-c】就職率も100%で継続しており、就職先は90%以上が医療機関であり、医療専門職として従事できるという学修成果に繋がっている。【4-3-d】

また、ディプロマ・ポリシーを評価する方法として、アセスメント・テストを導入し、リテラシーとコンピテンシーについての評価を実施し可視化している【4-3-1】。令和1(2019)年度入学生（第1期生）から4年次の「臨床実習」終了後に実施しており、令和5(2023)年度入学生からは1年次の入学時にも実施し、入学時と卒業時の比較ができるようにしている【4-3-1】【4-3-8】【4-3-9】。大学が求める学修成果の内容を学生に説明する手段として「学修ポートフォリオ」を活用し【4-3-2】、各専攻において1年次から4年次にかけてアセスメント・テストの結果を踏まえた対策とともに、学生個人に対しても評価結果を配付してフィードバックを行い、自己の状況を客観的に把握できるようにしている。

#### 4-3-②教育内容・方法及び学修指導などの改善へ向けての学修成果の把握・評価結果のフィードバック

教育内容・方法及び学修指導などの改善に向けて、上記のアセスメント・ポリシー（表4-3-1）に示すように、大学全体（機関）レベル、教育課程（専攻）レベル、授業科目レベルについて評価することとしている。

教育内容や方法については、学生が「授業評価アンケート」【4-3-e】で各項目の評定とコメントを記載し、各教員は担当授業科目のアンケート結果を踏まえて、授業評価報告書【4-3-f】にて改善計画立案することとし、大学ポータルサイトにて前年度分を5月末まで公開し、専任教員・学生が閲覧できるようにしている。項目ごとの評定結果については、大学ホームページで公開している。【4-3-g】授業評価アンケートのコメント内容については、FD(Faculty Development)・SD(Staff Development)委員会にて確認し、教員全体で改善への取り組みが必要な内容についてはFD研修を実施し改善に努めている。【4-3-10】令和6(2024)年度は前年度に授業時のスライドが分かりにくいとの意見が多かったことから、分かりやすいスライド作成をテーマに研修を実施した。また、研究授業として教員相互による授業参観を行い、参観した教員がコメントをフィードバックすることも実施している。【4-3-h】

休学率・退学率・進級率（留年率）及び単位修得状況において、専攻によって差異はあるが、芳しくない状況も見られている。【4-3-i】この状況を改善するために、教育内容・方法の見直しを行い、令和7(2025)年度入学生の教育課程を改正した際に、大学での学びにおける基本的な知識・技能・態度について学ぶ必修科目として、各専攻教員が担当する「新入生入門セミナー」を新たに開講した。

各専攻における学修指導等については、以下のとおりである。

##### ①理学療法学専攻

クラス担任を中心とした専攻教員による学修指導対策を行っていたが、開学当初より退学者は2~5%、留年者は7%となっている。令和6(2024)年度より、クラス担任・副担任及びゼミ担当制を導入して「学修ポートフォリオ」担当教員による個別面談を、学生からの要望に応じ適宜実施している。面談の主な内容は、学業および成績に関すること、対人関係に関すること、実習に向けた相談、進路についてなどである。

留年者・退学者対策として、留年・退学の主な原因と考えられる学力不足とそれを起因とする学修意欲の低下を防ぐためにゼミ担当教員による学修指導・支援を実施している。また、成績不振の学生からの希望があれば「学修サポート制度」として個別の助言・指導を行っている。そして、「チューター制度（ペア学修）」を活用し、学生の学修意欲の向上を図るよう努めている。以上の対策を講じたものの、退学者・留年者の減少には至っていない。

## ②作業療法学専攻

開学当初の退学者が8%程度であったことから、クラス担任を中心とした専攻教員による学修指導対策を行い、令和3(2021)年度以降は退学者0%、留年者1%となった。令和6(2024)年度は、学生対応の主な役割を、それまでのクラス担任・副担任制からゼミ担当制に完全移行する年度とした。

退学・留年防止への対策は、「個人面談」「学修サポート制度」「チューター制度（ペア学習）」「学修指導」とした。ゼミ担当教員を配置し、各学年の履修状況に合わせて、全学年を対象に前期・後期ともに個人面談を1~2回行っている。内容は、学修ポートフォリオを通しての学修指導、学修成果テストの結果に対する助言指導、また「臨床実習」「卒後の進路」「国家試験対策」などである。「学修サポート制度」は、専攻教員2名が担当となり、定期試験期間中を除き週1回定期的に行っている。「チューター制度（ペア学習）」は、上級生との交流や基礎学力の向上を目的として導入している。「学修指導」の対象となる学生（2期連続GPAが1.5以下）はいない。

## ③言語聴覚学専攻

学生からの進退に関する相談などは、クラス担任と他の専攻教員1名が面談に入り、対象学生に応じた支援を行っているが、年度によって留年者・退学者ともに7%を超えている。退学や休学、留年の主な原因となっている学力不足のサポート及び学修支援の充実を図るため、異なる学年間での学生交流を通して、具体的な科目の勉強方法や重要点の確認を行い、知識・技術の定着を図るようにしている。さらに、「学修サポート制度」や「学修ポートフォリオ」を活用し、学生の学修状況に応じた学習指導・支援を行っている。また、必要に応じて保護者との連携も図ることとしている。以上の対策を講じた結果、退学者・留年者は6.5%まで減少した。

大学が求める学修成果を示す文書など

【4-3-1】 アセスメント・テストの分析結果（ディプロマ・ポリシー）

大学が求める学修成果の内容を学生に説明する文書など

【4-3-2】 学修ポートフォリオ作成の手引き

学修成果の把握・評価の方針

【4-3-3】 高知リハビリテーション専門職大学 アセスメント・ポリシー

学修成果の把握・評価の方法などについて検討する会議体の規則

【4-3-4】 IR 推進室規程

学修成果の把握・評価のために実施した調査と分析の結果

【4-3-5】 学修成果関連データ①

【4-3-6】 学修成果関連データ②

【4-3-7】 学修成果関連データ③

【4-3-1】 アセスメント・テストの分析結果（ディプロマ・ポリシー）

【4-3-8】 アセスメント・テストの分析結果（4年次）

【4-3-9】 アセスメント・テストの分析結果（1年次）

学修成果の把握・評価の結果を、教育内容、方法及び学修指導の改善にフィードバックすることを検討する会議体の議事録

【4-3-10】 FD・SD 委員会議事録（令和6年度分、令和7年度第1回）

自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料

【4-3-a】 機関レベルの評価を示す資料①（学位授与率、標準修了年限内卒業率）

【4-3-b】 機関レベルの評価を示す資料②（卒業後アンケート）

【4-3-c】 教育課程レベルの評価を示す資料（GPA 平均、単位修得状況、国家試験合格率）

【4-3-d】 機関レベルの評価を示す資料④（就職率、就職先）

【4-3-e】 授業評価アンケート項目

【4-3-f】 授業評価報告書書式

【4-3-g】 授業評価結果を示す部分の URL：  
<https://kpur.ac.jp/about/johokokai/>

【4-3-h】 研究授業アンケート項目

【4-3-i】 休学率・退学率・留年率

## 【基準4の自己評価】

### (1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

専門職大学として、より実践的な教育を行うためには、臨床現場の意見は不可欠である。教育課程の見直しにあたり、「教育課程連携協議会」の構成員が、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士であり、臨床教育実践施設に勤務している者や行政関係者等であることから、社会情勢を踏まえたりハビリテーション専門職養成に対する要望等を聴くことができている。「教育課程連携協議会」との連携により、社会の変化に対応しつつ、継続的にスキルアップを図りながら、問題解決に向け科学的思考能力と主体的学修能力を備えたりハビリテーション専門職を育成することに繋がっている。

また、専門職としての実践力を身につけるために、実習科目ではゲストスピーカーによる講義・演習、臨床現場等へ訪問やオンラインを活用した見学や実践を行うほか、対象者の方に来学していただき、学生が直接交流や臨床技能を実践する経験の機会を多くしている。一部の实習科目については担当教員を2名配置するなど、より細やかな実技指導を行うことにより、教育効果の向上を図っている。

## (2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

当初の教育課程では、卒業要件単位数が140単位を超えていたため、学生からも負担軽減の意見が出されていた。「教育課程連携協議会」及び分野別認証評価からも同様の指摘がなされ、授業科目内容の調整や統合などを行うことが必要であった。

国家試験合格率は、各専攻とも年度により多少変動するが、第1期卒業生からの過去3年間の平均は、いずれの専攻も90%以上となっている。しかしながら、休学率・退学率・進級率（留年率）及び単位修得状況において、専攻によって差異はあるが、芳しくない状況も見られている。成績不振の学生が一定数存在し、各専攻教員による学修指導や、「学修サポート制度」の活用等、様々な対策を講じているが、十分な改善には至っていない。学修成果を向上させるための対策が必要である。

既修得単位認定及び入学前に専門性が求められる職業に係る実務経験の単位認定については、編入学時も含め学則において単位認定を認めているが、今後、明文化する必要がある。

## (3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

教育課程については、令和6(2024)年度までに協議を行い、令和7(2025)年度入学生から適応する教育課程の改正を行った。卒業要件を10単位程度削減し、専攻により130～131単位とした。削減にあたっては、授業科目内容を精査したうえで、養成する人材像が育成できるよう、各専攻及び教務委員会にて検討し調整を行った。改正した教育課程については、今後も引き続き学生による授業評価等のアンケート結果や、学修成果等を参照することにより、「教育課程連携協議会」、教務委員会、各専攻において検討を行い、必要に応じて見直しを継続的に行っていく。

既修得単位認定及び入学前に専門性が求められる職業に係る実務経験の単位認定については、編入学時も含め、今後、教務委員会において検討し、令和7(2025)年度内には整備できるようにする。

学修成果については、前年度の結果を踏まえ、各専攻において学修指導対策の見直しを継続して行う。また、成績不振により当該年度中の配当科目の単位が修得できない場合には、次年度の再履修は可能だが翌年度の履修単位が多くなるため、学修時間の確保が困難になる。再履修者が生じないように、各授業科目における教授方法についても、FD研修等を活用し改善に努める。改正した教育課程では、ICT（情報通信技術）環境を有効に活用した教授方法を取り入れており、学修成果を確認しながら、より良い教授方法の工夫を検討していく予定である。

今後も本学のディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーに則り、養成する人材像を育成するとともに、専門職としての実践力を身につけるため、臨床現場の協力をいただきながら、さらなる工夫を重ねる。

## 基準5. 教員・職員

### 5-1. 教育研究活動のための管理運営の機能性

#### ①学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

#### ②権限の適切な分散と責任の明確化

### ③職員の配置と役割の明確化

#### (1) 5-1 の自己判定

「基準項目 5-1 を満たしている。」

#### (2) 5-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

##### 5-1-①学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

学長は、「高知リハビリテーション専門職大学学長選考規程」【5-1-a】（以下、「学長選考規程」という）に基づき任命される。学長の資格については、「学長選考規程」第3条において「人格、学識、経験共に優れ、私学経営に関する識見を有する者で、教育、研究等において指導力を発揮し得る者でなければならない。」と明確に規定されている。

学長の役割については、「教員人事規程」【5-1-4】第3条において、「学長は、校務全般をつかさどり、教職員を統括する。」と規定されている。

教育に関わる意思決定組織として、本学では、大学に「運営会議」、学部「教授会」を置き、意思決定組織を構築している。【5-1-1】【5-1-2】【5-1-3】

まず、「運営会議」において、学長は、議長として後述記載の構成員のほか必要な者を招集したうえで会議を主宰し、大学運営に係る重要な意思形成を行うにあたり、事前に意見を聴取している。

次に「教授会」においては、学長も構成員（教授）として参加し、自身が掲げる教育研究に関する事項について決定を行うにあたり意見を聴取している。

学長がリーダーシップを発揮できるよう、これらの意思決定と業務執行にあたり、副学長を配置している。

各種委員会等は、設置目的や配置職員が規定され、かつ明確な役割を担っており、その配置職員は、学長により任命されている。

本学では、学長の適切なリーダーシップを確立し、発揮できるよう体制を整えている。

##### 5-1-②権限の適切な分散と責任の明確化

前述のとおり、本学では、教育に関わる意思決定組織として、大学に「運営会議」、学部「教授会」を置いている。【5-1-1】

「運営会議」は、「高知リハビリテーション専門職大学学則」【5-1-b】（以下、学則）第11条で、本学の運営管理に関する重要事項を審議するため、「運営会議」を置く、とされ、本学「運営会議規程」【5-1-2】においては、大学の管理運営に関する事項、学生募集及び大学広報に関する重要な事項、教職員人事の基本方針に関する事項、学則その他重要な規定等の制定及び改廃に関する事項、全学的な教学マネジメントに関する事項等について審議している。「運営会議」は、毎月1回定例開催しており、構成員は、学長、理事長指名理事、副学長、学部長、事務局長及びその他学長が指名する教職員となっており、学生部長や教務部長、国家試験対策部長、図書館長、IR(Institutional Research)推進室長及び各専攻長が指名されている。

「教授会」は、学則第12条で、「本学の教育・研究に関する重要事項を審議するため、「教授会」を置く」、とされ、「教授会規程」【5-1-3】第3条（表5-1）に規定されている事項について、審議し、教学に関する重要事項の決定を行う際は、「教授会」が学長に意見を

述べることとなっている。また、学生の入学・卒業その他学籍に関する事、賞罰に関する事項も教授会で審議し、学長が決定している。

表 5-1 教授会規程第 3 条

<p>(審議事項)</p> <p>第 3 条 教授会は、次に掲げる事項について審議し、学長が決定するに当たり、意見を述べるものとする。</p> <p>(1) 学生の入学、卒業、その他在籍に関する事項</p> <p>(2) 学位の授与に関する事項</p> <p>(3) 教育課程の編成に関する事項</p> <p>(4) 学生の補導厚生及び賞罰に関する事項</p> <p>(5) 教育研究に関する事項</p> <p>(6) その他、学長が必要と認めた事項</p>
---

「教授会」は、毎月 1 回の定例開催のほか必要に応じて臨時に開催しており、構成員は、専任の教授及び准教授であるが、オンラインにて、すべての教員が参加している。会議には事務局長及び各課長も参加しており、教育全般の審議が可能となっている。【5-1-5】

「専攻長会議」【5-1-c】は、学科の教育・研究を遂行するための連絡調整や教育・研究上の事務的処理に関する事項を検討するために、学科長及び各専攻長等をもって構成され、定期的開催している。

また、各専攻には「専攻会議」を置き、定期的開催している。「専攻会議規程」【5-1-d】に基づき、専攻に関する重要な事項を審議している。

大学を運営する上で必要な組織として、諸規程でそれぞれの目的を明確にしたうえで、「学生委員会」、「教務委員会」、「入学試験広報委員会」等の各種委員会を設置しており、各規程に基づき、審議等が行われている。多くの委員会は毎月定例で開催されている。

これらの各種委員会及び専攻会議等で審議された重要な事項については、「運営会議」及び「教授会」で審議または報告している。

「運営会議」や「教授会」、各種委員会等の委員の出席を確保するため、毎週火曜日の午後開催するよう定例化している。

また、専門職大学設置基準第 11 条に基づき「教育課程連携協議会」【5-1-10】を設置している。産業界及び地域社会との連携による授業科目の開設その他の教育課程の編成に関する基本的な事項や、産業界及び地域社会との連携による授業の実施その他の教育課程の実施に関する基本的な事項及びその実施状況の評価に関する事項について審議するものとしている。「教育課程連携協議会」は、原則として学期の切り替え時期（9 月）と年度末（3 月）に年 2 回以上開催するものとしており、開設後より年 2 回定期的開催している。また、学長の諮問や構成員の求めや活動状況に応じて随時必要な会議を開催できるように、「教育課程連携協議会」の意見を大学の教育課程に反映されるための学内体制を整備している。外部構成員は、次のとおりで計 6 名となっている。【5-1-11】

- 1) 本学の教育課程に係る専門職の実務に関して経験を有する者（区分：職業）が 3 名
- 2) 地方公共団体の職員若しくは地域の関係者（区分：地域）が 1 名
- 3) 本学の臨床実務実習に協力する事業者（区分：協力）が 1 名
- 4) 本学の教職員以外の者であって、学長が必要と認める者（区分：その他）が 1 名

内部構成員は、学長が指名する教員4名である。構成員は大学が目標とする人材の専門性や業界動向等について必要な知見・経験を有し、教育課程の編成に対して適切な意見等が把握・分析できると客観的に認められる者を選任している。地域社会との連携による授業の実施に関する事項として、本学では地域貢献に重点を置いた学内での学修と現地を訪問しての学修を組み合わせる学びを深めていく「地域課題研究Ⅱ（演習・必修：1単位）」を配置しており、この科目の研究テーマや研究成果について意見交換を行っている。

### 5-1-③職員の配置と役割の明確化

学校法人高知学園「組織規程」【5-1-6】により、組織及び職の設置並びに事務執行について定められている。専門職大学には、事務局、学生部、教務部、図書館及びIR推進室を設置し、必要な職員を配置している。事務局には、庶務課、教務課、学生課を置き、各課の事務分掌【5-1-7】について定めており、各事務部門の果たす役割を明確化し、適切な事務執行ができる体制を整えている。

大学に設置する各種委員会においては、職員も必要に応じ委員として参画するとともに、事務局として委員会の庶務を担当するなど、適切な役割分担のもと、教職協働により、本学の教育研究の向上に重要な役割を果たしている。

また、前述のように「運営会議」には、事務局長を構成員として配置し、事務局として庶務課長が出席しており、「教授会」には、事務局長及び各課長が出席し、教職協働による大学運営体制をとっている。

なお、事務職員の採用については、「新採職員選考委員会内規」【5-1-8】に基づき、「新採職員選考委員会」において候補者が選考される。選考は原則として公募によるものとされ、選考後、理事長に選考結果を答申し、理事長が決定する。

事務職員の昇格及び昇給については「給与規程」【5-1-9】において「高知県の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則」の規程を準用し適切に運用されている。

大学の意思決定に関する組織図

【5-1-1】 高知リハビリテーション専門職大学組織図 【資料F-6】と同じ

大学の意思決定に関する会議体の規則

【5-1-2】 運営会議規程

【5-1-3】 教授会規程

学長の職務 5-1-3 権限に関する規則

【5-1-4】 教員人事規程

教授会に関する規則

【5-1-3】 教授会規程

教授会の開催日時・議題一覧

【5-1-5】 教授会開催日時・議題一覧（令和6年度分、令和7年度第1回）

学生の退学、停学及び訓告の処分の手続きが学長によって定められていることを示す文書

【5-1-3】 教授会規程

事務局組織図

- 【5-1-1】 高知リハビリテーション専門職大学組織図 【資料 F-6】 と同じ  
事務分掌に関する規則
- 【5-1-6】 組織規程
- 【5-1-7】 事務分掌表
- 職員採用・昇任の方針・規則
- 【5-1-8】 新採職員選考委員会内規
- 【5-1-9】 給与規程
- 教育課程連携協議会の規則（専門職大学のみ）
- 【5-1-10】 教育課程連携協議会規程
- 教育課程連携協議会の構成員名簿（専門職大学のみ）
- 【5-1-11】 教育課程連携協議会構成員表
- 自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料
- 【5-1-a】 高知リハビリテーション専門職大学学長選考規程
- 【5-1-b】 高知リハビリテーション専門職大学学則 第 11 条、第 12 条  
【資料 F-3】 と同じ
- 【5-1-c】 専攻長会議規程
- 【5-1-d】 専攻会議規程

## 5-2. 教員の配置

### ①教育研究上の目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任などによる教員の確保と配置

#### (1) 5-2 の自己判定

「基準項目 5-2 を満たしている。」

#### (2) 5-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

### 5-2-①教育研究上の目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任などによる教員の確保と配置

本学は令和 7(2025)年 5 月 1 日現在で、31 名の専任教員を配置している。専門職大学設置基準に規定される必要専任教員数は 26 名、教授数については 13 名となっており、本学の教授数は 15 名であり、ともに基準を上回る専任教員を配置している。【5-2-a】

また、各専攻の教員編成は、理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則及び言語聴覚士学校養成所指定規則（以下、指定規則という）の入学定員に対する「教育内容を教授するのに適当な数の教員」を満たしている。【5-2-b】

専任教員 31 名のうち、研究者教員は当該する専門分野において十分な研究業績と教育指導能力を有する者であり、20 名となっている。実務家教員は、専攻分野について病院等において 5 年以上の当該職業実務（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士）の経験を有する者で、実践的教育内容の陳腐化を避けるため、実務から離れてからの期間が、おおむね 10 年以内の者としている。大学等での教育経験、臨床実習指導の実績、実践的研究に優れた実績、実務経験の長さ、保有資格、優れた知識や技術・技能などを考慮して配置している。専門職大学設置基準上の実務家教員の必要数は 11 名のところ、11 名を配置しており、全員が有資格者である。実務家教員のうち、研究業績を有する実務家教員の必要数は 6 名

であるが、本学では9名が該当している。【5-2-a】

本学の教員採用については、「教員資格基準」【5-2-1】及び「教員選考基準」【5-2-2】に基づき、教育・研究の双方からの視点で総合的に審査をし、採用を行っている。また、教授、准教授、講師、助教、助手、指定規則における専任教員、実務家教員、その他特任教員の資格がそれぞれに示されている。なお、教員の採用に際しては、大学のホームページ等を活用して公募することを原則としている。

昇任についても、「教員資格基準」【5-2-1】及び「教員選考基準」【5-2-2】に基づき、教育・研究の双方からの視点で総合的に審査を行っており、学長は、教員採用と同様に、「人事委員会」【5-2-4】の意見を聞いたうえで、理事長に内申する。この「人事委員会」は、「教員人事規程」【5-2-3】第5条に基づき、教員の配置や選考に関する事項を審議することを目的に設置され、必要に応じて開催している。構成員は、学長、学部長、学科長、専攻長、事務局長及びその他学長が必要と認めた者となっている。

#### 教員の採用・昇任の方針・規則

【5-2-1】 教員資格基準

【5-2-2】 教員選考基準

【5-2-3】 教員人事規程

#### 教員人事に関する会議体の規則

【5-2-4】 人事委員会規程

自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料

【5-2-a】 令和7年度専任教員配置数

【5-2-b】 令和7年度指定規則上の教員配置数

### 5-3. 教員・職員の研修・職能開発

#### ①FDをはじめとする教育内容・方法などの改善の工夫・開発と効果的な実施

#### ②SDをはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

##### (1) 5-3の自己判定

「基準項目5-3を満たしている。」

##### (2) 5-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 5-3-①FDをはじめとする教育内容・方法などの改善の工夫・開発と効果的な実施

本学は、大学全体として組織的に教育内容・方法の改善及び教育の質向上ならびに職員の資質・能力の向上を図るため、令和5(2023)年度よりFD(Faculty Development)・SD(Staff Development)活動を一元化し、FD・SD委員会を置いている【5-3-a】。FD・SD委員会は各専攻から選出された教員、事務職員で組織しており、教職協働による適切かつ効果的な運営がなされている。

FDの方針は、「高知リハビリテーション専門職大学 第1期中期目標・中期計画（令和2(2020)年度～令和6(2024)年度）」（以下、「第1期中期計画・中期目標」）において、職能開発の強化を目標とし、組織的なFD研修計画の作成、授業内容及び方法を改善するための

全学的な研修と学科の特色に応じた研修の機会の設置、「四国地区大学教職員能力開発ネットワーク（SPOD）」（以下、SPOD）への加盟を実行計画としている。【5-3-1】

FD活動として、学内で開講している授業科目の授業内容や教授方法等について検証するため、各授業科目の最終日に、学生による「授業評価アンケート」をWeb回答方式にて実施している。授業評価の質問項目は、講義・演習科目については18項目、実習科目については21項目あり、5段階評価としている【5-3-b】。授業評価アンケート結果は、授業科目ごとに集計し各担当教員へフィードバックしている。各担当教員は、この結果を基に担当科目の授業について振り返りを行い、改善点を検討したうえで、改善すべき点や次年度に向けてのメッセージを添えて「授業評価報告書」を作成している【5-3-c】。前期・後期において開講した授業科目の「授業評価報告書」は、大学ポータルサイトに掲載して、翌年4月初旬から5月末までの期間で学生に公開している。また、「授業評価アンケート」の集計データは、専攻ごとにグラフ化したものを、本学ホームページに掲載し公開している【5-3-d】。

FD・SD委員会では、FD研修会の企画実施を行っている。各委員会より受講希望研修テーマを募集し、集約された研修テーマの中から、大学全体として研修が必須である授業改善や学生対応、研究推進についてのテーマを選定し、全学FD研修として企画開催している。講師は学内外から招聘し、受講形式は対面及びWeb同時双方向型にて実施し、当日受講できない場合への対応としてオンデマンド視聴形式を取り入れている。令和6(2024)年度は10回開催し、専任教員の参加率は60%であった。【5-3-2】各研修会の終了後にはアンケートを実施し、研修効果を確認している。また、「授業評価アンケート」で学生から改善要望があったスライド作成について、専任教員による授業改善ワークショップ「学生の学習意欲を上げるスライド作成」を開催し、教員参加率は81%であった。

そして、研究授業として、専任教員が他の専任教員による授業を参観することにより、学内で教育方法、教育展開、教材内容等について、互いに知見を得るとともに、情報の共有を図っている。令和6(2024)年度の研究授業の対象科目は、各専攻の授業科目の中から、前年度における「授業評価アンケート」結果の満足度の高い授業を選択し、18科目にて研究授業が実施され、延べ96名の専任教員が参加した【5-3-e】。参加教員による「授業参観評価アンケート」結果は、FD・SD委員会にて集計したものを科目担当教員へフィードバックするとともに、全専任教員にもアンケート結果を公表し、授業改善に活かすため情報共有を行っている【5-3-f】。

また、本学では開学時からSPODに登録している。SPOD研修会開催情報については、FD・SD委員会より全教職員に開催情報を周知し、各専任教員が自身の状況を踏まえて研修・講習プログラムを受講している。同一学校法人である高知学園大学・高知学園短期大学との合同開催プログラムを毎年1回実施しており、令和6(2024)年度は、「現代学生の理解と関わり方」をテーマに実施し、本学から受講者は24名であった。FD・SD委員会では、FDに係る情報収集を行い、専任教員のスキルアップに向け、個人研修の参加を促している。令和6(2024)年度のSPOD以外の研修会への受講者数は延べ8名であった。

### 5-3-②SDをはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

SDの方針は、「第1期中期目標・中期計画」において、職能開発の強化を目標とし、組

織的な SD 研修計画の作成、大学運営に必要な知識の修得あるいは情報共有のための SD 研修の機会の設置、SPOD への加盟を実行計画としている。【5-3-1】

SD 活動としては、大学運営に関する研修会を実施している。各委員会及び事務局より提案された研修会テーマをもとに、FD・SD 委員会が企画、開催している。令和 6(2024)年度は、現代社会を取り巻く様々な危機とその対応について「大学における危機管理の基本」の研修を実施し、受講者は 25 名であった。また、本学ではハラスメント防止対策として、全教職員対象及び管理職対象の研修会を毎年 1 回実施している【5-3-2】。

SD 研修については、FD 研修と同様に SPOD が実施する研修会等を周知し、自身の状況を踏まえて研修・講習プログラムを受講している。

#### FD の方針・計画

【5-3-1】 第 1 期中期目標・中期計画 (FD・SD について)

#### FD の実施報告書

【5-3-2】 令和 6 年度 FD・SD 研修一覧

#### SD の方針・計画

【5-3-1】 第 1 期中期目標・中期計画 (FD・SD について)

#### SD の実施報告書

【5-3-2】 令和 6 年度 FD・SD 研修一覧

自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料

【5-3-a】 FD・SD 委員会規程

【5-3-b】 授業評価アンケート項目

【5-3-c】 授業評価報告書様式

【5-3-d】 授業評価報告書を示す URL :  
<https://kpur.ac.jp/about/johokokai/>

【5-3-e】 令和 6 年度研究授業実施状況

【5-3-f】 研究授業アンケート項目

## 5-4. 研究支援

### ①研究環境の整備と適切な管理運営

### ②研究倫理の確立と厳正な運用

### ③研究活動への資源の配分

(1) 5-4 の自己判定

「基準項目 5-4 を満たしている。」

(2) 5-4 の自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)

### 5-4-①研究環境の整備と適切な管理運営

本学では「第 1 期中期目標・中期計画書」に基づき、研究推進における基本的な方向性を確認し、研究推進計画を実行している。【5-4-2】

研究環境の整備としては、職位に関係なく専任教員すべてに個室の研究室を整備し、机

や書棚、インターネット設備、パソコン、プリンターを設置している。また、共同研究室を設け、多チャンネル光トポグラフィ装置やドライブシュミレーター、視線計測装置（アイマーク）等、指定規則で定められている機器・備品以外で、教員の研究に必要な機器・備品等を多く整備している。研究備品は事務局庶務課が管理しており、所定の手続きにより学外への持ち出しも可能である。

研究備品購入については、各専攻で毎年度予算要求をし、その必要性等について学内で検討を行い、学長が査定をしたうえで理事長に要求し決定される。

また、研究実施を進める上での環境調査を令和 5(2023)年度に実施し【5-4-1】、令和 6(2024)年度はアンケート結果に基づき、研究者が必要としている事項について、研修会（表 5-2）を開催した。

表 5-2 令和 6(2024)年度研究研修会

日時	研修内容	参加人数
9月30日（月）	いま知っておきたい統計解析～多変量解析を中心に～	12人
2月27日（火）	続・いま知っておきたい統計解析～基本の集計と検定、分散分析、多重比較、生存時間分析～	13人

本学の研究推進に関しては、「研究推進委員会規程」【5-4-a】に基づき行っている。各教員の研究業績や専門性を共有するため、定期的に学内研究会【5-4-b】を開催し、研究協力できる体制を整えている。委員会では教員が学内外で研究が推進できるよう規程の整備をおこない、研究活動を促進している。

図書館は、本学の教育研究活動を支援している。文献検索サービスとして、「医中誌 Web」、「メディカルオンライン」、「医書.jp」を配備し、幅広い学術文献の検索ができる環境を整備している。「医中誌 Web」、「メディカルオンライン」、「医書.jp」は、学外からリモートアクセスによる検索も可能である。

#### 5-4-②研究倫理の確立と厳正な運用

本学における研究を適正に行うため、本学で研究活動に従事するすべての教職員が遵守すべき倫理基準を定めた「高知リハビリテーション専門職大学研究倫理指針」【5-4-3】を制定し、不正行為に対しては「高知リハビリテーション専門職大学における研究活動の特定不正行為への対応等に関する規程」【5-4-4】を制定し、その防止に取り組んでいる。また、公的研究費に係る不正を防止するため、「高知リハビリテーション専門職大学公的研究費の不正防止対策基本方針」【5-4-5】及び「高知リハビリテーション専門職大学における公的研究費の不正防止計画」【5-4-6】、「高知リハビリテーション専門職大学における公的研究費の不正発生時の取扱いについて」【5-4-7】を策定し、その防止に取り組んでいる。

研究倫理に関しては、「研究倫理審査委員会規程」【5-4-8】に基づき、業務を行っている。委員会の構成員は、医学・医療・保健、自然科学の有識者、倫理学・法律学、人文・社会科学の有識者、本学専任教員、外部委員等であり、厳正な倫理審査を行っている。教職員が倫理審査を申請する際には、申請書を委員会に提出し、一般審査または迅速審査が適宜行われる。

「研究倫理審査委員会」の委員による厳正な審議が実施され、学長の承認を受けた後、申請者に通知するものとしている。研究倫理審査申請件数は増加しており、令和 6(2024)

年度は、申請件数は18件（迅速審査13件、一般審査5件）である。

教職員に対する研究倫理教育の充実を図るため、研修会を年1回実施している。また毎年、全教員及び研究に携わる職員が研究倫理教育としてe-ラーニングを受講しており、研究倫理の充実を図っている。

#### 5-4-③研究活動への資源の配分

本学では、教員個人に対して30万円を上限として、個人研究費を配分し、研究活動を支援している。毎年度、学長名により「予算要求資料の提出について（依頼）」文書を発出し、その文書の中で具体的な金額を明示することとしている。令和7(2025)年度予算では、これまでの一律30万円だったものを見直し、職位に応じて設定することとし、教授30万円、准教授20万円、講師・助教16万円とした。また、研究を促進する目的として、科学研究費助成金の申請や論文・著書の業績等を条件とし、個人研究費を逡減する仕組みとしている。

設備等の整備については、研究備品と同様の予算手続きを経て、実施している。

これに加えて、学内外における共同研究及び研究交流を推進するために学内公募による「共同研究助成金」を導入し、研究の活性化を図っている。令和2(2020)～令和6(2024)年度まで30件採択され、研究成果を発信している。【5-4-c】

研究費の利用については「高知リハビリテーション専門職大学競争的資金等事務取扱要領」【5-4-9】により適正な執行を確保し、「高知リハビリテーション専門職大学共同研究助成金計画調書作成・記入要領」【5-4-10】、「令和7年度予算要求資料の提出について（依頼）」【5-4-11】に基づき適切に資源分配を行っている。

研究活動の具体的な支援として、科学研究費助成事業への応募を促し、採択されることを目的に、全教職員を対象とした科学研究費助成事業説明会を開催している。講師には、科学研究費助成事業審査員経験者や科学研究費助成事業採択の経験のある教員を迎えて実施している。

研究活動への人的支援として、RA(Research Assistant)などの整備が不十分であるが、研究活動の活性化、研究に携わる学生の育成に向けて制度作成を予定している。

また、外部資金の公募があった場合には、研究意欲の促進につなげるため、全教員に周知しており、科学研究費助成事業だけでなく、幅広く助成金制度の情報収集・管理に努めている。【5-4-12】

科研費の獲得状況については、令和6(2024)年度開始1件であり、令和7(2025)年度開始の研究が新たに2件採択されている。その他、受託研究1件、民間助成金研究3件が研究継続中である。【5-4-13】

#### 研究環境に関する調査の結果

【5-4-1】 研究実施を進める上での環境調査

#### 研究環境整備の方針・計画

【5-4-2】 研究推進 第1期中期目標・中期計画書（令和2～6年度）

#### 研究倫理に関する規則

【5-4-3】 高知リハビリテーション専門職大学研究倫理指針

- 【5-4-4】 高知リハビリテーション専門職大学における研究活動の特定不正行為への対応等に関する規程
  - 【5-4-5】 高知リハビリテーション専門職大学公的研究費の不正防止対策基本方針
  - 【5-4-6】 高知リハビリテーション専門職大学における公的研究費の不正防止計画
  - 【5-4-7】 高知リハビリテーション専門職大学における公的研究費の不正発生時の取扱いについて
  - 【5-4-8】 研究倫理審査委員会規程
- 研究費の適正利用に関するマニュアル
- 【5-4-9】 高知リハビリテーション専門職大学競争的資金等事務取扱要領
- 研究活動への資源配分に関する規則
- 【5-4-10】 高知リハビリテーション専門職大学「共同研究助成金」計画調書作成・記入要領
  - 【5-4-11】 令和7年度予算要求資料の提出について（依頼）
- 研究活動に対する RA など人的支援に関する規則
- ー 該当しない
- 科研費などの申請のために必要な情報を学内に周知したことを示す文書
- 【5-4-12】 令和7年度科学研究費助成事業の公募等について
- 外部資金応募・獲得の実績一覧
- 【5-4-13】 令和5～6年度外部資金応募・獲得実績
- 自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料
- 【5-4-a】 研究推進委員会規程
  - 【5-4-b】 学内研究会・共同研究報告会案内ポスター
  - 【5-4-c】 共同研究助成金一覧 令和5～6年度

## 【基準5の自己評価】

### (1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

教育開発、研究推進、社会貢献等の適切かつ効果的な取組みを行うためにFD・SD活動を一元化した組織的な運営ができています。これにより、研修計画を作成、年間計画として立案し、研修会を開催することができた。授業内容・方法を改善する取り組みとしては、「授業評価アンケート」から学生の要望を取り入れた研修が実施できた。

教員の研究推進への取組として、専任教員の研究業績や専門性を共有するため、定期的に教員研究発表会を開催するなど、研究協力体制を整えている。

### (2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

FD・SD活動への教職員参加状況については、FD・SD委員会で把握し、参加率向上を目指している。令和6(2024)年度は、研究推進、授業改善、学生対応などについて、学内での研修会を積極的に開催し、全教職員が参加することができたが、学内での研修会に参加することが多かったため、学外での個人研修参加率が減少した。大学職員としてのSD研修内容

については、研修の機会が少なかったことから、大学の機能や役割、業務改善につながる研修を検討し、積極的に実施する必要がある。

研究推進に関して、分野別認証評価において、研究者及び大学・研究機関における研究の健全性・公平性の自律的な確保が求められており、必要な規定や体制の整備等について着手するよう、意見をいただいた。

研究費の外部資金獲得への取組について、専任教員の大学運営及び教育活動への比重が大きく、研究時間が十分とはいえず、専任教員間でも格差がある。専任教員の教育研究の活動状況、研究の活動状況及び成果の点検・評価を行い、改善・向上に向けた取り組みが必要である。

### (3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

研究授業については、専任教員間で共有できているため、今後も実施方法を検討しながら継続的に実施していく。そして、授業改善の取り組みについては、学修者本位の教育を提供できるよう、学生による授業評価や学修成果を踏まえ、教育方法及び内容の開発・工夫を実践する。SPOD の研修には、教職員の職務内容に応じて積極的に参加するように周知を行い、資質・能力の向上に繋げる。

また、新入教職員に対する研修については、計画的に実施できていないことから、今後は、新人教育としての研修を設けて充実に努める。

研究推進に関しては、「公的研究費の不正防止対策基本方針」を見直し、責任体制や役割について明記し、しっかりと位置付けるとともに、「共同研究取扱規程」や「客員研究員規程」、「発明等取扱規程」を整備している。今後においても、充実した研究推進体制を構築するため、取り組みを進めていく。

研究活動を推進するための基盤となる、研究推進及び研究倫理等に関する必要な規程等については、取り組みが進められ整備されている。今後は、研修の実施、外部資金の公募についての情報提供や各種助成金制度の情報収集を積極的に行うなど、研究活動の具体的な支援を充実させ、成果につなげていく。

## 基準 6. 経営・管理と財務

### 6-1. 経営の規律と誠実性

#### ①経営の規律と誠実性の維持

#### ②環境保全、人権、安全への配慮

##### (1) 6-1 の自己判定

「基準項目 6-1 を満たしている。」

##### (2) 6-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 6-1-①経営の規律と誠実性の維持

大学の設置者である学校法人高知学園（以下、本法人という）は、「学校法人高知学園寄附行為」（以下、「寄附行為」という）【6-1-a】第3条において「この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行うことを目的とする。」と定め、これら法令を遵守し運営している。

法人運営については、「寄附行為」及び「理事会会議規程」【6-1-b】に基づき理事会を開催し、法人全体の業務に関する事項について審議決定している。理事会での審議にあたり、重要な財産の処分又は譲受け、毎年度の予算及び事業計画など、「寄附行為」【6-1-a】第37条第2項に規定された項目については、諮問機関として設置する評議員会において、あらかじめ意見を聴いたうえで理事会を開催し、決定している。また、令和7(2025)年度を開始年度とする財務5年計画「学校法人高知学園 財務計画（令和7年度～令和11年度）」【6-1-c】を策定し、これらを各年度の事業計画や予算編成に連携することにより、着実な履行に努めていく。

また、本法人は「コンプライアンス基本規程」【6-1-1】を定め、法令及び本学園の諸規程ならびに倫理・社会規範などを遵守することとしている。

本学においては、運営及び教学に係る全学的に重要な事項について、「運営会議規程」【6-1-d】に基づき、学内に設置する運営会議で審議決定している。

誠実性の維持として、情報公開については、「情報公開規程」【6-1-2】に基づき、私立学校法で公表を義務付けられている監査報告書や財務諸表等のほか、「高知リハビリテーション専門職大学学則」【6-1-3】第3条に基づき、学校教育法施行規則で義務づけられている教育研究活動等の状況についての情報等を本法人ホームページならびに大学ホームページで公開しており、積極的に情報公開に努め、経営の透明性を維持しつつ誠実で社会の信頼と期待に応え得る運営に努めている。【6-1-4】【6-1-5】

令和7(2025)年3月19日に開催された令和6(2024)年度第6回理事会において、理事の職務執行が法令・寄附行為に適合すること及び業務の適正を確保するための体制の整備に関して、「内部統制システム整備の基本方針」【6-1-6】を制定している。「経営に関する管理体制」、「リスク管理に関する体制」、「コンプライアンスに関する管理体制」、「監査環境の整備」について方針を定め、令和7(2025)年4月1日から施行した。内部統制の組織体制及び規則の制定については、「内部統制システム整備の基本方針」の施行が令和7(2025)年4月1日のため、今後整備を進めていくこととしている。

### 6-1-②環境保全、人権、安全への配慮

本法人では、学校法人という公共性の高い事業体であるという観点から、社会的責務として環境保全、人権及び安全への配慮を常に念頭に置いて管理運営を行ってきた。令和2(2020)年12月1日には、「高知学園のSDGs取組宣言」【6-1-e】を掲げ、持続可能な社会の実現に向けて明確なビジョンを打ち出し、取り組んでいる。環境への配慮としては、省エネルギーの観点から、本学の施設の照明をLED照明へ更新した。また、省エネルギー活動の一環として、毎年5月1日から10月31日まで、クールビズを実施し、軽装を励行している。

人権への配慮として、学生及び教職員にとって懸念される人権問題であるセクシャル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント等の様々なハラスメント行為が挙げられる。これらを防止するために、学校法人高知学園では「ハラスメントの防止等に関する規程」【6-1-7】を定めており、本学においては、「高知リハビリテーション専門職大学におけるハラスメントの防止等に関するガイドライン」【6-1-8】を定め、学内に設置している「ハラスメント防止等に関する倫理委員会」【6-1-9】にて、ガイドラインの見直し・更新等を

行っている。法人として、外部相談窓口も設置し、相談しやすい環境づくりを行っており、「外部相談窓口チラシ」【6-1-f】をホームページにて公開している。また、同チラシには、「公益通報に関する規程」【6-1-g】に基づき設置している「公益通報に関する窓口」も掲載し、周知している。当然のことながら、「公益通報に関する規程」により、公益通報者等に対して不利益な取扱いとならないよう適切な措置がとられている。

また、教職員のメンタルヘルスケア対策として、「ストレスチェック制度実施規程(内規)」【6-1-h】に基づき、年1回のストレスチェックを実施している。高ストレス者に対して、希望者には医師による面接指導を案内するなど、職場環境の改善に取り組んでいる。

個人情報の保護については、本法人において「個人情報の保護に関する規程」【6-1-10】が定められ、「個人情報保護委員会内規」【6-1-11】において、法人の設置する学校に個人情報保護委員会が設置され、委員が定められている。本学においては、学長、副学長、学部長、学生部長、教務部長、図書館長、学科長、専攻長、事務局長が、委員となっている。個人情報保護委員会の運営に必要な事項については、「個人情報保護委員会規程」【6-1-12】で定められており、個人情報保護に関して適切に整備されている。

また、マイナンバー制度の実施にも対応した、「個人番号及び特定個人情報取扱規程」【6-1-13】、「個人番号及び特定個人情報保護に関する基本方針」【6-1-14】を定め、特定個人情報の保護に努めている。

職場の安全衛生については、「高知学園衛生管理規程(内規)」【6-1-i】及び「衛生委員会規程」【6-1-j】に基づき、産業医と衛生管理者の資格を有する者で組織する衛生委員会を設置し、法人に属する全ての学校において職場の安全と健康管理を行っており、毎月定期的に職場の巡回を実施し、改善点について対応するよう努めている。

また、本学では、大学敷地内を全面禁煙としており、これにより学内における受動喫煙を防止し、「医療・福祉」分野の職業人を養成する大学として、学生・教職員等の健康被害を引き起こす恐れのある喫煙習慣を身に付けることのないよう、全学を挙げて取り組んでいる。

安全への配慮については、危機管理の体制として、危機管理委員会【6-1-15】を設置し、「高知リハビリテーション専門職大学危機管理規程」【6-1-16】を整備している。また、防災・防犯マニュアルを整備しており、全教職員及び学生に周知している。【6-1-17】【6-1-18】本学は、土佐市の「災害時指定避難所」に指定されており、地震及び津波、台風などの災害が発生した場合に、地域住民及び学生や教職員の安全確保や生活復興等の災害対策を迅速に推進できるように備えている。

#### 組織倫理に関する規則

【6-1-1】 コンプライアンス基本規程

#### 情報公表に関する規則

【6-1-2】 情報公開規程

【6-1-3】 高知リハビリテーション専門職大学学則 第3条 【資料F-3】と同じ  
学校教育法施行規則第172条の2に対応した部分のURL

【6-1-4】 <https://kpur.ac.jp/about/johokokai/>  
私立学校法第151条に対応して公開した部分のURL

【6-1-5】 <https://www.kochi-gakuen.org/disclosure/>

内部統制システムの基本方針

【6-1-6】 内部統制システム整備の基本方針

内部統制の組織体制を示す図

ー 該当なし

内部統制に関する規則

ー 該当なし

ハラスメント防止に関する規則

【6-1-7】 ハラスメントの防止等に関する規程

【6-1-8】 高知リハビリテーション専門職大学におけるハラスメントの防止等に関するガイドライン

【6-1-9】 ハラスメント防止等に関する倫理委員会規程

個人情報保護に関する規則

【6-1-10】 個人情報の保護に関する規程

【6-1-11】 個人情報保護委員会内規

【6-1-12】 個人情報保護委員会規程

【6-1-13】 個人番号及び特定個人情報取扱規程

【6-1-14】 個人番号及び特定個人情報保護に関する基本方針

危機管理に関する方針・規則

【6-1-15】 高知リハビリテーション専門職大学危機管理委員会

【6-1-16】 高知リハビリテーション専門職大学危機管理規程

危機管理に関するマニュアル

【6-1-17】 【教職員用】防災・防犯マニュアル（令和5年度）

【6-1-18】 【学生用】防災・防犯マニュアル（令和5年度）

自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料

【6-1-a】 学校法人高知学園寄附行為 第3条、第37条第2項  
【資料F-1】と同じ

【6-1-b】 理事会会議規程

【6-1-c】 学校法人高知学園 財務計画（令和7年度～令和11年度）  
【資料F-9】と同じ

【6-1-d】 運営会議規程

【6-1-e】 高知学園のSDGs取組宣言

【6-1-f】 外部相談窓口チラシ

【6-1-g】 公益通報に関する規程

【6-1-h】 ストレスチェック制度実施規程（内規）

【6-1-i】 高知学園衛生管理規程

【6-1-j】 衛生委員会規程

## 6-2. 理事会の機能

### ①使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

## ②使命・目的の達成への継続的努力

### (1) 6-2 の自己判定

「基準項目 6-2 を満たしている。」

### (2) 6-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 6-2-①使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

理事会は、本法人の最高意思決定機関として、「寄附行為」【6-2-4】第 14 条に「理事会はこの法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。」とされている。【6-2-1】理事長は、法人を代表し、その業務を総理するとされ、理事会の議長にあっている。役員は、「寄附行為」【6-2-4】第 6 条の定めにより、理事 8 名、監事 2 名の定数構成となっている。「寄附行為」【6-2-4】により、理事はその選任について、第 8 条第 1 項第 1 号において、学長（校長）及び学園本部長のうちから理事会において選任した者 3 名、そのほか理事会において選任した者 5 名と定められている。本法人の理事選任機関は、「寄附行為」【6-2-4】第 7 条において理事会としており、理事の選任は、令和 7(2025)年 6 月 18 日に開催する理事会において選任される予定である。

理事会は原則として、年 4 回定例的に開催し、必要に応じて随時開催している。法人全体の予算・決算、財産の管理・運営、事業計画、「寄附行為」の変更、各学校の諸規程の改廃など、重要事項の審議・決定を行い、「理事会会議規程」【6-2-a】に則り、適切に運営している。【6-2-2】【6-2-3】

監事は、「寄附行為」【6-2-b】第 23 条において、「評議員会の決議によって選任する」と定められている。「寄附行為」【6-2-b】第 29 条に、職務として、法人の業務及び財産の状況並びに理事の職務の執行の状況を監査すること、毎会計年度、監査報告を作成し、当該会計年度終了後 3 月以内に理事会及び評議員会に提出すること、理事会及び評議員会に出席して意見を述べること等、と定められている。監事は、理事会・評議員会に毎回出席しており、事業の進捗を把握するとともに、諮問事項についても情報共有が図られている。

評議員については、「寄附行為」【6-2-b】第 32 条において、法人の職員のうちから選任した者 3 名、法人の設置する学校を卒業した者で年齢 25 年以上の者の中から選任した者 3 名、学識経験者の中から選任した者 3 名とし、評議員会において選任すると定められている。

#### 6-2-②使命・目的の達成への継続的努力

「寄附行為」【6-2-4】第 14 条に「理事会は、この法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。」と規定されており、理事会が最高意思決定機関として、学校法人の業務等の運営を決定しており、その重要事項の決定に際して予め意見を聞く諮問機関として評議員会を設置している。また、管理運営に必要な機関として学園本部を置いて目的達成のための運営体制を整えている。また、「寄附行為」【6-2-b】第 17 条に基づき、理事長及び代表業務執行理事は、3 月に 1 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告している。【6-2-3】【6-2-5】

学園本部は、教育組織及び各学校の事務局と連携して、5 ヶ年の財務計画や毎年度の事業計画を作成し、評議員会に諮問したうえで、理事会で決定している。「学校法人高知学園

財務計画（令和7年度～令和11年度）」は、令和6(2024)年度第6回理事会において決定されている。【6-2-2】【6-2-c】

本法人は、「寄附行為」に規定されている目的の実現に向け、運営体制を整備し、毎年度の事業報告により、その着実な履行を確認し改善を行いながら事業計画に反映し、PDCAサイクルを構築することにより、使命・目的を実現するために継続的な努力を行っている。

法人の意思決定に関する組織図

【6-2-1】 学校法人高知学園組織図

予算・決算を承認した際の理事会の議事録

【6-2-2】 令和6年度第6回学校法人高知学園理事会議事録

【6-2-3】 令和7年度第1回学校法人高知学園理事会議事録

理事を選任する会議体の規則

【6-2-4】 学校法人高知学園寄附行為 第6条、第7条、第8条第1項第1号、第14条 【資料F-1】と同じ

理事を選任した際の会議体の議事録

－ 該当なし

中期的な計画を承認・見直しした際の理事会の議事録

【6-2-2】 令和6年度第6回学校法人高知学園理事会議事録

理事が職務執行状況を理事会に報告したことを示す文書

【6-2-3】 令和7年度第1回学校法人高知学園理事会議事録

【6-2-5】 令和6年度事業報告書

自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料

【6-2-a】 理事会会議規程

【6-2-b】 学校法人高知学園寄附行為 第17条、第23条、第29条、第32条 【資料F-1】と同じ

【6-2-c】 学校法人高知学園 財務計画（令和7年度～令和11年度） 【資料F-9】と同じ

### 6-3. 管理運営の円滑化とチェック機能

#### ①法人の意思決定の円滑化

#### ②評議員会と監事のチェック機能

##### (1) 6-3の自己判定

「基準項目6-3を満たしている。」

##### (2) 6-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

#### 6-3-①法人の意思決定の円滑化

理事会は、原則として年4回定例的に開催しているが、必要に応じて随時開催することとしており、令和6(2024)年度には6回開催されている。

理事長は、「寄附行為」【6-3-a】第15条第3項により、「この法人を代表し、その業務を総理する」となっており、法人の最高意思決定機関である理事会、その諮問機関である評

議員会を通じて法人の業務を決定し、執行にあっている。

また、理事長が指名する理事（学園本部長）が、本学の「運営会議」の構成員となっており、本法人と本学の円滑な意思疎通と連携に努めている。【6-3-b】このように法人と大学運営におけるコミュニケーションが円滑に実施され、理事長や法人の意思決定が円滑なものとなっている。

### 6-3-②評議員会と監事のチェック機能

評議員、監事及び会計監査人の選任については、「寄附行為」【6-3-a】第23条、第24条、第32条、第33条、第50条（表6-1）に則り、令和7(2025)年6月18日に開催する評議員会において選任される予定である。【6-3-1】【6-3-2】

表6-1 「寄附行為」第23条、24条、第32条、33条、第50条

<p>第23条 監事は、評議員会の決議によって選任する。</p> <p>2 前項の選任に当たっては、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者を選任するものとする。</p> <p>3 評議員会は、監事の総数が2名を下回ることとなるときに備えて、補欠の監事を選任することができる。</p> <p>第24条 監事の選任に当たっては、私立学校法第31条第3項及び第6項並びに第46条に規定する資格に関する要件を遵守しなければならない。</p> <p>第32条 評議員は、次の各号に掲げる者とし、評議員会において選任する。</p> <p>(1) この法人の職員のうちから選任した者 3名</p> <p>(2) この法人の設置する学校を卒業した者で年齢25年以上の者のうちから選任した者 3名</p> <p>(3) 学識経験者のうちから選任した者 3名</p> <p>2 前項第1号に定める評議員は、この法人の職員の地位を退いたときは評議員の職を失うものとする。</p> <p>3 評議員会は、評議員の総数が9名を下回ることとなるときに備えて、補欠の評議員を選任することができる。</p> <p>4 評議員の選任は、評議員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないように配慮して行うものとする。</p> <p>第33条 評議員の選任に当たっては、私立学校法第31条第3項及び第6項、第46条第2項及び第3項並びに第62条に規定する資格及び構成に関する要件を遵守しなければならない。</p> <p>第50条 会計監査人は、評議員会の決議によって選任する。</p>
---

また、理事会の諮問機関として位置付けられている評議員会は、「寄附行為」【6-3-a】第37条（表6-2）に基づき、適切に運営しており、予算・決算など定められた事項を決定する際は、あらかじめ評議員会の意見を聴くこととしている。【6-3-1】【6-3-2】

表6-2 「寄附行為」第37条

<p>第37条 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況</p>
--

について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。

2 理事会は、次の各号に掲げる事項についての決定をするときは、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

- (1) 重要な財産の処分又は譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 予算及び事業計画並びに事業に関する中期的な計画の作成又は変更
- (4) 役員及び評議員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）の支給の基準の策定又は変更
- (5) 私立学校法第23条第1項第1号から3号まで及び第5号から15号までに定める事項を除く寄附行為の変更
- (6) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- (7) 寄附金品の募集に関する事項
- (8) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

3 評議員会は、次の各号に掲げる事項について決議する。

- (1) 私立学校法第23条第1項第1号から第3号まで及び第5号から15号までに定める寄附行為の変更
- (2) 私立学校法第109条第1項第1号に定める事由による解散
- (3) 合併

監事については、「寄附行為」【6-3-a】第29条（表6-3）に基づき、適切に運営している。なお、監事監査に関する規則については、今後制定する予定である。

表6-3 「寄附行為」第29条

第29条 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) この法人の業務及び財産の状況並びに理事の職務の執行の状況を監査すること
- (2) この法人の業務及び財産の状況並びに理事の職務の執行の状況について、毎会計年度、監査報告を作成し、当該会計年度終了後3月以内に理事会及び評議員会に提出すること
- (3) 理事会及び評議員会に出席して意見を述べること
- (4) この法人の業務若しくは財産又は理事の職務の執行の状況に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したとき又は不正の行為がなされ、若しくは法令若しくは寄附行為の重大な違反が生ずるおそれがあると認めるときは、これを理事会及び評議員会並びに文部科学大臣に報告すること
- (5) 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して理事会及び評議員会の招集を請求すること
- (6) 前各号に掲げるもののほか、法令又はこの寄附行為により監事が行うこととされた職務

2 前項第5号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会又は評議員会を招集することができる。

会計監査人については、「寄附行為」【6-3-a】第55条（表6-4）に基づき、その職務を

行う。

表 6-4 「寄附行為」第 55 条

第 55 条 会計監査人は、法令で定められるところにより、この法人の計算書類（貸借対照表及び収支計算書をいう。以下同じ。）及びその附属書類並びに財産目録を監査して会計監査報告を作成し、監事及び理事会に提出する。

2 会計監査人は、いつでも、次に掲げる請求をし、又は理事及び職員に対し、会計に関する報告を求めることができる。

（1）会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面又は当該書面の写しの閲覧の請求

（2）前号の書面の謄本又は抄本の交付の請求

（3）会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

（4）前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であってこの法人の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

3 会計監査人は、その職務を行うため必要があるときは、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

評議員を選任した際の会議体の議事録

－ 該当なし

監事・会計監査人を選任した際の評議員会の議事録

－ 該当なし

予算・決算を審議した際の評議員会の議事録

【6-3-1】 令和 7 年度第 1 回学校法人高知学園理事会議事録

【6-3-2】 令和 6 年度第 6 回学校法人高知学園理事会議事録

監事監査に関する規則

－ 該当なし

監事監査計画書

－ 該当なし

自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料

学校法人高知学園寄附行為 【資料 F-1】と同じ

【6-3-a】 第 15 条第 3 項、第 23 条、第 24 条、第 29 条、第 32 条、第 33 条、第 37 条、第 50 条、第 55 条

【6-3-b】 運営会議規程

#### 6-4. 財務基盤と収支

##### ①財務基盤の確立

##### ②収支バランスの確保

##### ③中期的な計画に基づく適切な財務運営

(1) 6-4 の自己判定

「基準項目 6-4 を満たしている。」

(2) 6-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

**6-4-①財務基盤の確立**

本法人全体として過去 5 年間の収支状況（表 6-5）が示すように、当年度収支差額は赤字となっている。高知リハビリテーション専門職大学は前身である高知リハビリテーション学院を引き継ぎ令和 1(2019)年度に開学した。令和 2(2020)年度には同一法人内で高知学園大学が開設されている。両大学が開学 4 年目以降となる令和 5(2023)年度決算は、当年度収支差額 433 百万円の赤字、そのうち本学は 149 百万円の赤字である。こうした状況にあるため、令和 7(2025)年度予算編成にむけては、理事長から各所属長宛て、「令和 7 年度当初予算編成に向けた基本方針について」【6-4-1】が発出され、この文書に基づき、「令和 7 年度当初予算及び令和 6 年度補正予算編成について（通知）」【6-4-a】が理事長から各所属長宛て発出されている。

令和 6(2024)年度決算においては、515 百万円の赤字、本学は 150 百万円の赤字となった。（表 6-6）

貸借対照表関係比率においては、本法人の資金の調達源泉を分析するうえで、重要な指標である純資産構成比率は令和 6(2024)年度末で 84.9%となっており、要積立額に対する運用資産の保有状況を表す積立率は、38.1%となっている。

運用資産については、「資金管理運用規程」【6-4-4】により、適切に運用されており、令和 6(2024)年度末で（表 6-7）のとおりとなっている。

(表 6-5) 過去 5 ヶ年収支状況（学校法人高知学園）

(単位：百万円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
事業活動収入	2,751	2,820	2,918	3,019	3,060	2,884
事業活動支出	2,882	3,249	3,285	3,410	3,363	3,270
経常収支差額	△ 201	△ 434	△ 419	△ 423	△ 313	△ 412
基本金組入前 当年度収支差額	△ 131	△ 429	△ 368	△ 391	△ 303	△ 385
基本金組入額	△ 990	△ 284	△ 242	△ 183	△ 130	△ 129
当年度収支差額	△ 1,121	△ 713	△ 610	△ 574	△ 433	△ 515

(表 6-6) 過去 5 ヶ年収支状況

(高知リハビリテーション専門職大学及び高知リハビリテーション学院)

	令和元年 度	令和2 年度	令和3 年度	令和4年 度	令和5年 度	令和6年 度
事業活動収入	668	658	661	680	698	633
事業活動支出	734	761	780	861	784	753
経常収支差額	△ 64	△ 94	△ 154	△ 206	△ 93	△137
基本金組入前当 年度収支差額	△ 66	△ 103	△ 119	△ 180	△ 87	△120
基本金組入額	△ 69	△ 71	△ 43	△ 62	△ 62	△30
当年度収支差額	△ 135	△ 174	△ 162	△ 242	△ 149	△150

(表 6-7) 令和6年度末 運用資産

学校法人高知学園

(単位：千円)

運用資産	外部負債	差額
3, 436, 971	278, 526	3, 158, 445

高知リハビリテーション専門職大学

(単位：千円)

運用資産	外部負債	差額
1, 158, 760	146, 318	1, 012, 442

私立大学は、学生生徒等納付金収入が収入の柱であるが、社会的に18歳人口が減少し、特に高知県においては全国に比べても減少率が高く、入学生の確保に苦慮している。本学は令和1(2019)年度開学以来、定員未充足の状態が続いている。そのため、基準3.学生3-1-③の記載にあるように、入学者の確保に向けた様々な取り組みを行っている。また、経費については毎年度予算編成の際に見直しを行い、実習関連経費や非常勤講師を縮小するなど削減を図るとともに、年度当初には、本部長通知「予算の適切な執行について」【6-4-b】の発出を受け、経費使用に関する注意事項として、「必要性・妥当性の再確認」、「適切な見積徴求の励行」、「適正価格での購入の徹底」など、予算の適切な執行および経費の効率的な使用を徹底している。

#### 6-4-②収支バランスの確保

前述のように、本学では収支バランスが確保できていない状況であり、財務基盤も確立されているとは言えない状況である。そのため、「高知リハビリテーション専門職大学 第2期中期計画・中期目標（令和7年度～令和11年度）」において、「高知リハビリテーション専門職大学五ヵ年財務計画」【6-4-c】を作成した。まずは、単年度収支バランスを確立することが目標であり、償却前基本金組入前収支の黒字化を目指すこととしている。外部資金の導入については、令和5(2023)年度に私立学校施設整備費補助金を活用した学内Wi-Fi化設備の整備、私立大学等経常費補助金、地域自治体の補助金を活用した学生支援制度、科学研究費助成事業など競争的研究費の獲得などに努めている。【6-4-3】

#### 6-4-③中期的な計画に基づく適切な財務運営

本法人において、「学校法人高知学園 財務計画（令和7年度～令和11年度）」【6-4-2】

を策定し、この「財務計画」に基づき各学校は運営を行っている。計画は各学校が学生数の目標を設定し、主な収入源となる学納金を算出している。費用については各学校が教職員数の推移を設定し人件費を算出、教育研究経費・管理経費については実績をもとに一定の割合で推移することを前提に算出している。

これらの数値をもとに、各学校において、実績については毎年度決算額を計画額と比較し、増減分析、環境の変化による影響など検討を行い、次年度の事業計画や予算編成に反映させるなど見直しを行っている。

こうしたことにより、適切な財務運営に努めているが、学生確保が厳しい状況が続いており、定員未充足より開学以降赤字経営が続いている。

令和7(2025)年度からの「高知リハビリテーション専門職大学五ヵ年財務計画」【6-4-c】においては、経営状況を改善するため、給与規程の見直しによる人件費の適正化を進めることとしており、適切な財務運営に向け取り組みを進める。具体的には、運用資産のこれ以上の減少を防ぐため、償却前基本金組入前収支差額の黒字化を目指すこととしている。

こうした財務状況に鑑み、本法人本部において、令和7(2025)年度に外部委員も含めた「経営改革会議（仮称）」を設置することとしている。前期「財務計画」の検証を行い、今後必要となる経営改善策や組織・体制、業務の見直しの検討などに取り組むこととしている。

本学においても、経営改善策や業務の見直し、人件費の適正化など、教職員による委員会を設置し、検討を行うこととしている。なお、令和8(2026)年4月入学生からの授業料の値上げを行うことは決定している。

#### 予算編成方針

【6-4-1】 令和7年度当初予算編成に向けた基本方針

#### 財務計画書

【6-4-2】 学校法人高知学園 財務計画（令和7年度～令和11年度）  
【資料F-9】と同じ

#### 外部資金導入の実績

【6-4-3】 令和6年度外部資金実施導入実績

#### 資産運用に関する規則

【6-4-4】 資金管理運用規程

#### 自己点検評価の記述内容に応じて提出する資料

【6-4-a】 令和7年度当初予算及び令和6年度補正予算編成について（通知）

【6-4-b】 予算の適切な執行について

【6-4-c】 高知リハビリテーション専門職大学五ヵ年財務計画

### 6-5. 会計

#### ①会計処理の適正な実施

#### ②会計監査の体制整備と厳正な実施

##### (1) 6-5の自己判定

「基準項目6-5を満たしている。」

(2) 6-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

**6-5-①会計処理の適正な実施**

会計処理については、「会計規程」【6-5-1】及び「会計規程施行細則」【6-5-2】に基づいて適正に行っている。

経費の支出は、事業内容を確認したうえで、本学庶務課による点検のもと執行し、会計処理を効率的に行うため、本法人本部において一元的に行う体制としている。

事業予算については、前年度末までに評議員会に諮問し、理事会の承認を得ている。また、事業年度中に突発的な事情により予算不足が見込まれる場合などには、その都度補正予算を編成し、評議員会に諮問し、理事会の承認を得ている。

**6-5-②会計監査の体制整備と厳正な実施**

会計監査については、「私立学校振興助成法」第14条第3項に基づく公認会計士による会計監査及び「私立学校法」第37条第3項に基づく監事による監査を、毎年滞りなく実施している。

公認会計士による会計監査は、年次決算の財務書類に対する根拠資料との整合性や会計処理のプロセスについての決算監査、期中監査を受けている。

会計監査人については、「寄附行為」【6-5-3】第50条に基づき、令和7(2025)年6月18日に開催される評議員会において選任される。

監事監査は2人の監事により理事会等の重要会議に出席し、法人の運営状況や会計処理の適正性を監査している。会計監査を担当する公認会計士と監事は、お互いの監査状況について報告することで情報共有や意見交換がなされている。

また、理事会において監事より監査報告を行い、適正かつ厳正に実施されている。

内部監査は、「会計規程」【6-5-1】、「内部監査規程」【6-5-a】、「内部監査細則」【6-5-b】に基づき行われている。監査担当者は、毎年、監査計画を立案し、理事長の承認を得たうえで、対象となる部門に通知を行い実施されている。また、監事または公認会計士と連携し、効果的な監査の実施に努めている。

経理に関する規則

【6-5-1】 会計規程

【6-5-2】 会計規程施行細則

会計監査人の選任に関する規則

【6-5-3】 学校法人高知学園寄附行為 第50条 【資料F-1】と同じ  
会計監査人が監事に報告した内容を示す文書など

－ 該当なし

自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料

【6-5-a】 内部監査規程

【6-5-b】 内部監査細則

**[基準6の自己評価]**

**(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み**

経営の規律と誠実性については、教育基本法及び学校教育法等を遵守して、法人及び大学の諸規程等を整備し、適正な管理・運営に努めている。

理事会の機能については、寄附行為において最高意思決定機関として位置付けをし、適切な運営を行っている。また、理事長の指名により、学園本部長を本学運営会議の構成員としており、法人と本学との円滑な意思疎通を図るとともに情報共有がなされている。

監事は、理事会、評議員会には必ず出席し、適宜意見を述べるとともに、公認会計士及び内部監査室との連携も図っている。

**(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など**

経営状況については、大学開学以降赤字が続いている。決算監査において、以前から人件費比率の高さが指摘されていた。「給与規程」は「県に準ずる」とされており、経営状況を反映して見直すことが出来ない制度となっている。

そのため、令和7(2025)年度に「給与規程」の見直しを行うこととしている。

**(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定**

喫緊の課題は、財務基盤の確立であり、そのためには単年度収支バランスを確保することが重要である。令和7(2025)年度当初予算においては、償却前基本金組入前収支の黒字化を目指した。職員配置の見直しや「給与規程」の見直しによる人件費の削減、学外資金の獲得、適切な授業料の設定など、安定した財務基盤の確立に取り組んでいく。

令和7(2025)年度に、外部委員も含めた「経営改革会議（仮称）」を設置することとしており、これまでの総括・検証を行うこととしている。その結果も踏まえ、令和7(2025)年度からの5ヵ年財務計画の進捗状況を確認し、PDCAサイクルを回し、適宜見直しを行うこととしている。

**IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価**

**基準 A. 地域連携・地域貢献**

**A-1. 体制の整備と実施状況**

**①地域連携に関する体制の整備と実施状況**

**(1) A-1-①の自己判定**

「基準項目 A-1 を満たしている。」

**(2) A-1-①の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）**

本学では、地域への貢献及び地域との連携を推進するため、地域連携推進委員会を設置し、本学が所在する自治体や隣接する施設等との協力・協働体制を築き、本学が保有する人的・物的資源の活用や、大学施設の開放、公開講座の実施などにより、地域社会との交流と連携に取り組んでおり、地域貢献に努めている。

令和6(2024)年度は、公開講座を高知市で9回、土佐市で7回、合計16回実施した。

【A-1-1】。令和6(2024)年度の出張講義の依頼数は14件であり、前年度より10件増え

ている。さらに令和 6（2024）年度は新たに小学生対象に夏休みの自由研究ワークショップを実施し、地域貢献の対象年齢及び活動の場が拡大された。【A-1-2】

また、地域人材の育成に関しても、サッカー体験会を開催し、小学生 102 名が参加した。精神障害者 4 名、身体障害者 3 名とサッカー体験及び当事者後援会を行い、土佐市社会福祉協議会と開催している。昨年度は 1 校のみ 1 回実施であったが、令和 7（2025）年度は 4 校へ拡大した。来年度は、更に多くの地元の小学校から希望もある。

本学は、地域貢献・社会貢献のための 3 つのサポート・センターを設置している。【A-1-3】

#### ①スポーツ・サポート・センター

スポーツ選手やコーチ・スタッフなどが競技に向けた準備を行うために必要なスポーツ医・科学、情報等の機能を提供し、健康を総合的にサポートする活動を実践し、多岐にわたる活動を展開している。主な活動内容としては、選手の身体測定やコンディション評価、そして高地トレーニングや大会中のサポートなどが挙げられる。具体的には、県内外の中高生に対しての医・科学サポートとして、メディカルチェックや脱水検査、体組成測定などを実施している。陸上選手やカヌースラローム選手を対象とした乳酸評価を 11 回実施するなど、計 37 回のサポートを行った。

また、飛騨御嶽高原での高地トレーニング中の選手や、春の選抜高校野球大会に出場した選手に対して、医科学的な視点からコンディショニングをサポートした。また、脱水状態の把握や低酸素トレーニングの実施など、競技力向上のための科学的なアプローチも取り入れている。さらに、選手が安全に競技に取り組めるよう、救護活動も積極的にを行い、剣道選手を中心に 5 回の救護活動を実施した。

#### ②ジョブ・サポート・センター

「社会参加」「働くこと」「地域連携・地域貢献」をテーマに、専攻教員が一丸となって取り組んでいる。特徴的なこととして、大学の所在地にある町の商店街で開催される『高岡蚤の市』にて活動を行っている。作業療法学専攻の学生や教員が、地域のボランティア、高齢者、施設入所者たちと協力して、野菜作りや作った野菜の販売、新聞エコバッグの作成・販売を行うなど、地域共生社会の実現に向け取り組んでいる。

#### ③コミュニケーション・サポート・センター

地域の方とのコミュニケーションを重視し、様々な問題に対して向きあうことで、人生に新たな「彩り」を添えられるよう支援し、さらに「彩り豊かな世界」を共に広げていくことを目指す社会貢献活動を行っている。令和 6（2024）年度は土佐市を中心とした「聞こえの相談会」、「嚥下機能向上を目的とした体操の普及」を目標とし活動した。「聞こえの相談会」は「あったかふれあいセンター・とさ」と協力して土佐市にて年に 4 回実施することとなり、令和 6（2024）年度は 3 回実施している。また、土佐市の「いきいきシニア健康フェスタ」でも聞こえの相談会を実施した。地域在住高齢者への嚥下機能の向上を目的とした体操普及として土佐市の百歳体操実施会場を訪問し、実施方法、注意点などを説明した。【A-1-4】

高知県では、産学官民が連携し、産業振興や地域の課題解決に向けた様々な取り組みを推進するために、高知県産学官民連携センター（ココプラ）が設置されている。令和 6（2024）年度もコーディネーターを各専攻の教員 3 名が務めているが、高知県ヘルスケアイノベー

ションプロジェクトコーディネーターも兼任することとなった。高知県産学官民連携センター（ココプラ）ココプラサロンにて『特別支援学校における「給食等の指導コンサルテーション」の取り組みと今後の課題』というテーマで講話を行った。高知県産学官民連携協議会主催のイベント「今なら間に合う！歯の健康」内の講演を言語聴覚学専攻教員が「口腔機能と嚥下機能から考える健康増進」というテーマで担当した。

令和 6(2024)年度に高知県ヘルスケアイノベーションプロジェクト支援案件の協力依頼を 1 件受けており、令和 6 (2024) 年度に株式会社ボイスクリエーションシクルとコミュニケーション・サポート・センターが共同で、プロジェクト開始前の呼吸・嚥下機能の測定に協力した。さらに産学官連携の関連で「株式会社 BEYOND KAMPO」というスタートアップ企業と繋がることができた。「株式会社 BEYOND KAMPO」は本邦初の骨・筋力増強訓練器を海外から導入し、高知県内の各所でトラックによる移動式のジムを展開している。今後本学の研究活動にも前向きに協力していく予定であり、12 月には本機器の無料体験会を本学で開催した。

産学官による共同研究の実施体制を整備するために、全教職員を対象とした高知県産業イノベーション課による高知県産学官民連携センターココプラ (kocopla) の取り組みに関する研修会を令和 7 (2025) 年 3 月に実施し、参加人数は 27 名であった。

また、地域社会との連携のため、土佐市と「学校法人高知学園高知リハビリテーション専門職大学と土佐市の連携事業に関する協定書」、医療法人五月会と「包括的連携に関する協定書」、社会福祉法人土佐市社会福祉協議会と「地域支援に関する協定書」、高知県と「高知県と高知リハビリテーション専門職大学との連携協定に関する協定書」を締結し、地域に根ざした大学運営、教育研究、地域貢献活動を推進している。【A-1-5】【A-1-6】【A-1-7】  
【A-1-8】

令和 6(2024)年度の学生ボランティアの参加件数は 13 件、学生の参加人数は延べ 182 名、教職員は 21 名であった 【A-1-9】。

#### A-1. 体制の整備と実施状況

- 【A-1-1】 令和 6 年度公開講座一覧
- 【A-1-2】 令和 6 年度出張講義一覧
- 【A-1-3】 高知リハビリテーション専門職大学センター規程
- 【A-1-4】 令和 6 年度活動実績
- 【A-1-5】 高知リハビリテーション専門職大学と土佐市の連携事業に関する協定書
- 【A-1-6】 医療法人五月会包括的連携に関する協定書
- 【A-1-7】 社会福祉法人土佐市社会福祉協議会地域支援に関する協定書
- 【A-1-8】 高知県と高知リハビリテーション専門職大学との連携協力に関する協定書
- 【A-1-9】 令和 6 年度ボランティア活動一覧

#### A-2. 地域連携・地域貢献

##### ①特色ある教育研究活動

###### (1) A-2 の自己判定

「基準項目 A-2 を満たしている。」

## (2) A-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

本学の近隣地域を教育のフィールドに取り込み、当該授業科目の履修を通し、「現場で学ぶ」「現場を知る」機会を増やし、経験値を上げ、実践力を高めることを目標として、3年次に「地域課題研究Ⅱ」を配置している。

「地域課題研究Ⅱ」は、学生がグループを組み、地域社会が抱える様々な課題の現状について、フィールドワーク等により調査を行い、その結果をまとめ、解決のための方策までを考える実践型授業である。地域課題（テーマ）の設定、対象となる地域のインターネットや資料による調査、地域での実地調査や関係者からの聞き取り調査などを行い、それらに基づく地域課題の分析と結果のまとめ、レポート作成を含む発表準備、そして研究成果発表会を行う。

行政や地域の様々な施設の方々と連携しながら実施することで、より良い地域社会の実現を目指し、地域での生活における様々な困りごとに関する研究を行い、将来多職種との協働やチームワークを実践する際に必要となる基本的技術や態度を修得する。

学生の研究成果発表会は、協力していただいた企業や自治体、施設などの関係者を招待して、学内で研究成果発表会を開催し、本学の教育研究活動に対する理解を深めてもらうとともに、協力体制の構築に繋げている。

令和6（2024）年度の研究テーマは、「高齢者運転による交通事故の現状と事故防止策の提言」「公園における遊具標識の実態調査」「地域在住高齢者の携帯電話に関する困りごと」「土佐市の横断歩道における青信号点灯時間の調査」など、多様な内容となった。成果発表会に参加された学外関係者の方々からは、今後も積極的に協力したい等の意見をいただいた。

## 【基準 A の自己評価】

### (1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

3つのサポートセンターは、専任教員を配置するとともに学生の協力により運営を実施している。「スポーツ・サポート・センター」は、対象となる種目や選手層は多岐にわたった。特に、県外の高校やカヌー日本代表候補選手のサポートを実施できた点は大きな成果と言える。「ジョブ・サポート・センター」は、土佐市の「蚤の市」に毎月参加しており、大学としてのブースを設置し、企画・準備を含めて活動を行っており、地元高齢者と若い世代との交流や企画イベントの実施など、成果を得ている。「コミュニケーション・サポート・センター」は、地域在住高齢者への嚥下機能の向上を目的とした体操普及として土佐市の百歳体操実施会場を15会場訪問するなど活動範囲が拡大している。

「地域課題研究Ⅱ」は、地域に重点を置き、成果発表会で発表する過程を通して、地域貢献を推進するものであるとともに、将来多職種との協働やチームワークを実践する際に必要となる基本的技術や態度を修得できる、特色ある教育研究活動の一つである。

### (2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

地域社会との連携のため、自治体や企業との連携協力・協定の締結を推進しているが、

一部を除いて、締結後の連携・協力が具体的に進んでいるとは言えない状況である。

分野別認証評価の際に、参考意見として「地域社会に貢献する魅力的な教育活動を大学ホームページや SNS、プレスリリース等を通して発信するなど、発信力を高め、大学ブランドの発展を期待する。」とされている。ホームページや SNS 等により発信しているが、大学のブランド力が高まっている手ごたえはあまり感じられていない。

### (3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

高知県産学官民連携センター（ココプラ）との関連で、企業との繋がりができており、研究活動にも協力していく関係が出来つつある。これらの連携に関して、現状を分析し、課題を整理し、具体的に取り組みを進めていく。

「地域課題研究Ⅱ」の研究テーマや具体的な取組内容、研究発表会の様子などについて、情報発信を積極的に行い、併せて、地域社会への公開講座の開催情報、出張講義のテーマ及び情報、社会貢献・地域貢献の情報を大学ホームページや SNS を通じて発信していく。

## VI. 法令等の遵守状況一覧

## 学校教育法

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 83 条	○	学則第 1 条に規定している。	1-1
第 83 条の 2	○	学則第 1 条に規定している。また、産業界及び地域社会との連携により、教育課程を編成し、また、これを円滑かつ効果的に実施するため教育課程連携協議会を設置している。	1-1
第 85 条	○	学則第 5 条に規定している。	1-1
第 87 条	○	学則第 16 条に規定している。	4-1
第 88 条	○	学則第 23 条に規定している。	4-1
第 88 条の 2	○	学則第 23 条に規定している。	4-1
第 89 条	—	該当なし。	4-1
第 90 条	○	学則第 19 条に規定している。	3-1
第 92 条	○	学則第 9 条及び 10 条に規定している。	4-2 5-1 5-2
第 93 条	○	学則第 12 条に規定している。	5-1
第 104 条	○	学則第 45 条に規定している。	4-1
第 105 条	—	該当なし。	4-1
第 108 条	—	本学は短期大学にあてはまらない。	3-1
第 109 条	○	学則第 2 条に自己点検・評価について定め、自己点検・評価を行いその結果を公表している。	2-2
第 113 条	○	学則第 3 条に規定している。	4-2
第 114 条	○	学則第 9 条に規定している。	5-1 5-3
第 122 条	○	学則第 23 条に規定している。	3-1
第 132 条	○	学則第 23 条に規定している。	3-1

## 学校教育法施行規則

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 4 条	○	学則に規定し適正に運用している。但し、寄宿舎は設置していない。	4-1 4-2
第 24 条	—	該当しない。ただし、学籍、成績等については適正に管理している。	4-2
第 26 条 第 5 項	○	学則第 41 条、42 条、47 条に規定している。	5-1

高知リハビリテーション専門職大学

第 28 条	○	適正に管理している。	4-2
第 143 条	○	教授会規程に定めている。	5-1
第 146 条	○	第 35 条に定めている。	4-1
第 147 条	—	該当しない。	4-1
第 148 条	—	該当しない。	4-1
第 149 条	—	該当しない。	4-1
第 150 条	○	学則第 19 条に定めている。	3-1
第 151 条	—	該当しない。	3-1
第 152 条	—	該当しない。	3-1
第 153 条	—	該当しない。	3-1
第 154 条	—	該当しない。	3-1
第 161 条	○	学則第 23 条及び編入学規程に定めている。	3-1
第 162 条	—	該当しない。	3-1
第 163 条	○	学則第 14 条に定めている。	4-2
第 163 条の 2	○	学則第 49 条及び科目等履修生規程に定めている。	4-1
第 164 条	—	該当しない。	4-1
第 165 条の 2	○	三つのポリシーを定め、大学ホームページ等で公表している。	1-1 2-3 3-1 4-1 4-2
第 166 条	○	学則第 2 条及び内部質保証委員会規程に規定している。	2-2
第 172 条の 2	○	教育研究上の目的等、項目ごとに大学ホームページで公表している。	1-1 3-1 4-1 4-2 6-1
第 173 条	○	学則第 44 条及び学位規程に定めている。	4-1
第 178 条	○	学則第 23 条及び編入学規程に定めている。	3-1
第 186 条	○	学則第 23 条及び編入学規程に定めている。	3-1

大学設置基準 該当しない

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条	—	該当しない。	2-2

高知リハビリテーション専門職大学

			2-3
第2条	—	該当しない。	1-1
第2条の2	—	該当しない。	3-1
第3条	—	該当しない。	1-1
第4条	—	該当しない。	1-1
第5条	—	該当しない。	1-1
第6条	—	該当しない。	1-1 4-2 5-2
第7条	—	該当しない。	3-2 3-3 3-4 4-2 5-1 5-2 5-3
第8条	—	該当しない。	4-2 5-2
第9条	—	該当しない。	4-2 5-2
第10条 (旧第13条)	—	該当しない。	4-2 5-2
第11条	—	該当しない。	4-2 4-3 5-3
第12条	—	該当しない。	5-1
第13条	—	該当しない。	4-2 5-2
第14条	—	該当しない。	4-2 5-2
第15条	—	該当しない。	4-2 5-2
第16条	—	該当しない。	4-2 5-2
第17条	—	該当しない。	4-2 5-2
第18条	—	該当しない。	3-1
第19条	—	該当しない。	4-2
第19条の2	—	該当しない。	4-2

高知リハビリテーション専門職大学

第 20 条	—	該当しない。	4-2
第 21 条	—	該当しない。	4-1
第 22 条	—	該当しない。	4-2
第 23 条	—	該当しない。	4-2
第 24 条	—	該当しない。	4-2
第 25 条	—	該当しない。	3-2 4-2
第 25 条の 2	—	該当しない。	4-1
第 26 条	—	該当しない。	4-2
第 27 条	—	該当しない。	4-1
第 27 条の 2	—	該当しない。	4-2
第 27 条の 3	—	該当しない。	4-1
第 28 条	—	該当しない。	4-1
第 29 条	—	該当しない。	4-1
第 30 条	—	該当しない。	4-1
第 30 条の 2	—	該当しない。	4-2
第 31 条	—	該当しない。	4-1 4-2
第 32 条	—	該当しない。	4-1
第 33 条	—	該当しない。	4-1
第 34 条	—	該当しない。	3-5
第 35 条	—	該当しない。	3-5
第 36 条	—	該当しない。	3-5
第 37 条	—	該当しない。	3-5
第 37 条の 2	—	該当しない。	3-5
第 38 条	—	該当しない。	3-5
第 39 条	—	該当しない。	3-5
第 39 条の 2	—	該当しない。	3-5
第 40 条	—	該当しない。	3-5
第 40 条の 2	—	該当しない。	3-5
第 40 条の 3	—	該当しない。	3-5 5-4
第 40 条の 4	—	該当しない。	1-1
第 41 条	—	該当しない。	4-2
第 42 条	—	該当しない。	1-1
第 42 条の 2	—	該当しない。	3-1
第 42 条の 3	—	該当しない。	5-2
第 42 条の 4	—	該当しない。	4-2

高知リハビリテーション専門職大学

第 42 条の 5	—	該当しない。	4-2 5-1
第 42 条の 6	—	該当しない。	4-2
第 42 条の 7	—	該当しない。	4-2
第 42 条の 8	—	該当しない。	4-1
第 42 条の 9	—	該当しない。	4-1
第 42 条の 10	—	該当しない。	3-5
第 43 条	—	該当しない。	4-2
第 44 条	—	該当しない。	4-1
第 45 条	—	該当しない。	4-1
第 46 条	—	該当しない。	4-2 5-2
第 47 条	—	該当しない。	3-5
第 48 条	—	該当しない。	3-5
第 49 条	—	該当しない。	3-5
第 49 条の 2	—	該当しない。	4-2
第 49 条の 3	—	該当しない。	5-2
第 49 条の 4	—	該当しない。	5-2
第 58 条	—	該当しない。	1-1
第 59 条	—	該当しない。	3-5
第 61 条	—	該当しない。	3-5 4-2 5-2

専門職大学設置基準

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条	○	学校教育法その他法令を遵守し、自己点検・評価およびP D C Aサイクルによる改善の取り組みにて、全学的な内部質保証を実施し、向上に努めている。	2-2 2-3
第 2 条	○	学則第 1 条に規定している。	1-1
第 3 条	○	入学者選考規程及び入学者選考実施体制要綱に規定し、適切な体制を整えている。また、複数の選抜方法を取り入れ多様性の確保に配慮した選抜を行っている。	3-1
第 4 条	○	学部は教育研究上適当な規模内容を有しており、教員組織、教員数等についても専門職大学設置基準に則している。	1-1
第 5 条	○	学則第 5 条に規定している。	1-1
第 6 条	—	該当しない。	1-1

高知リハビリテーション専門職大学

第7条	—	該当しない。	1-1 4-2 5-2
第8条	○	学則第5条に規定している。	3-1
第9条	○	学則第26条別表1に明記している。また、カリキュラム・ポリシーに基づき教育課程を編成するとともに、理学療法士・作業療法士学校養成施設指定規則ならびに、言語聴覚士養成所指定規則に基づき、国家試験受験資格が得られるよう必要な授業科目を設定している。 教育課程の編成及びそれらの見直しのため、教育課程連携協議会を設置している。	4-2
第10条	○	教育課程連携協議会規程に定めている。	4-2 5-1
第11条	—	該当しない。	4-2
第12条	○	学則第24条に規定している。	4-2
第13条	○	学則第26条別表1に定めている。	4-2
第14条	○	学則第28条に規定している。	4-1
第15条	○	学則第31条に定めている。	4-2
第16条	○	学則第14条に定めている。	4-2
第17条	○	一つの授業科目について同時に授業を行う学生数は、40名を遵守している。やむを得ず40名を超える学生数の授業科目では教育効果を確保するために、授業担当教員に加えて専任教員を教育補助者として配置し、授業担当教員が円滑な講義を実施できるように補助を行うとともに、学生の授業理解促進のための支援や助言等を行っている。	4-2
第18条	○	学則第27条に規定している。	3-2 4-2
第19条	○	学則第26条に規定するとともに、シラバスを作成し成績評価基準等について明記している。	4-1
第20条	—	該当しない。	4-2
第21条	○	学則第29条に規定している。	4-1
第22条	○	学則第32条第2項に基づき、履修規程を定め、履修規程第6条により年間履修登録の上限を規定している。	4-2
第23条	—	該当しない。	4-1
第24条	○	学則第33条に規定している。	4-1
第25条	○	学則第34条に規定している。	4-1
第26条	○	学則第35条に規定している。	4-1
第27条	—	長期履修制度を設けていない。	4-2
第28条	○	学則第49条及び科目等履修生規程に定めている。	4-1

高知リハビリテーション専門職大学

			4-2
第 29 条	○	学則第 26 条に定めている。	4-1
第 30 条	—	前期課程を設けていない。	4-1
第 31 条	○	学則第 9 条のとおり教員組織を編成し、専門職大学設置基準に即した教員配置を行っている。	3-2 3-3 3-4 4-2 5-1 5-2 5-3
第 32 条	○	主要科目については、原則として、専任教員が担当している。(旧基準により運用を行っている)	4-2 5-2
第 33 条	—	該当しない	4-2 5-2
第 34 条 (旧第 35 条)	○	専任教員数は、専門職大学設置基準および理学療法士・作業療法士学校養成施設指定規則ならびに言語聴覚士学校養成所指定規則を満たしている。(旧基準により運用を行っている)	4-2 5-2
第 35 条 (旧第 36 条)	○	本学の専任教員数の 4 割以上は医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士の資格を有し、5 年以上の実務経験を有し、高度の実務能力を有する者である。(旧基準により運用を行っている)	5-2
第 36 条	○	学則第 4 条及び FD・SD 委員会規程で定められているとおり、組織的な研修及び研究活動を行っている。	4-2 4-3 5-3
第 37 条	○	学長選考規程第 3 条に規定している。	5-1
第 38 条	○	教員資格基準に基づき、教員選考基準により、採用及び昇任している。	4-2 5-2
第 39 条	○	教員資格基準に基づき、教員選考基準により、採用及び昇任している。	4-2 5-2
第 40 条	○	教員資格基準に基づき、教員選考基準により、採用及び昇任している。	4-2 5-2
第 41 条	○	教員資格基準に基づき、教員選考基準により、採用及び昇任している。	4-2 5-2
第 42 条	○	教員資格基準に基づき、教員選考基準により、採用及び昇任している。	4-2 5-2
第 43 条	○	専門職大学設置基準に基づき、教育にふさわしい環境を整え、学生の交流、休息の場も設けている。	3-5
第 44 条	○	体育館、グラウンドを整備している。	3-5
第 45 条	○	校舎等施設は、専門職大学設置基準第 45 条第 1 項から第 3 項まで基準どおり設けている。	3-5

高知リハビリテーション専門職大学

第 46 条	○	校地面積は専門職大学設置基準を満たしている。	3-5
第 47 条	○	校舎面積は専門職大学設置基準を満たしている。	3-5
第 48 条	○	図書館は、教育研究に要する、備えるべき資料及び人員等、全て整えている。	3-5
第 49 条	—	該当しない。	3-5
第 50 条	○	理学療法士・作業療法士学校養成施設指定規則ならびに、言語聴覚士養成所指定規則に基づき、各種実験・実習室ならびに、臨地実務実習その他実習に必要な施設を確保している。	3-5
第 51 条	○	理学療法士・作業療法士学校養成施設指定規則ならびに、言語聴覚士養成所指定規則に基づき、機械・器具等を備えている。	3-5
第 52 条	—	該当しない。	3-5
第 53 条	○	教育研究上の目的の達成及び教育環境整備を行うため、適正な経費配分を行っている。	3-5 5-4
第 54 条	○	大学名に専門職大学という文字を用い、教育研究上の目的にふさわしい名称としている。	1-1
第 55 条	—	該当しない。	4-2
第 56 条	—	該当しない。	4-1
第 57 条	—	該当しない。	4-1
第 58 条	—	該当しない。	4-2 5-2
第 59 条	—	該当しない。	3-5
第 60 条	—	該当しない。	3-5
第 61 条	—	該当しない。	3-5
第 77 条	—	該当しない。	1-1
第 78 条	—	該当しない。	3-5 4-2 5-2

学位規則

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 2 条	○	学則第 45 条及び学位規程に規定している。	4-1
第 2 条の 3	○	学則第 44 条及び学位規程に規定している。	4-1
第 10 条	○	学則第 45 条及び学位規程に規定している。	4-1
第 10 条の 2	—	該当しない。	4-1
第 13 条	○	学位規程に規定し、文部科学大臣に報告している。	4-1

私立学校法

	遵守	遵守状況の説明	該当
--	----	---------	----

高知リハビリテーション専門職大学

	状況		基準項目
第 20 条	—	該当なし。	6-1
第 27 条	○	寄附行為第 69 条に規定している。	6-1
第 29 条	○	寄附行為第 7 条に規定している。	6-2
第 30 条	○	寄附行為第 8 条に規定している。	6-2
第 31 条	○	寄附行為第 9 条及び第 13 条に規定している。	6-2
第 36 条	○	寄附行為第 15 条に規定している。	2-1 2-3 6-1 6-2
第 37 条	○	寄附行為第 15 条に規定している。	6-1 6-2
第 39 条	○	寄附行為第 17 条に規定している。	6-1 6-2 6-3
第 43 条	○	寄附行為第 22 条に規定している。	6-2
第 45 条	○	寄附行為第 23 条に規定している。	6-3
第 46 条	○	寄附行為第 24 条に規定している。	6-3
第 52 条	○	寄附行為第 29 条に規定している。	6-3
第 54 条	○	寄附行為第 30 条に規定している。	6-3
第 55 条	○	寄附行為第 29 条に規定している。	6-3
第 56 条	○	寄附行為第 29 条に規定している。	6-3
第 61 条	○	寄附行為第 32 条に規定している。	6-3
第 62 条	○	寄附行為第 32 条、第 33 条及び第 36 条に規定している。	6-3
第 66 条	○	寄附行為第 37 条に規定している。	6-3
第 78 条	○	寄附行為第 47 条に規定している。	6-3
第 80 条	○	寄附行為第 50 条に規定している。	6-3 6-5
第 86 条	○	寄附行為第 55 条に規定している。	6-5
第 99 条	○	寄附行為第 57 条に規定している。	1-1 2-3 6-4
第 100 条	○	寄附行為第 58 条に規定している。	6-2 6-3
第 103 条	○	寄附行為第 68 条及び第 69 条に規定している。	6-1 6-2 6-3 6-4 6-5

高知リハビリテーション専門職大学

第 104 条	○	寄附行為第 29 条及び第 55 条に規定している。	6-2 6-5
第 105 条	○	寄附行為第 68 条に規定している。	6-3
第 106 条	○	寄附行為第 69 条に規定している。	6-1
第 107 条	○	寄附行為第 69 条に規定している。	6-1
第 108 条	○	寄附行為第 71 条に規定している。	6-1
第 144 条	○	寄附行為第 6 条に規定している。	6-5
第 145 条	—	該当なし。	6-3
第 146 条	○	寄附行為第 9 条に規定している。	6-2
第 148 条	○	寄附行為第 57 条に規定している。	1-1 2-1 2-3 6-1 6-4
第 151 条	○	寄附行為第 75 条に規定している。	6-1

学校教育法（大学院関係） 該当しない

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 99 条	—	該当しない。	1-1
第 100 条	—	該当しない。	1-1
第 102 条	—	該当しない。	3-1

学校教育法施行規則（大学院関係） 該当しない

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 155 条	—	該当しない。	3-1
第 156 条	—	該当しない。	3-1
第 157 条	—	該当しない。	3-1
第 158 条	—	該当しない。	3-1
第 159 条	—	該当しない。	3-1
第 160 条	—	該当しない。	3-1

大学院設置基準 該当しない

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条	—	該当しない。	2-2 2-3
第 1 条の 2	—	該当しない。	1-1

高知リハビリテーション専門職大学

第1条の3	—	該当しない。	3-1
第2条	—	該当しない。	1-1
第2条の2	—	該当しない。	1-1
第3条	—	該当しない。	1-1
第4条	—	該当しない。	1-1
第5条	—	該当しない。	1-1
第6条	—	該当しない。	1-1
第7条	—	該当しない。	1-1
第7条の2	—	該当しない。	1-1 4-2 5-2
第7条の3	—	該当しない。	1-1 4-2 5-2
第8条	—	該当しない。	3-2 3-3 3-4 4-2 5-1 5-2 5-3
第9条	—	該当しない。	4-2 5-2
第9条の3	—	該当しない。	4-2 4-3 5-3
第10条	—	該当しない。	3-1
第11条	—	該当しない。	4-2
第12条	—	該当しない。	3-2 4-2
第13条	—	該当しない。	3-2 4-2
第14条	—	該当しない。	4-2
第14条の2	—	該当しない。	4-1
第15条	—	該当しない。	3-2 3-5 4-1 4-2
第16条	—	該当しない。	4-1

高知リハビリテーション専門職大学

第 17 条	—	該当しない。	4-1
第 19 条	—	該当しない。	3-5
第 20 条	—	該当しない。	3-5
第 21 条	—	該当しない。	3-5
第 22 条	—	該当しない。	3-5
第 22 条の 2	—	該当しない。	3-5
第 22 条の 3	—	該当しない。	3-5 5-4
第 22 条の 4	—	該当しない。	1-1
第 23 条	—	該当しない。	1-1
第 24 条	—	該当しない。	3-5
第 25 条	—	該当しない。	4-2
第 26 条	—	該当しない。	4-2
第 27 条	—	該当しない。	4-2 5-2
第 28 条	—	該当しない。	3-2 4-1 4-2
第 29 条	—	該当しない。	3-5
第 30 条	—	該当しない。	3-2 4-2
第 30 条の 2	—	該当しない。	4-2
第 31 条	—	該当しない。	4-2
第 32 条	—	該当しない。	4-1
第 33 条	—	該当しない。	4-1
第 34 条	—	該当しない。	3-5
第 34 条の 2	—	該当しない。	4-2
第 34 条の 3	—	該当しない。	5-2
第 42 条	—	該当しない。	3-3
第 43 条	—	該当しない。	3-4
第 45 条	—	該当しない。	1-1
第 46 条	—	該当しない。	3-5 5-2

専門職大学院設置基準 該当しない

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条	—	該当しない。	2-2 2-3

高知リハビリテーション専門職大学

第2条	—	該当しない。	1-1
第3条	—	該当しない。	4-1
第4条	—	該当しない。	4-2 5-1 5-2
第5条	—	該当しない。	4-2 5-2
第5条の2	—	該当しない。	4-2 4-3 5-3
第6条	—	該当しない。	4-2
第6条の2	—	該当しない。	4-2 5-1
第6条の3	—	該当しない。	4-2
第7条	—	該当しない。	4-2
第8条	—	該当しない。	3-2 4-2
第9条	—	該当しない。	3-2 4-2
第10条	—	該当しない。	4-1
第11条	—	該当しない。	4-2
第12条	—	該当しない。	4-1
第13条	—	該当しない。	4-1
第14条	—	該当しない。	4-1
第15条	—	該当しない。	4-1
第16条	—	該当しない。	4-1
第17条	—	該当しない。	1-1 3-2 3-5 4-2 5-2
第18条	—	該当しない。	1-1 4-1 4-2
第19条	—	該当しない。	3-1
第20条	—	該当しない。	3-1
第21条	—	該当しない。	4-1
第22条	—	該当しない。	4-1
第23条	—	該当しない。	4-1

高知リハビリテーション専門職大学

第 24 条	—	該当しない。	4-1
第 25 条	—	該当しない。	4-1
第 26 条	—	該当しない。	1-1 4-1 4-2
第 27 条	—	該当しない。	4-1
第 28 条	—	該当しない。	4-1
第 29 条	—	該当しない。	4-1
第 30 条	—	該当しない。	4-1
第 31 条	—	該当しない。	4-2
第 32 条	—	該当しない。	4-2
第 33 条	—	該当しない。	4-1
第 34 条	—	該当しない。	4-1
第 42 条	—	該当しない。	2-2 2-3

学位規則（大学院関係） 該当しない

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 3 条	—	該当しない。	4-1
第 4 条	—	該当しない。	4-1
第 5 条	—	該当しない。	4-1
第 5 条の 3	—	該当しない。	4-1
第 12 条	—	該当しない。	4-1

大学通信教育設置基準 該当しない

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条	—	該当しない。	2-2 2-3
第 2 条	—	該当しない。	4-2
第 3 条	—	該当しない。	3-2 4-2
第 4 条	—	該当しない。	4-2
第 5 条	—	該当しない。	4-1
第 6 条	—	該当しない。	4-1
第 7 条	—	該当しない。	4-1
第 8 条	—	該当しない。	4-2 5-2

高知リハビリテーション専門職大学

第9条	—	該当しない。	3-5
第10条	—	該当しない。	3-5
第11条	—	該当しない。	3-2 4-2
第13条	—	該当しない。	2-2 2-3

※「遵守状況」の欄に、法令等の遵守の状況を「○」「×」で記載し、該当しない場合は「-」で記載すること。

※「遵守状況の説明」は簡潔に記載すること。

※大学院等を設置していないなど、組織自体がない場合は、法令名の横に「該当なし」と記載すること。

## VII. エビデンス集一覧

## エビデンス集（データ編）一覧

コード	タイトル	備考
【共通基礎】	認証評価共通基礎データ	
【表 F-1】	理事長名、学長名等	
【表 F-2】	附属校及び併設校、附属機関の概要	
【表 F-3】	外部評価の実施概要	
【表 3-1】	学部、学科別在籍者数（過去 5 年間）	
【表 3-2】	研究科、専攻別在籍者数（過去 3 年間）	該当なし
【表 3-3】	学部、学科別退学者数及び留年者数の推移（過去 3 年間）	
【表 3-4】	就職相談室等の状況	
【表 3-5】	就職の状況（過去 3 年間）	
【表 3-6】	卒業後の進路先の状況（前年度実績）	
【表 3-7】	大学独自の奨学金給付・貸与状況（授業料免除制度）（前年度実績）	
【表 3-8】	学生の課外活動への支援状況（前年度実績）	
【表 3-9】	学生相談室、保健室等の状況	
【表 3-10】	附属施設の概要（図書館除く）	該当なし
【表 3-11】	図書館の開館状況	
【表 3-12】	情報センタ-等の状況	該当なし
【表 4-1】	授業科目の概要	
【表 4-2】	修得単位状況（前年度実績）	
【表 4-3】	年間履修登録単位数の上限と進級、卒業（修了）要件（単位数）	
【表 5-1】	職員数と職員構成（正職員・嘱託・パート・派遣別、男女別、年齢別）	
【表 6-1】	財務情報の公表（前年度実績）	
【表 6-2】	事業活動収支計算書関係比率（法人全体のもの）	
【表 6-3】	事業活動収支計算書関係比率（大学単独）	
【表 6-4】	貸借対照表関係比率（法人全体のもの）	
【表 6-5】	要積立額に対する金融資産の状況（法人全体のもの）（過去 5 年間）	

※該当しない項目がある場合は、備考欄に「該当なし」と記載。

## エビデンス集（資料編）一覧

## 基礎資料

コード	タイトル	
	該当する資料名及び該当ページ	備考
【資料 F-1】	寄附行為	
	学校法人高知学園寄付行為	
【資料 F-2】	大学案内	
	学校法人高知学園 高知リハビリテーション専門職大学 2026 大学案内	
【資料 F-3】	大学学則、大学院学則	
	高知リハビリテーション専門職大学学則	
【資料 F-4】	学生募集要項、入学者選抜要綱	
	2026 学生募集要項	
【資料 F-5】	学生便覧	
	学生便覧 2025 年度	
【資料 F-6】	大学組織図	
	高知リハビリテーション専門職大学組織図	

高知リハビリテーション専門職大学

【資料 F-7】	事業計画書	
	令和7年度 高知リハビリテーション専門職大学 事業計画書	
【資料 F-8】	事業報告書	
	令和6年度 高知リハビリテーション専門職大学 事業報告書	
【資料 F-9】	中期的な計画	
	高知リハビリテーション専門職大学 第1期 中期目標・中期計画（令和2年度～令和6年度）	
	高知リハビリテーション専門職大学 第2期 中期目標・中期計画（令和7年度～令和11年度）	
	学校法人高知学園 財務計画（令和7年度～令和11年度）	
【資料 F-10】	法人及び大学の規定一覧及び規定集	
	学校法人高知学園規程集 高知リハビリテーション専門職大学規程集	
【資料 F-11】	理事、監事、評議員、会計監査人の名簿（外部役員・内部役員）及び理事会、評議員会の前年度開催状況（開催日、開催回数、議題一覧、出席状況など）がわかる資料	
	役員・評議員の氏名等（※R7.5.1時点）	
	理事会・評議員会の開催状況（令和6年度）	
【資料 F-12】	決算等の計算書類（過去5年間）、監事監査報告書（過去5年間）、会計監査報告（過去5年間）及び財産目録（最新のもの）	
	決算等の計算書類（過去5年間）	
	監事監査報告書（過去5年間）	
	会計監査報告書（過去5年間）	
	財産目録（最新のもの）	
【資料 F-13】	履修要項、シラバス	
	履修の手引き	
	2025年度授業科目要綱(シラバス) 理学療法学専攻(1年次生)	
	2025年度授業科目要綱(シラバス) 作業療法学専攻(1年次生)	
	2025年度授業科目要綱(シラバス) 言語療法学専攻(1年次生)	
	2025年度授業科目要綱(シラバス) 理学療法学専攻(2年次生～4年次生)	
	2025年度授業科目要綱(シラバス) 作業療法学専攻(2年次生～4年次生)	
	2025年度授業科目要綱(シラバス) 言語療法学専攻(2年次生～4年次生)	
【資料 F-14】	三つのポリシー一覧（策定単位ごと）	
	高知リハビリテーション専門職大学 三つのポリシー	
	理学療法学専攻 三つのポリシー	
	作業療法学専攻 三つのポリシー	
言語聴覚学専攻 三つのポリシー		
【資料 F-15】	設置計画履行状況等調査結果への対応状況（直近のもの）	
		該当なし
【資料 F-16】	認証評価で指摘された事項への対応状況（直近のもの）	
	分野別認証評価において指摘された事項への対応状況	

基準 1. 使命・目的

高知リハビリテーション専門職大学

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
<b>1-1. 使命・目的及び教育研究上の目的の反映</b>		
大学のウェブサイトで使命・目的、教育研究上の目的などを示す部分の URL		
【1-1-1】	<a href="https://kpur.ac.jp/about/profile/philosophy/">https://kpur.ac.jp/about/profile/philosophy/</a>	
使命・目的及び教育研究上の目的を検証する会議体の規則		
【1-1-2】	運営会議規程	
【1-1-3】	内部質保証委員会規程	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【1-1-a】	高知リハビリテーション専門職大学学則 第1条、第5条第2項	【資料 F-3】と同じ
【1-1-b】	学生便覧 P.1	【資料 F-5】と同じ
【1-1-c】	高知リハビリテーション専門職大学 大学案内 P.4	【資料 F-2】と同じ
【1-1-d】	高知リハビリテーション専門職大学 第1期中期目標・中期計画（令和2年度～令和6年度）	【資料 F-9】と同じ
【1-1-e】	高知リハビリテーション専門職大学 第2期中期目標・中期計画（令和7年度～令和11年度）	【資料 F-9】と同じ
【1-1-f】	三つのポリシー	【資料 F-14】と同じ
【1-1-g】	高知リハビリテーション専門職大学組織図	【資料 F-6】と同じ
【1-1-h】	専攻会議規程	
【1-1-i】	高知リハビリテーション専門職大学センター規程	

**基準 2. 内部質保証**

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
<b>2-1. 内部質保証の組織体制</b>		
内部質保証に関する全学的な方針		
【2-1-1】	高知リハビリテーション専門職大学 内部質保証に関する基本方針 初版	
【2-1-2】	自己点検・評価に関する作業のてびき	
内部質保証のための組織図		
【2-1-3】	高知リハビリテーション専門職大学 内部質保証体制図・プロセス図	
内部質保証に責任を持つ会議体の規則		
【2-1-4】	内部質保証委員会規程	
<b>2-2. 内部質保証のための自己点検・評価</b>		
自己点検・評価に関する規則		
【2-2-1】	自己点検・評価に関する作業のてびき	
直近の自己点検・評価の報告書		
【2-2-2】	令和5年度 自己点検・評価報告書	
自己点検・評価を担当する会議体の議事録		
【2-2-3】	令和6年度 内部質保証委員会議事録	
自己点検・評価の結果を学内に周知したことを示す文書		
【2-2-4】	令和6年度 第5回教授会議題一覧	
IRなどを検討する会議体の規則		
【2-2-5】	IR推進室規程	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【2-2-a】	令和6年度 第6回運営会議議題一覧	
【2-2-b】	令和6年度 FD・SD研修一覧	

【2-2-c】	大学のウェブサイトで自己点検・評価を示す部分の URL <a href="https://kpur.ac.jp/about/johokokai/">https://kpur.ac.jp/about/johokokai/</a>	
【2-2-d】	IR 推進室 年間スケジュール	
【2-2-e】	集約情報一覧	
【2-2-f】	学修成果関連データ 令和1年度入学生	
【2-2-g】	教育関連報告書	
【2-2-h】	学生支援関連報告書	
【2-2-i】	研究・業績関連報告書	
【2-2-j】	運営関連報告書	
【2-2-k】	令和6年度 第1回、2回 FD・SD 委員会議事録	
<b>2-3. 内部質保証の機能性</b>		
学生の意見・要望をくみ上げ、教育研究や大学運営の改善・向上につなげるシステムを示す図など		
【2-3-1】	学生の意見・要望などへの対応フロー図	
学生の意見・要望のくみ上げを計画・実施する会議体の規則		
【2-3-2】	学生委員会規程	
学外関係者の意見・要望をくみ上げ、教育研究や大学運営の改善・向上につなげるシステムを示す図など		
【2-3-3】	自己点検・評価の PDCA サイクル	
学外関係者の意見・要望のくみ上げを計画・実施する会議体の規則		
【2-3-4】	内部質保証委員会規程	
三つのポリシーを起点とした内部質保証を行い、その結果を教育研究の改善・向上に生かすことを検討する会議体の議事録		
【2-3-5】	令和6年度 内部質保証員会議事録	
自己点検・評価などの結果を大学運営の改善・向上に生かすことを検討する会議体の議事録		
【2-3-5】	令和6年度 内部質保証員会議事録	
【2-3-6】	令和6年度 運営会議議事録	
自己点検・評価などの結果を学生や学外関係者に公表・説明したことを示す文書など		
【2-3-7】	自己点検・評価の公表を示す部分の URL <a href="https://kpur.ac.jp/about/johokokai/">https://kpur.ac.jp/about/johokokai/</a>	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【2-3-a】	「学長と学生の意見交換会」フィードバック	
【2-3-b】	令和6年度 「学長と学生の意見交換会概要」	
【2-3-c】	令和6年度 学生アンケート結果	
【2-3-d】	令和5年度自己点検・評価報告書に対する学外関係者の意見	
【2-3-e】	高知リハビリテーション専門職大学内部質保証に関する基本方針 初版	

### 基準 3. 学生

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
<b>3-1. 学生の受入れ</b>		
アドミッション・ポリシーを示す部分の URL		
【3-1-1】	<a href="https://kpur.ac.jp/about/profile/philosophy/">https://kpur.ac.jp/about/profile/philosophy/</a>	
アドミッション・ポリシーを策定する会議体の規則		
【3-1-2】	運営会議規程	
入試方法の検討と検証を行う会議体の規則		
【3-1-3】	入学試験広報委員会規程	
【3-1-4】	入学者選抜規程	
【3-1-5】	入学者選抜実施体制要綱	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		

高知リハビリテーション専門職大学

【3-1-a】	三つのポリシー	【資料 F-14】と同じ
【3-1-b】	高知リハビリテーション専門職大学 大学案内 P. 4、P. 16、P. 22、P. 28	【資料 F-2】と同じ
【3-1-c】	学生募集要項 P. 1	【資料 F-4】と同じ
【3-1-d】	入学試験区分と評価方法一覧	
【3-1-e】	入学試験選抜方法別進級状況	
【3-1-f】	編入学規程	
【3-1-g】	編入学規程細則	
【3-1-h】	オープンキャンパス実施一覧	
【3-1-i】	Go to 母校実施状況	
【3-1-j】	高知高等学校医療・健康系進学プログラム実施一覧	
<b>3-2. 学修支援</b>		
学修支援に関する方針・計画		
【3-2-1】	学修支援に関する方針・計画・運営について	
学修支援に関する会議体の規則		
【3-2-2】	教務委員会規程	
【3-2-3】	学生委員会規程	
【3-2-4】	学生支援室規程	
【3-2-5】	学生支援に関する規則	
【3-2-6】	アビリティ支援室規程	
TA、SA などに関する規則		
【3-2-7】	令和 6 年度 第 8 回、9 回教務委員会議事録（一部抜粋）	
オフィスアワーを学生に周知したこと示す文書		
【3-2-8】	学生便覧 P. 16	【資料 F-5】と同じ
【3-2-9】	新入生オリエンテーション資料	
障がいのある学生への学修支援に関する方針・計画、実施状況		
【3-2-10】	障がいのある学生支援の基本方針	
【3-2-11】	障がいのある学生への学修支援実施状況	
退学、休学、留年などの実態及び原因分析、改善方策などを検討する会議体の規則		
【3-2-12】	IR 推進室規程	
【3-2-13】	専攻会議規程	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【3-2-a】	「学修サポート制度」に係る申し合わせ事項	
【3-2-b】	入学前教育の案内	
【3-2-c】	学修ポートフォリオ作成のてびき	
【3-2-d】	「新入生入門セミナー」シラバス	
【3-2-e】	合理的配慮が必要な学生への支援について示す URL： <a href="https://kpur.ac.jp/campuslife/counseling/">https://kpur.ac.jp/campuslife/counseling/</a>	
【3-2-f】	学生便覧 P. 49	【資料 F-5】と同じ
【3-2-g】	学修成果関連データ 令和 1 年度入学生	
<b>3-3. キャリア支援</b>		
キャリア支援に関する方針・計画		
【3-3-1】	キャリアセンター運営方針	
キャリア支援に関する授業科目名一覧		
【3-3-2】	キャリア支援に関する授業科目名一覧	
キャリア支援に関する会議体の規則		
【3-3-3】	キャリアセンター規程	
教育課程外のキャリア支援のための講座やガイダンスなど一覧		
【3-3-4】	キャリアガイダンス実施一覧 令和 5～6 年度	

高知リハビリテーション専門職大学

自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【3-3-a】	就職進学支援実施計画	
【3-3-b】	卒業後アンケート結果 令和4年度～5年度卒業生	
【3-3-c】	就職先アンケート結果 令和5年度～6年度	
<b>3-4. 学生サービス</b>		
学生生活支援に関する方針・計画		
【3-4-1】	学生支援に関する規則	
学生生活支援に関する会議体の規則		
【3-4-2】	学生委員会規程	
【3-4-3】	学生支援室規程	
学生の課外活動の支援に関する規則		
【3-4-4】	高知リハビリテーション専門職大学学生自治会会則	
奨学金に関する規則		
【3-4-5】	高知リハビリテーション専門職大学奨学生規程	
【3-4-6】	学生支援奨学金制度（家賃充当・給付型）	
【3-4-7】	高知リハビリテーション専門職大学修学奨励費規程	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【3-4-a】	高知リハビリテーション専門職大学におけるハラスメント防止等に関するガイドライン	
【3-4-b】	保健室規程	
【3-4-c】	サークル・クラブ一覧	
【3-4-d】	学生規則	
【3-4-e】	高知リハ大さんぽ実施一覧	
【3-4-f】	高知リハビリテーション専門職大学学生寮規則	
<b>3-5. 学修環境の整備</b>		
施設・設備の管理に関する規則		
【3-5-1】	会計規程	
ICT環境について学生に周知したことを示す文書		
【3-5-2】	学生生活の手引き	
【3-5-3】	学内無線LAN (Wi-Fi) について	
図書館に関する規則		
【3-5-4】	高知リハビリテーション専門職大学図書館規程	
【3-5-5】	高知リハビリテーション専門職大学図書館管理規程	
図書館利用案内		
【3-5-6】	図書館利用の手引き	
建物の耐震化率を示す文書		
【3-5-7】	校舎等の耐震化率（本法人が設置する大学・短期大学に係る耐震化率）	
臨地実務実習施設一覧（専門職大学のみ）		
【3-5-8】	臨床実習施設一覧	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【3-5-a】	校地校舎面積図	
【3-5-b】	校舎図面	
【3-5-c】	理学療法学専攻、作業療法学専攻、言語聴覚学専攻備品一覧	
【3-5-d】	実習科目における実習室使用回数比率	
【3-5-e】	臨床実習における高知県内・県外学生配置比率	
【3-5-f】	高知県内公共図書館等との連携	
【3-5-g】	学生便覧 P.53-58	【資料F-5】と同じ
【3-5-h】	相互貸借状況（令和4～6年度）	

【3-5-i】	蔵書冊数	
【3-5-j】	文献検索利用状況（令和4～6年度）	
【3-5-k】	図書館利用者アンケート項目	
【3-5-l】	防災用学生必携	

#### 基準 4. 教育課程

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
<b>4-1. 単位認定、卒業認定、修了認定</b>		
ディプロマ・ポリシーを示す部分の URL		
【4-1-1】	<a href="https://kpur.ac.jp/about/profile/philosophy/">https://kpur.ac.jp/about/profile/philosophy/</a>	
ディプロマ・ポリシーを策定する会議体の規則		
【4-1-2】	運営会議規程	
学生にディプロマ・ポリシーの内容を説明する文書など		
【4-1-3】	学生便覧 P.1-3	【資料 F-5】と同じ
【4-1-4】	学修ポートフォリオ作成の手引き	
学位規則、学位審査基準		
【4-1-5】	高知リハビリテーション専門職大学学位規程	
進級・卒業・単位認定に関する規則		
【4-1-6】	学則 第29条（単位の認定、科目の修得及び評価） 第30条（成績の評価） 第35条（入学前の既修得単位等の認定） 第44条（卒業） 第45条（学位の授与）	【資料 F-3】と同じ
【4-1-7】	進級規程	
単位認定、進級、卒業判定を行う会議体の規則		
【4-1-8】	教授会規程	
【4-1-9】	教務委員会規程	
入学前の実務経験を通じて修得している実践的な能力の単位認定の基準（専門職大学のみ）		
—	該当なし	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【4-1-a】	三つのポリシー	【資料 F-14】と同じ
【4-1-b】	高知リハビリテーション専門職大学 大学案内 P.4	【資料 F-2】と同じ
【4-1-c】	学生便覧 P.13-14、P.22-23	【資料 F-5】と同じ
<b>4-2. 教育課程及び教授方法</b>		
カリキュラム・ポリシーを示す部分の URL		
【4-2-1】	<a href="https://kpur.ac.jp/about/profile/philosophy/">https://kpur.ac.jp/about/profile/philosophy/</a>	
カリキュラム・ポリシーを策定する会議体の規則		
【4-2-2】	運営会議規程	
学生にカリキュラム・ポリシーの内容を説明する文書など		
【4-2-3】	学生便覧 P.3-4	【資料 F-5】と同じ
【4-2-4】	「新入生入門セミナー」シラバス	
教育課程の体系的編成を示すカリキュラムマップやカリキュラムツリーなど		
【4-2-5】	カリキュラムマップ	
履修に関する規則		
【4-2-6】	高知リハビリテーション専門職大学履修規程	
教育課程を検討する会議体の規則		
【4-2-7】	教務委員会規程	
【4-2-8】	教育課程連携協議会規程	

高知リハビリテーション専門職大学

シラバス作成に関して教員に周知したことを示す文書		
【4-2-9】	高知リハビリテーション専門職大学シラバス作成ガイドライン	
教養教育を検討する会議体の規則		
【4-2-7】	教務委員会規程	
【4-2-8】	教育課程連携協議会規程	
教育課程連携協議会の議事録（専門職大学のみ）		
【4-2-10】	教育課程連携協議会議事録（令和6年度分、令和4～5年度抜粋）	
授業科目別登録者数一覧（専門職大学のみ）		
【4-2-11】	授業科目登録者数一覧	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【4-2-a】	三つのポリシー	【資料 F-14】と同じ
【4-2-b】	ナンバリングについて	
【4-2-c】	学生便覧 P. 14-15	【資料 F-5】と同じ
【4-2-d】	理学療法学専攻「臨床実習」科目シラバス	
【4-2-e】	作業療法学専攻「臨床実習」科目シラバス	
【4-2-f】	言語聴覚学専攻「臨床実習」科目シラバス	
<b>4-3. 学修成果の把握・評価</b>		
大学が求める学修成果を示す文書など		
【4-3-1】	アセスメント・テストの分析結果（ディプロマ・ポリシー）	
大学が求める学修成果の内容を学生に説明する文書など		
【4-3-2】	学修ポートフォリオ作成の手引き	
学修成果の把握・評価の方針		
【4-3-3】	高知リハビリテーション専門職大学 アセスメント・ポリシー	
学修成果の把握・評価の方法などについて検討する会議体の規則		
【4-3-4】	IR推進室規程	
学修成果の把握・評価のために実施した調査と分析の結果		
【4-3-5】	学修成果関連データ①	
【4-3-6】	学修成果関連データ②	
【4-3-7】	学修成果関連データ③	
【4-3-1】	アセスメント・テストの分析結果（ディプロマ・ポリシー）	
【4-3-8】	アセスメント・テストの分析結果（4年次）	
【4-3-9】	アセスメント・テストの分析結果（1年次）	
学修成果の把握・評価の結果を、教育内容、方法及び学修指導の改善にフィードバックすることを検討する会議体の議事録		
【4-3-10】	FD・SD委員会議事録（令和6年度分、令和7年度第1回）	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【4-3-a】	機関レベルの評価を示す資料①（学位授与率、標準修了年限内卒業率）	
【4-3-b】	機関レベルの評価を示す資料②（卒業後アンケート）	
【4-3-c】	教育課程レベルの評価を示す資料（GPA平均、単位修得状況、国家試験合格率）	
【4-3-d】	機関レベルの評価を示す資料④（就職率、就職先）	
【4-3-e】	授業評価アンケート項目	
【4-3-f】	授業評価報告書書式	
【4-3-g】	授業評価結果を示す部分の URL： <a href="https://kpur.ac.jp/about/johokokai/">https://kpur.ac.jp/about/johokokai/</a>	
【4-3-h】	研究授業アンケート項目	
【4-3-i】	休学率・退学率・留年率	

## 基準 5. 教員・職員

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
<b>5-1. 教育研究活動のための管理運営の機能性</b>		
大学の意思決定に関する組織図		
【5-1-1】	高知リハビリテーション専門職大学組織図	【資料 F-6】と同じ
大学の意思決定に関する会議体の規則		
【5-1-2】	運営会議規程	
【5-1-3】	教授会規程	
学長の職務 5-1-3 権限に関する規則		
【5-1-4】	教員人事規程	
教授会に関する規則		
【5-1-3】	教授会規程	
教授会の開催日時・議題一覧		
【5-1-5】	教授会開催日時・議題一覧 (令和 6 年度分、令和 7 年度第 1 回)	
学生の退学、停学及び訓告の処分の手続きが学長によって定められていることを示す文書		
【5-1-3】	教授会規程	
事務局組織図		
【5-1-1】	高知リハビリテーション専門職大学組織図	【資料 F-6】と同じ
事務分掌に関する規則		
【5-1-6】	組織規程	
【5-1-7】	事務分掌表	
職員採用・昇任の方針・規則		
【5-1-8】	新採職員選考委員会内規	
【5-1-9】	給与規程	
教育課程連携協議会の規則 (専門職大学のみ)		
【5-1-10】	教育課程連携協議会規程	
教育課程連携協議会の構成員名簿 (専門職大学のみ)		
【5-1-11】	教育課程連携協議会構成員表	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【5-1-a】	高知リハビリテーション専門職大学学長選考規程	
【5-1-b】	高知リハビリテーション専門職大学学則 第 11 条、第 12 条	【資料 F-3】と同じ
【5-1-c】	専攻長会議規程	
【5-1-d】	専攻会議規程	
<b>5-2. 教員の配置</b>		
教員の採用・昇任の方針・規則		
【5-2-1】	教員資格基準	
【5-2-2】	教員選考基準	
【5-2-3】	教員人事規程	
教員人事に関する会議体の規則		
【5-2-4】	人事委員会規程	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【5-2-a】	令和 7 年度専任教員配置数	
【5-2-b】	令和 7 年度指定規則上の教員配置数	
<b>5-3. 教員・職員の研修・職能開発</b>		
FD の方針・計画		
【5-3-1】	第 1 期中期目標・中期計画 (FD・SD について)	

高知リハビリテーション専門職大学

FDの実施報告書		
【5-3-2】	令和6年度FD・SD研修一覧	
SDの方針・計画		
【5-3-1】	第1期中期目標・中期計画（FD・SDについて）	
SDの実施報告書		
【5-3-2】	令和6年度FD・SD研修一覧	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【5-3-a】	FD・SD委員会規程	
【5-3-b】	授業評価アンケート項目	
【5-3-c】	授業評価報告書様式	
【5-3-d】	授業評価報告書を示すURL： <a href="https://kpur.ac.jp/about/johokokai/">https://kpur.ac.jp/about/johokokai/</a>	
【5-3-e】	令和6年度研究授業実施状況	
【5-3-f】	研究授業アンケート項目	
<b>5-4. 研究支援</b>		
研究環境に関する調査の結果		
【5-4-1】	研究実施を進める上での環境調査	
研究環境整備の方針・計画		
【5-4-2】	研究推進 第1期中期目標・中期計画書（令和2～6年度）	
研究倫理に関する規則		
【5-4-3】	高知リハビリテーション専門職大学研究倫理指針	
【5-4-4】	高知リハビリテーション専門職大学における研究活動の特定不正行為への対応等に関する規程	
【5-4-5】	高知リハビリテーション専門職大学公的研究費の不正防止対策基本方針	
【5-4-6】	高知リハビリテーション専門職大学における公的研究費の不正防止計画	
【5-4-7】	高知リハビリテーション専門職大学における公的研究費の不正発生時の取扱いについて	
【5-4-8】	研究倫理審査委員会規程	
研究費の適正利用に関するマニュアル		
【5-4-9】	高知リハビリテーション専門職大学競争的資金等事務取扱要領	
研究活動への資源配分に関する規則		
【5-4-10】	高知リハビリテーション専門職大学「共同研究助成金」計画調書作成・記入要領	
【5-4-11】	令和7年度予算要求資料の提出について（依頼）	
研究活動に対するRAなど人的支援に関する規則		
—	該当しない	
科研費などの申請のために必要な情報を学内に周知したことを示す文書		
【5-4-12】	令和7年度科学研究費助成事業の公募等について	
外部資金応募・獲得の実績一覧		
【5-4-13】	令和5～6年度外部資金応募・獲得実績	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【5-4-a】	研究推進委員会規程	
【5-4-b】	学内研究会・共同研究報告会案内ポスター	
【5-4-c】	共同研究助成金一覧 令和5～6年度	

**基準 6. 経営・管理と財務**

基準項目
------

高知リハビリテーション専門職大学

コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
<b>6-1. 経営の規律と誠実性</b>		
組織倫理に関する規則		
【6-1-1】	コンプライアンス基本規程	
情報公表に関する規則		
【6-1-2】	情報公開規程	
【6-1-3】	高知リハビリテーション専門職大学学則 第3条	【資料 F-3】と同じ
学校教育法施行規則第172条の2に対応した部分の URL		
【6-1-4】	<a href="https://kpur.ac.jp/about/johokokai/">https://kpur.ac.jp/about/johokokai/</a>	
私立学校法第151条に対応して公開した部分の URL		
【6-1-5】	<a href="https://www.kochi-gakuen.org/disclosure/">https://www.kochi-gakuen.org/disclosure/</a>	
内部統制システムの基本方針		
【6-1-6】	内部統制システム整備の基本方針	
内部統制の組織体制を示す図		
—	該当なし	
内部統制に関する規則		
—	該当なし	
ハラスメント防止に関する規則		
【6-1-7】	ハラスメントの防止等に関する規程	
【6-1-8】	高知リハビリテーション専門職大学におけるハラスメントの防止等に関するガイドライン	
【6-1-9】	ハラスメント防止等に関する倫理委員会規程	
個人情報保護に関する規則		
【6-1-10】	個人情報の保護に関する規程	
【6-1-11】	個人情報保護委員会内規	
【6-1-12】	個人情報保護委員会規程	
【6-1-13】	個人番号及び特定個人情報取扱規程	
【6-1-14】	個人番号及び特定個人情報保護に関する基本方針	
危機管理に関する方針・規則		
【6-1-15】	高知リハビリテーション専門職大学危機管理委員会	
【6-1-16】	高知リハビリテーション専門職大学危機管理規程	
危機管理に関するマニュアル		
【6-1-17】	【教職員用】防災・防犯マニュアル（令和5年度）	
【6-1-18】	【学生用】防災・防犯マニュアル（令和5年度）	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【6-1-a】	学校法人高知学園寄附行為 第3条、第37条第2項	【資料 F-1】と同じ
【6-1-b】	理事会会議規程	
【6-1-c】	学校法人高知学園 財務計画（令和7年度～令和11年度）	【資料 F-9】と同じ
【6-1-d】	運営会議規程	
【6-1-e】	高知学園のSDGs取組宣言	
【6-1-f】	外部相談窓口チラシ	
【6-1-g】	公益通報に関する規程	
【6-1-h】	ストレスチェック制度実施規程（内規）	
【6-1-i】	高知学園衛生管理規程（内規）	
【6-1-j】	衛生委員会規程	
<b>6-2. 理事会の機能</b>		
法人の意思決定に関する組織図		
【6-2-1】	学校法人高知学園組織図	
予算・決算を承認した際の理事会の議事録		

高知リハビリテーション専門職大学

【6-2-2】	令和6年度第6回学校法人高知学園理事会議事録	
【6-2-3】	令和7年度第1回学校法人高知学園理事会議事録	
理事を選任する会議体の規則		
【6-2-4】	学校法人高知学園寄附行為 第6条、第7条、第8条第1項第1号、第14条	【資料 F-1】と同じ
理事を選任した際の会議体の議事録		
—	該当なし	
中期的な計画を承認・見直しした際の理事会の議事録		
【6-2-2】	令和6年度第6回学校法人高知学園理事会議事録	
理事が職務執行状況を理事会に報告したことを示す文書		
【6-2-3】	令和7年度第1回学校法人高知学園理事会議事録	
【6-2-5】	令和6年度事業報告書	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【6-2-a】	理事会会議規程	
【6-2-b】	学校法人高知学園寄附行為 第17条、第23条、第29条、第32条	【資料 F-1】と同じ
【6-2-c】	学校法人高知学園 財務計画（令和7年度～令和11年度）	【資料 F-9】と同じ
<b>6-3. 管理運営の円滑化とチェック機能</b>		
評議員を選任した際の会議体の議事録		
—	該当なし	
監事・会計監査人を選任した際の評議員会の議事録		
—	該当なし	
予算・決算を審議した際の評議員会の議事録		
【6-3-1】	令和7年度第1回学校法人高知学園評議員会議事録	
【6-3-2】	令和6年度第6回学校法人高知学園評議員会議事録	
監事監査に関する規則		
—	該当なし	
監事監査計画書		
—	該当なし	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【6-3-a】	学校法人高知学園寄附行為 第15条第3項、第23条、第24条、第29条、第32条、第33条、第37条、第50条、第55条	【資料 F-1】と同じ
【6-3-b】	運営会議規程	
<b>6-4. 財務基盤と収支</b>		
予算編成方針		
【6-4-1】	令和7年度当初予算編成に向けた基本方針	
財務計画書		
【6-4-2】	学校法人高知学園 財務計画（令和7年度～令和11年度）	【資料 F-9】と同じ
外部資金導入の実績		
【6-4-3】	令和6年度外部資金実施導入実績	
資産運用に関する規則		
【6-4-4】	資金管理運用規程	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【6-4-a】	令和7年度当初予算及び令和6年度補正予算編成について（通知）	
【6-4-b】	予算の適切な執行について（通知）	
【6-4-c】	高知リハビリテーション専門職大学五ヵ年財務計画	
<b>6-5. 会計</b>		
経理に関する規則		

高知リハビリテーション専門職大学

【6-5-1】	会計規程	
【6-5-2】	会計規程施行細則	
会計監査人の選任に関する規則		
【6-5-3】	学校法人高知学園寄附行為 第50条	【資料F-1】と同じ
会計監査人が監事に報告した内容を示す文書など		
—	該当なし	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【6-5-a】	内部監査規程	
【6-5-b】	内部監査細則	

**基準 A. 地域連携・地域貢献**

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
<b>A-1. 体制の整備と実施状況</b>		
【A-1-1】	令和6年度公開講座一覧	
【A-1-2】	令和6年度出張講義一覧	
【A-1-3】	高知リハビリテーション専門職大学センター規程	
【A-1-4】	令和6年度活動実績	
【A-1-5】	高知リハビリテーション専門職大学と土佐市の連携事業に関する協定書	
【A-1-6】	医療法人五月会包括的連携に関する協定書	
【A-1-7】	社会福祉法人土佐市社会福祉協議会地域支援に関する協定書	
【A-1-8】	高知県と高知リハビリテーション専門職大学との連携協力に関する協定書	
【A-1-9】	令和6年度ボランティア活動一覧	

※必要に応じて、記入欄を追加・削除すること。

※「専門職大学のみ」の欄について該当がない場合は、「該当なし」と記載すること。

※基準項目ごとの「自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料」に該当資料が無い場合は、記入欄を削除すること。